

「市民参加を推進するための  
環境整備に関する調査」  
報告書

平成20年9月

特定非営利活動法人 公共政策研究所



## はじめに

「市民参加の環境調査」を始めようと思ったのは、平成19年に、IIHOE(人と組織と地球のための国際研究所 代表者川北秀人)が行った「都道府県、主要市におけるNPOとの協働環境に関する調査」に参加した(北海道・札幌市・函館市の同調査を北海道NPOサポートセンターから委託を受け公共政策研究所が実施した)時であった。地域社会は市民参加(住民自治)と協働によって成り立つと考えれば、「行政とNPOとの協働の環境調査」があるのなら、「行政における市民参加の環境調査」もあってもよいのではないかと考えた。

「市民参加の環境調査」は自治体経営への市民参加の仕組み(住民自治)と参加意欲(起業意欲)を持った市民の存在が自治体経営や地域社会を変えるとの仮説に基づいて行っている。

市民参加の評価指標は公共政策研究所オリジナルである。「市民参加の環境」調査指標案作りにあたっては、道内の行政職員の意見を参考に、試行錯誤を行い、完成させた。

この調査の意義は「市民参加」という切り口で、一つの評価指標(判断基準)に基づき道内35市の市民参加の現状を客観的に評価することである。また、評価も当該市のホームページから入手できる情報に基づき一方的に当研究所が評価するのではなく、当研究所の評価を参考に自治体が自ら客観的に自己評価をすることである。

この調査の特徴は自治体の課題を自治体自身が認識するプロセスを導入したことである。当研究所と自治体間で評価が異なる場合は事実に基づく合意形成も行った。しかし、最終的に合意に至らなかったところは自治体の自己評価を報告書の評価とした。

この報告書の目的は、自治体のランキングを付けることを目的とはしていない。自治体が事実を事実として受け入れるところには改善の芽が出るが、事実を脚色することや見解の相違としてしまうと改善の芽は出てこない。いかに自治体が自ら、客観的に自己の現状を認識、評価をするかが目的である。

最終に、最終的評価者はこの報告書を読んだ市民であることを訴え、さらに、この報告書が自治体経営における市民参加(住民自治)の環境改善の一助になることを期待したい。

# 目 次

## 第1章 調査の概要

1. アンケート調査の概要 .....	8
2. 調査結果	
(1) 自治基本条例・参加条例の施行・検討の状況 .....	10
(2) 条例制定市と条例未制定市の市民参加に差 がない事項 .....	11
(3) 条例制定市と条例未制定市の市民参加に差 がある事項 .....	16
(4) 自治基本条例制定市と市民参加条例制定市 の市民参加に差がある事項 .....	26
(5) 各市の評価パターン .....	29

## 第2章 調査項目ごとの比較

1. 市民参加の制度化プロセスについて	
(1) 市民参加を推進する条例や指針等の制定 .....	36
(2) 制度を策定するプロセスへの市民参加の状況 .....	40
(3) 市民参加の制度化プロセスの情報提供 .....	44
2. 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組み	
(1) 市民参加の庁内体制 .....	48
(2) 職員の育成 .....	52
(3) 庁内での事例活用 .....	57
3. 制度を浸透させるための具体的方策	
(1) 行政情報の発信 .....	61
(2) 市民参加手法の整備 .....	65
(3) ア 審議会委員の公募委員選任 .....	69
イ 審議会委員への女性登用 .....	73
ウ 審議会委員選考機関への市民参加 .....	77
(4) 市民参加手続のふりかえり .....	81

4. 総合計画と行政評価への市民参加	
(1)総合計画への市民参加	85
(2)行政評価への市民参加	90
5. 地域社会への市民参加	94
6. ホームページの活用	
(1)ホームページは発見しやすいか	98
(2)ホームページからどんな情報が入手できるか	102
7. 今後の課題	106
8. 参考にしている自治体	110

### 第3章 各市ごとの調査項目一覧

1. 札幌市	114	2. 函館市	118	3. 小樽市	121
4. 旭川市	124	5. 室蘭市	127	6. 釧路市	130
7. 帯広市	133	8. 北見市	136	9. 岩見沢市	139
10. 網走市	142	11. 苫小牧市	145	12. 稚内市	148
13. 美唄市	151	14. 芦別市	154	15. 江別市	157
16. 赤平市	160	17. 紋別市	163	18. 士別市	166
19. 名寄市	169	20. 三笠市	172	21. 千歳市	175
22. 滝川市	178	23. 砂川市	181	24. 深川市	184
25. 富良野市	187	26. 登別市	190	27. 恵庭市	193
28. 伊達市	196	29. 北広島市	199	30. 石狩市	202
31. 北斗市	205				

あとがき	208
------	-----

### 資料編

1. 調査票	210
--------	-----



# 第1章 調査の概要

# 市民参加を推進するための環境整備に関する調査報告書

## 1. 調査の概要

### (1) 調査期間

平成20年4月24日～6月30日

### (2) 調査の対象

北海道内35市

### (3) 調査の目的

自治体における市民参加の制度整備・実施状況や市民参加の関連情報の公開度を明らかにする。

### (4) 調査方法

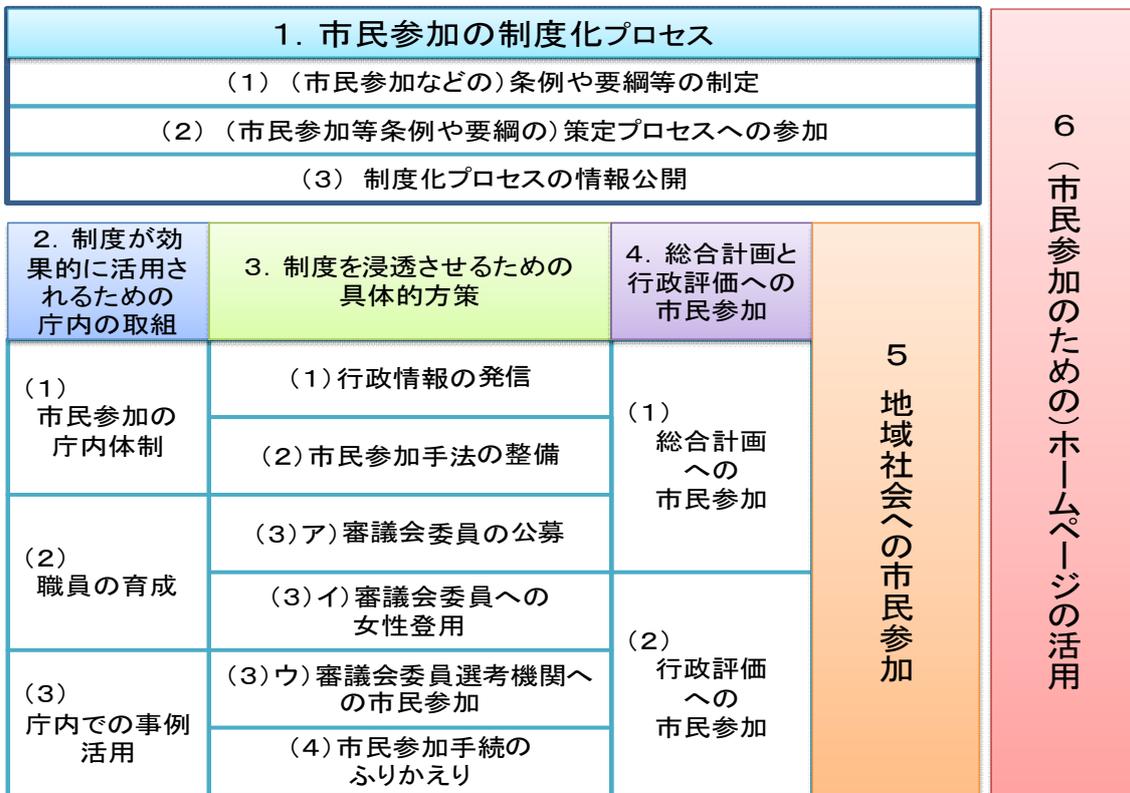
①ホームページで公開されているデータをもとに、市民参加のための条例や要綱の策定状況や市民参加の実績などを調査し、当研究所が定めた評価基準に従って採点。

②北海道内35市町村に、直接担当課へメール添付で調査票を送付し、回答をメール添付にて回収する方法によって行った。

### (5) 調査の作業手順

	フェイズ 1	フェイズ 2	フェイズ 3	フェイズ 4	対象市
「」回答があった場合	当研究所で貴市のホームページで公開されているデータをもとに、市民参加の条例や要綱の状況や市民参加の手法、実績など当研究所が定めた評価基準に従って評価・採点を行います。	当研究所が行った評価・採点を参考に、貴市において、独自に当研究所が定めた評価基準に従って自己評価・採点を行います。	当研究所と貴市の採点が異なる項目についてのみ協議を行います。協議の結果、合意した採点を報告書における採点とさせていただきます。なお、合意が不成立の場合は貴市の評価・採点が報告書における評価・採点となります。	調査結果を報告書としてまとめ、公表いたします。	31市
「」回答がなかった場合	同上		5月20日締切	今回は公表しないこととしました。	4市

(6) 市民参加を推進するための環境整備に関する調査項目のマッピング



(7) 市民参加を推進するための環境整備に関する調査の回答状況

表1: 調査の回答状況

回答あり	31	89%
回答なし	4	11%
計	35	100%

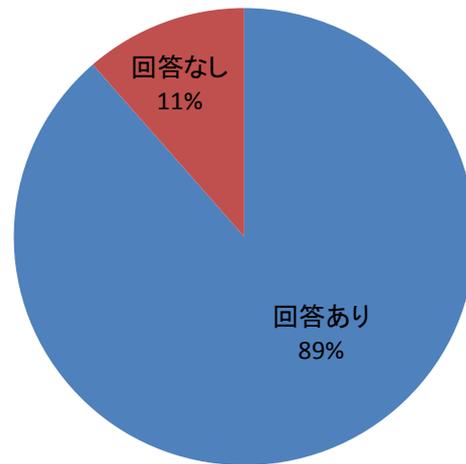


図1: 回答状況

(注) 回答なしの理由

- ① 夕張市・歌志内市は時間的余裕なしのため辞退
- ② 留萌市・根室市は調査趣旨に不同意のため

ア. 回答あり

- ① 札幌市 ② 函館市 ③ 小樽市
- ④ 旭川市 ⑤ 室蘭市 ⑥ 釧路市
- ⑦ 帯広市 ⑧ 北見市 ⑨ 岩見沢市
- ⑩ 網走市 ⑪ 苫小牧市 ⑫ 稚内市
- ⑬ 美唄市 ⑭ 芦別市 ⑮ 江別市
- ⑯ 赤平市 ⑰ 紋別市 ⑱ 士別市
- ⑲ 名寄市 ⑳ 三笠市 ㉑ 千歳市
- ㉒ 滝川市 ㉓ 砂川市 ㉔ 深川市
- ㉕ 富良野市 ㉖ 登別市 ㉗ 恵庭市
- ㉘ 伊達市 ㉙ 北広島市 ㉚ 石狩市
- ㉛ 北斗市

イ. 回答なし

- ① 夕張市 ② 留萌市 ③ 根室市
- ④ 歌志内市

## 2. 調査結果

### (1) 自治基本条例・参加条例の施行・検討の状況(平成20年4月現在)

	条例施行	条例制定検討	市政方針	未着手
自治基本条例	登別市 札幌市 帯広市 苫小牧市 稚内市 美唄市 留萌市 石狩市 (8)	函館市 北見市 芦別市 江別市 名寄市 士別市 (6)	小樽市 滝川市 三笠市 (3)	恵庭市 室蘭市 岩見沢市 網走市 赤平市 紋別市 砂川市 深川市 北斗市 根室市 夕張市 歌志内市 (12)
市民参加条例	(石狩市) 旭川市 富良野市 伊達市 千歳市 (5)	北広島市 (苫小牧市) (2)		
		指針制定		
		釧路市 (1)		

表2: 自治基本条例等施行状況

内容	自治体数
自治基本条例施行	8
市民参加条例施行	5
市民参加と協働指針	1
自治基本条例制定作業中	6
市民参加条例制定作業中	2
自治基本条例検討表明	3
未着手	12
計	37

(注) 自治基本条例施行と市民参加条例制定作業中にそれぞれ1つつ重複カウントある。

道内35市の自治基本条例及び市民参加条例の施行・検討状況

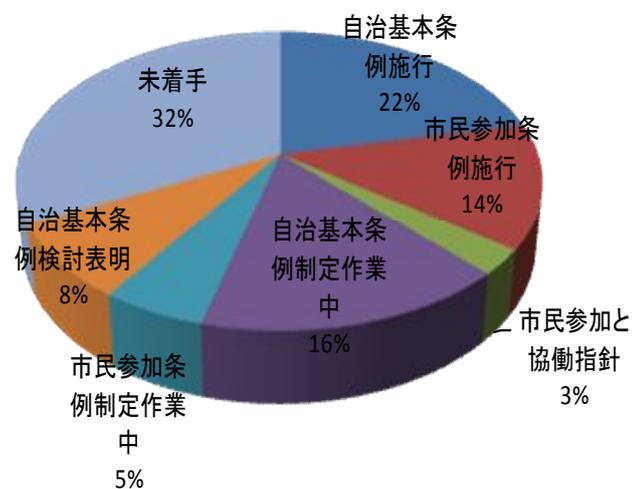


図2: 自治基本条例・市民参加条例の施行・検討状況

## (2) 条例制定市と条例未制定市の市民参加に差がない事項

表3: 条例制定市と条例未制定市との市民参加の環境調査の状況

項目	1(1) 1(2) 1(3)			平均	2(1) 2(2) 2(3)			平均	3(1) 3(2) 3(3)ア 3(3)イ 3(3)ウ 3(4)						平均	4(1) 4(2)		平均	5	6(1)	合計	平均	
	市民参加の制度化プロセス				制度が効果的に活用されるための庁内の取り組み				制度を浸透させるための具体的方策							総合計画と行政評価への市民参加							
大項目	数	条例や要綱等の制定	策定プロセスへの参加	制度化プロセスの情報公開	市民参加の庁内体制	職員の育成	庁内での事例活用	平均	行政情報の発信	市民参加手法の整備	審議会委員の公募委員選任	審議会委員への女性登用	審議会委員選考機関への市民参加	ふりかえり	平均	総合計画への市民参加	行政評価への市民参加	平均	地域社会への市民参加	ホームページの活用	合計	平均	
小項目																							
条例制定市	11	5.1	5.7	5.3	5.4	2.9	2.7	2.6	2.8	4.5	4.4	2.1	3.5	0.6	3.4	3.1	4.6	4.0	4.3	0.8	3.8	56.2	3.5
条例未制定市	20	1.8	1.05	1.65	1.5	1.1	0.9	0.75	0.9	3.25	1.8	2.25	3.15	0.35	0	1.8	4.35	2.65	3.5	1.2	1.5	27.8	1.7
						(3)①	(3)②	(3)③		(3)④	(3)⑤	(2)①	(2)②	(2)④	(3)⑥		(2)③	(3)⑦		(2)⑤	(3)⑧		

(注) 条例制定市とは自治基本条例(札幌市、帯広市、苫小牧市、稚内市、美唄市、登別市)、市民参加条例(石狩市、旭川市、富良野市、伊達市、千歳市)を制定した市を指す。

### ① 3(3)ア 審議会委員の公募委員選任 (表3参照)

— 審議会の委員は一部公募するのが一般化している。課題は市民公募率のUP—

#### (評価設定の考え)

審議会は市民意思を表明する場として、行政の政策決定の一つの根拠を与えるという意味では重要な場である。その審議会に多様な市民意思が持ち寄せられ一つの合意として答申が出せることは市民意思の結集として意味がある。したがって、審議会委員にどれだけ公募委員が参加しているかが多様な市民意思が反映されているかのバロメーターでもある。

評価指標	該当市	数
6 審議会等委員に公募市民が選任されている比率が50%以上である。	—	
5 審議会等委員に公募市民が選任されている比率が40%程度である。	北広島市	1
4 審議会等委員に公募市民が選任されている比率が30%程度である。	滝川市	1
3 審議会等委員に公募市民が選任されている比率が20%程度である。	函館市、 <b>石狩市</b> 、恵庭市	3
2 審議会等委員に公募市民を選任されている。(公募市民が一部の審議会にはいる程度)	<b>札幌市</b> 、小樽市、 <b>旭川市</b> 、室蘭市、釧路市、 <b>帯広市</b> 、北見市、岩見沢市、網走市、 <b>苫小牧市</b> 、 <b>稚内市</b> 、 <b>美唄市</b> 、芦別市、江別市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、 <b>千歳市</b> 、砂川市、深川市、 <b>富良野市</b> 、 <b>登別市</b> 、 <b>伊達市</b> 、北斗市	25
1 —	—	
0 審議会等委員への公募は行っていない。	赤平市	1

(注) 太字、アンダーバー市は条例制定市

(評価)

審議会には公募の市民が1人以上参加している程度である。公募市民が選任されている比率が20%程度(評価指標3)以上の市は全体の5市、16%と公募委員の比率は低い。

特に、20%程度以上の自治体の中に条例制定市(自治基本条例・市民参加条例制定市を「条例制定市」と以下いう)が入っているのは石狩市のみで、他の条例制定市は評価指標2の「公募市民が一部の審議会にいる程度」となっており、条例制定市の課題は市民の意思による市政運営という条例理念と現実の市民参加にかい離があることである。今後、改善が求められる。

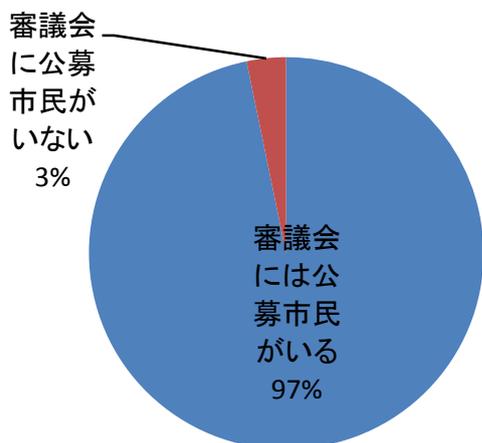


図3: 審議会委員を公募している市の比率

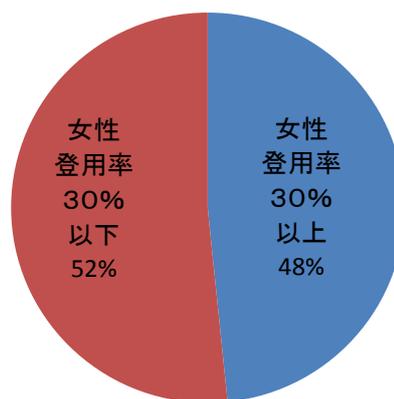


図4: 審議会委員の女性登用率

② 3(3)イ 審議会委員への女性登用 (表3参照)  
 ー審議会委員への女性登用率はまだ低いー

(評価設定の考え)

審議会委員に女性がどれだけの比率で登用されているかは女性の意思が行政の政策に反映されているかというバロメーターである。

また、行政が女性の意思をどれだけ尊重しているかというバロメーターでもある。

評価指標		該当市	数
6	審議会等委員に女性が選任されている比率が全体の50%以上である。	—	
5	審議会等委員に女性が選任されている比率が全体の40%程度である。	滝川市、北広島市	2
4	審議会等委員に女性が選任されている比率が全体の30%程度である。	札幌市、小樽市、旭川市、釧路市、帯広市、士別市、名寄市、千歳市、登別市、岩見沢市、網走市、苫小牧市、石狩市	13
3	審議会等委員に女性が選任されている比率が全体の20%程度である。	函館市、稚内市、江別市、深川市、富良野市、室蘭市、美瑛市、砂川市	8
2	審議会等委員に女性が選任されている。(女性が一部の審議会にはいる程度)	北見市、芦別市、赤平市、紋別市、三笠市、恵庭市、伊達市、北斗市	8
1	審議会等委員に女性を登用するためのガイドラインを検討している。	—	
0	審議会等委員への女性の登用は行っていない。	—	

(注)太字、アンダーバー市は条例制定市

(評価)

全体を通じて、審議会委員への女性登用比率は全体の20%程度と国が目標としている30%程度とはなっていない。(前ページ図4参照)

室蘭市のように「男女平等参画基本計画」や砂川市、北見市のような「附属機関等設置等に関する取扱要綱」に「附属機関等において女性委員の割合が30%以上となるよう努める」という規定を設けているところも多く、その目標に達成していない市が数多くある。

特に、条例制定市の課題は審議会委員への女性登用比率がまだまだ低いことである。今後の審議会委員への女性登用比率UPが強く求められる。

③ 4(1)総合計画への市民参加 (表3参照)

—総合計画の策定プロセスには公募市民が参加するのが一般化している—

(評価設定の考え)

総合計画は自治体の長期計画であり、その長期計画には多様な市民の意思が反映され、合意させた計画が策定されるべきである。そのためには、広く公募による市民が参加し、策定されることが市民意思に基づく総合計画となることができる。したがって、総合計画の策定プロセスに公募市民がどのようにかかわったかが総合計画の価値のバロメーターでもある。

評価指標	該当市	数
6 総合計画審議会条例によって、公募市民が参加して総合計画の推進に関する総合的な調査及び検討を行っている。	函館市、 <b>帯広市</b> 、江別市、名寄市、士別市、砂川市、 <b>伊達市</b> 、恵庭市、 <b>石狩市</b>	9
5 総合計画審議会要綱によって、公募市民が参加して総合計画の策定をしている。	<b>札幌市</b> 、 <b>旭川市</b> 、釧路市、北見市、岩見沢市、 <b>苫小牧市</b> 、芦別市、	7
4 総合計画審議会に市が公募する市民が参加している。	小樽市、網走市、 <b>稚内市</b> 、紋別市、 <b>富良野市</b> 、 <b>登別市</b> 、北広島市、北斗市	8
3 総合計画審議会に市長が指名する市民が委員として参加している。	室蘭市、 <b>美瑛市</b> 、赤平市、三笠市、 <b>千歳市</b>	5
2 総合計画の策定に市民アンケート等で間接的参加の機会を設けている。	深川市	1
1 —	—	
0 総合計画の策定に市民参加の機会を設けていない。(庁内のみで策定)	滝川市	1

(注)太字、アンダーバー市は条例制定市

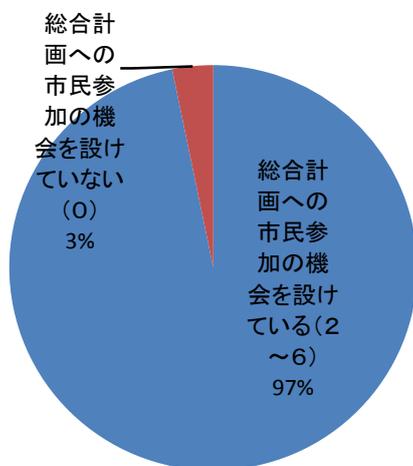


図5: 総合計画への市民参加状況

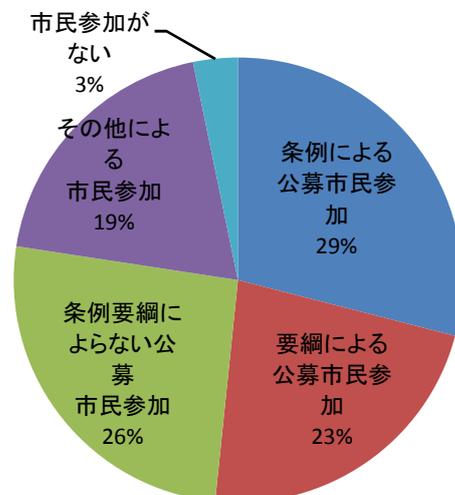


図6: 総合計画への市民参加の形態

(評価)

条例制定の有無に関係なく、総合計画の策定プロセスには市民参加の機会を設けていないのは3%(1市)で、市民参加の機会を設けているのが97%(30市)と、ほとんどの市が総合計画策定プロセスに市民参加することが一般化されている。総合計画の審議会に公募市民が参加することを条例化している市は29%、要綱による場合が23%、条例・要綱ではないが公募市民が参加しているのが26%、その他の参加が19%、まったく市民参加がないのが3%であった。97%の市ではなんらか市民が参加して策定されている。(前ページ図5、図6参照)

④ 3(3)ウ 審議会委員選考機関への市民参加 (表3参照)  
ー市民公募委員を選考する委員への市民参加の制度が確立されていないー

(評価設定の考え)

これからの自立した自治体経営において、市民参加による市民意思の確認をする審議会は重要な市民意思合意の場である。

市民意思の代表者である審議会委員の選考は透明であるべきであり、市民参加が進む上で、委員選考の手続は重要である。

したがって、審議会委員を選考する選考機関の運営は透明で、民主的でなければならない。その透明性と民主性を担保する方法の1つとして公募による市民参加があり、選考機関に公募市民が参加しているかを透明性と民主性のバロメーターとした。

(評価)

審議会委員の選考機関が庁内にあるは5市(16%)、ないは26市(84%)であった。(次ページ図7参照) 審議会や総合計画策定に公募市民が参加しているにも関わらず、公募に応じた市民から審議会委員等を選考する選考委員会に市民参加の制度がない。また、審議会委員選考機関の制度化が進んでいない。

今回の調査中、ある市から附属機関の公募委員を選任するのは市長であるので、選考委員会に市民が入るのはおかしいのではないかとのご意見があった。しかし、審議会に公募委員が多数参加する時代には委員選考の透明性や説明責任が求められる。そのためにも、条例等による透明性や説明責任が果たせる制度が求められる。

評価指標		該当市	数
6	審議会等委員の選考機関(条例・規則)に、公募の市民が5割以上参加している。	—	0
5	審議会等委員の選考機関(条例・規則)に、公募の市民が参加している。	—	0
4	審議会等委員の選考機関(条例・規則)に、公募ではないが市民が参加している。	—	0
3	審議会等委員の選考機関(条例・規則)の制度がある。	<b>稚内市</b>	1
2	審議会等委員の選考機関が庁内にある。	<b>札幌市、旭川市、砂川市、士別市</b>	4
1	—	—	—
0	審議会等委員の選考機関はない。	函館市、小樽市、室蘭市、釧路市、 <b>帯広市</b> 、北見市、岩見沢市、網走市、 <b>苫小牧市、美唄市</b> 、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、名寄市、三笠市、 <b>千歳市</b> 、滝川市、深川市、 <b>富良野市、登別市</b> 、恵庭市、 <b>伊達市</b> 、北広島市、 <b>石狩市</b> 、北斗市	26

(注)太字、アンダーバー市は条例制定市

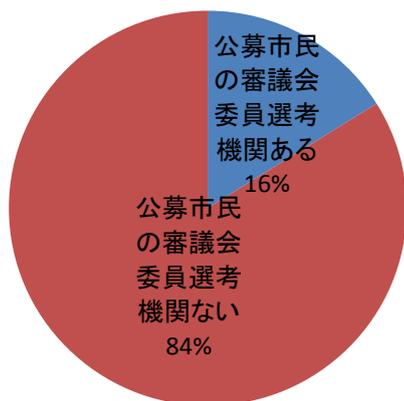


図7: 審議会委員の選考機関の有無

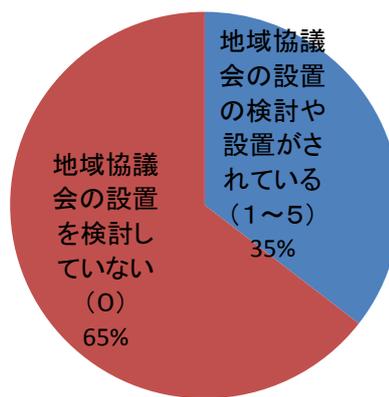


図8: 地域協議会設置や検討状況

⑤ 5 地域社会への市民参加  
 —地域社会への市民参加の制度設計がほとんどされていない—

(評価設定の考え)

自治の基本に地域社会があり、地域社会は市民自ら課題解決することを基本としているが、市民は地域社会の一部の課題解決のため、自治体を作り、自治体に託した。

2000年の分権改革以降、自治体は国の事務を忠実に行う組織から地域社会の課題を解決する組織に変わった。しかし、自治の基本の地域社会はその時代の変化に対応しなければ、自治体の変化とリンクしないことになる。そこで、自治体は自己の組織の目的変更を達成するには地域社会との連携、自治体の自己目的である課題出しといった自治を担ってもらう必要に迫られ、伊賀市、飯田市、川崎市などでは自治基本条例で地域協議会(川崎市は区民協議会)の設置が行われている。地域社会のルール化の一つとして地域協議会の設定が地域内分権を実践しているバロメーターとした。

評価指標	該当市	数
6 地域協議会が設置され、すべて公募市民によって運営されている。	—	
5 地域協議会が設置され、町内会役員のほか、公募市民が参加している。	釧路市、北見市、 <b>伊達市</b>	3
4 地域協議会が設置され、町内会役員のほか、公募ではないが市民が参加している。	江別市、北斗市	2
3 条例または要綱によって、小・中学校区単位の地域協議会が設置され、町内会役員によって運営している。	—	
2 条例または要綱によらず、小・中学校区単位の地域協議会が設置されている。	<b>札幌市</b> 、 <b>稚内市</b> 、士別市、深川市	4
1 地域協議会制度の検討を首長の公約又は今年度の基本方針には掲げられている。	名寄市、滝川市	2
0 地域協議会の設置を検討していない。	函館市、小樽市、 <b>旭川市</b> 、室蘭市、 <b>帯広市</b> 、岩見沢市、網走市、 <b>苫小牧市</b> 、 <b>美瑛市</b> 、芦別市、赤平市、紋別市、三笠市、 <b>千歳市</b> 、砂川市、 <b>富良野市</b> 、 <b>登別市</b> 、恵庭市、北広島市、 <b>石狩市</b>	20

(注) 太字、アンダーバー市は条例制定市

(評価)

調査の結果としては地域協議会の設置がされているのは5市(16%)で、評価指標1以上の地域協議会の設置検討や設置がされている市が11市で、35%あった。そのうち、6市が合併市であった。(上表参照) このことから、条例制定の有無とは関係なく、地域社会への市民参加の制度設計はほとんど実施されていないことがわかった。

今回の調査中、地域社会とは何かという照会が幾つかの市からあった。合併市ではないので地域協議会の設置はない。また、合併時に地域協議会の設置を見送った経緯がある。など、地域協議会そのものの概念についても照会があった。

ここでは地域のことは地域で課題を発見し、地域でできないことを行政に託すという補完性の原理による地域社会の制度設計が自治体には必要であるとの仮説のもと、自治体にその体制があるかを評価対象とした。さらに、地域社会への市民参加がなければ、市民と行政による協働の仕組みが円滑には機能しないとも考えている。

条例制定市では11市中3市で地域協議会が設置されているが、8市の条例制定市では地域協議会が設置されていない。大多数の条例制定市の条例中には地域社会の制度設計が想定されていない。条例制定市の課題は地域社会の制度設計が想定されていないことであり、さらに、協働や参加が定着しない結果や理念的条例、又は生きた条例となりきらない原因となっているのではないかと。(上表及び前ページ図8参照)

### (3) 条例制定市と条例未制定市の市民参加に差がある事項

#### ① 2(1)市民参加の庁内体制

—市民参加の制度を効果的に活用するための庁内体制が完備されていない—

(評価設定の考え)

現在の縦割り組織では、市民の意思を確認するために行う市民参加をどんな案件で、いつどういったタイミングで、どんな参加手法で行うか、全庁的な調整会議がなければ、各課バラバラに参加手続が実施され、効率的な市民意思の確認ができない可能性がある。また、市民参加を推進するための手引きの作成や手引きの学習会の開催は市民意思を政策に反映するという庁内体制を表すバロメーターである。

評価指標		該当市	数
6	各部署に市民参加推進担当者を置き、市民参加案件を検討するための調整会議等が定期的に開催されている。	—	0
5	各部署に市民参加推進担当者を置き、市民参加案件を検討するための調整会議等が随時開催されている。	千歳市	1
4	市民参加を推進するための全庁的な会議または学習会を定期的に開催している。	札幌市、富良野市、北広島市、石狩市	4
3	市民参加を推進するための全庁的な会議または学習会を随時開催している。	釧路市、帯広市、稚内市、深川市、伊達市	5
2	市民参加を推進するための手引き(ガイドライン)を作成している。	旭川市、美唄市、江別市	3
1	全庁的な推進体制の整備について検討中または準備中である。	函館市、室蘭市、網走市、苫小牧市、芦別市、赤平市、名寄市、士別市、滝川市、登別市、恵庭市、北斗市	12
0	全庁的な推進体制の整備については全く考えていない。	小樽市、北見市、岩見沢市、紋別市、三笠市、砂川市	6

(注)太字、アンダーバー市は条例制定市

(評価)

市民参加の手引き等で市民参加の全庁的体制ありの市は42%(13市)、市民参加の全庁的体制なしの市は58%(18市)であった。

自治基本条例や市民参加条例が制定されている条例制定市(11市)と条例未制定市(20市)との比較では、条例制定市はほぼ評価指標3の「市民参加を推進するための全庁的な会議または学習会を随時開催している」に対し、条例未制定市は評価指標1の「全庁的な推進体制の整備について検討中または準備中である」と条例がある市とない市では庁内の市民参加の推進体制に大きな差があることがわかった。これは、自治体経営に市民の意思に基づく自治体経営を行うという意識の差が大きくあることを表している。これからの地域間競争では産業力の競争だけでなく、自治力の競争でもあり、条例のあるなしは行政力の差として現れはじめていると言える。(図9参照)

市民参加の環境調査対象自治体担当課 (表4)

NO	自治体名	担当課	区分
1	札幌市	市民まちづくり局市民自治推進室市民活動促進担当課	市民
2	函館市	企画部企画課	企画
3	小樽市	総務部企画政策室	企画
4	旭川市	市民生活部市民協働室市民活動課	市民
5	室蘭市	市民活動推進課	市民
6	釧路市	企画財政部 企画課 企画担当	企画
7	帯広市	市民活動推進課	市民
8	北見市	企画財政部企画課	企画
9	岩見沢市	住民安全安心対策室	市民
10	網走市	企画総務部企画調整課	企画
11	苫小牧市	企画調整部都市開発室企画課	企画
12	稚内市	政策経営室	企画
13	美瑛市	総務部地域経営室	企画
14	芦別市	企画課まちづくり推進係	市民
15	江別市	企画政策部市民協働推進担当	市民

NO	自治体名	担当課	区分
16	赤平市	企画財政課	企画
17	紋別市	企画調整課公聴広報係	企画
18	士別市	総務部企画振興室企画課	企画
19	名寄市	総務部企画課	企画
20	三笠市	企画振興課	企画
21	千歳市	市民協働推進課	市民
22	滝川市	総務部企画課	企画
23	砂川市	広報広聴課企画調整係	企画
24	深川市	企画課協働推進係	市民
25	富良野市	企画振興課広聴広報係	企画
26	登別市	総務部企画グループ	企画
27	恵庭市	市民活動推進課	市民
28	伊達市	企画課	企画
29	北広島市	市民協働推進課	市民
30	石狩市	協働推進・市民の声を聴く課	市民

担当課	数
市民活動・協働推進課	12
企画課	19
計	31

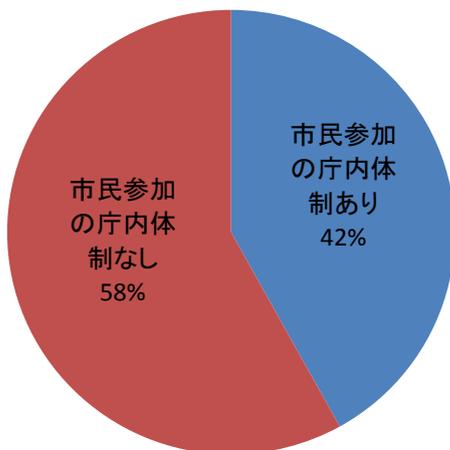


図9: 市民参加の庁内体制の有無

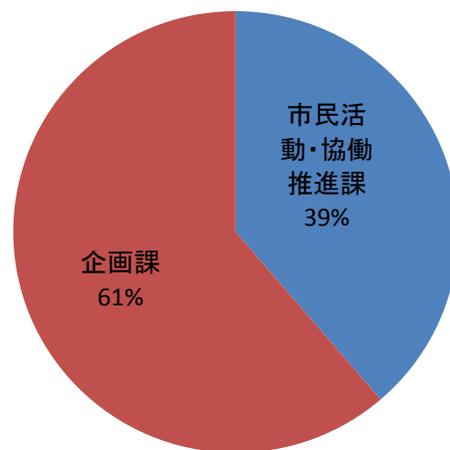


図10: 市民参加の担当課

さらに、今回の調査でわかったことは市民参加を専担課で担当している市がなかったことであつた。情報共有、市民参加、協働が市民自治の柱だと言われて来て久しいが、市民参加という行政横断的組織が整備されていないのは今後の課題と言える。また、市民参加よりも協働を優先する市が多いことも組織編成を見ても明らかである。(前ページ表4及び図10参照)

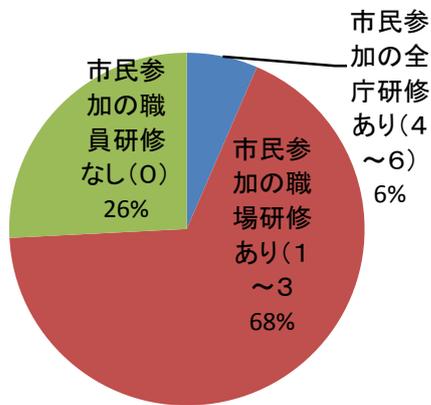


図11: 市民参加の庁内研修状況

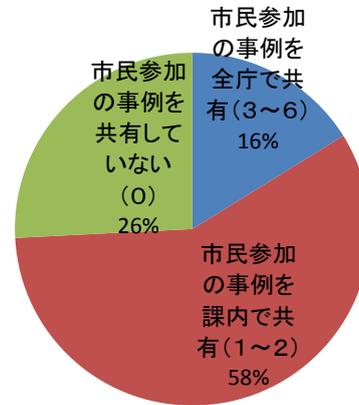


図12: 市民参加の事例共有状況

② 2(2)職員の育成  
 —政策実現組織への転換がされていない—

(評価設定の考え)

市民の意思を政策に反映するのは行政職員である。行政職員が市民の意思を知る市民参加制度を理解することは自治体の政策能力の向上につながる。市民参加制度の職員研修をどのように行っているかが市民意思を政策に反映する職員がどの程度いるかのバロメーターである。

評価指標	該当市	数
6 全職員が、毎年1回以上、市民参加の制度等に関する研修を受けた。	札幌市	1
5 —	—	—
4 全職員が、過去2年以内に、1回以上、市民参加の制度等に関する研修を受けた。	千歳市	1
3 職員のほとんどが上司または担当部署から、市民参加の制度等に関する説明を受けた。	稚内市、芦別市、伊達市、石狩市	4
2 全職員に対し、市民参加の制度等に関する資料を配布し、かつ、職員研修を行った。	旭川市、帯広市、岩見沢市、苫小牧市、美瑛市、江別市、名寄市、富良野市、北広島市	9
1 全職員に、市民参加の制度等に関する資料を配布した。	函館市、釧路市、北見市、網走市、砂川市、深川市、登別市、恵庭市	8
0 特に何もしていない。	小樽市、室蘭市、赤平市、紋別市、士別市、三笠市、滝川市、北斗市	8

(注) 太字、アンダーバー市は条例制定市

(評価)

今回の調査では、1～2年以内に市民参加の制度等に関する研修を実施したのは2市(6%)のみであった。評価指標「2」の「担当課内での研修」と「1」の「資料配布のみ」が17市、55%となっており、市民参加に関する資料を職員に配布のみで、一部職員研修を行った程度の取り組みとなっている。この程度では市民参加による政策実現組織への転換は難しいし、職員自ら業務に活用するという力は育ちようもない。市民参加制度が効果的に活用されるためには職員側からの政策推進に市民参加をどう取り入れ、働きかけるという視点がなければ政策は生きて来ない。そのため、職員に政策実現のための市民参加によるプロセスを組み入れることの必要性を理解する研修体制を整える必要がある。

実態としては、条例制定市においては市民参加による政策実現が条例に明記されているが、その理念実現の思いは制定時のみの一過性で終わっている傾向があり、持続した市民参加による政策実現を目指した研修体制とはなっていない。マニュアルを整備し、全庁的、継続的な取り組みにはなっていない。(上表及び前ページ図11参照) この原因は、市民参加を組織横断的に、統一的に担当する課がないことにある。行政組織が国からの法令に基づく業務を忠実にやっている組織から政策実現組織へ転換がされていないと言わざるを得ない。

特に、条例制定市における首長には「市民自治」の空洞化防止策として、職員研修の徹底による職員意識の改革や市民参加の実践的取組を行っていただきたい。

③ 2(3)庁内での事例活用  
－市民参加の事例が職員に浸透していないため制度が生きていない－

(評価設定の考え)

市民意思を政策に反映するアイデアや実践事例を全庁職員が共有する体制づくりされているかが市民サービスの向上に直結する。自治体が市民意思を政策に反映した事例の活用が市民意思を反映した自治体経営を行っているかのバロメーターでもある。

	評価指標	該当市	数
6	市民参加のアイデア事例集(他自治体の事例も含め)を教材として、庁内で定例の学習会が開催されている。	－	0
5	市民参加のアイデア事例集(他自治体の事例も含め)を教材として、庁内で随時の学習会が開催されている。	札幌市	1
4	市民参加に関するアイデアや事例がデータベース化されており、すべての職員が情報を入手できる状態になっている。	帯広市、富良野市、石狩市	3
3	市民参加に関する事例等について毎年度とりまとめを行い、全職員に配布されている。	旭川市	1
2	市民参加に関する取り組みのリストを作成し、公表している。	岩見沢市、美瑛市、江別市、千歳市、伊達市、北広島市	6
1	市民参加担当部署においてとりまとめを行っている。	函館市、小樽市、室蘭市、釧路市、北見市、網走市、苫小牧市、稚内市、砂川市、深川市、登別市、北斗市	12
0	特に何もしていない。	芦別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、滝川市、恵庭市	8

(注)太字、アンダーバー市は条例制定市

(評価)

市民参加制度が効果的に機能するためには具体的な市民参加の事例集を作成し、それを教材として庁内での定期的な学習会を開催し、市民参加手法等の情報共有が必要である。

このような市民参加のアイデアや事例集がデータベース化されて、職員がいつでも情報を入力できることで、より市民参加による政策実現の可能性が高まると考える。

しかし、市民参加の事例を全庁で共有しているのは16%(5市)、課内で共有が58%(18市)、事例を共有していないのは26%(8市)であった。一番多かった課内でのみ共有ということは市民参加の専担課がないため縦割りの組織に情報が残り、組織横断的に情報が活用される体制がないことを表わしている。(上表及び前々ページ図12参照)これでは市民参加の具体的な事例が庁内職員に浸透しないため、市民参加制度が生きて来ないと言わざるを得ない。市民参加を専門に担当する課の設置が必要である。

#### ④ 3(1)行政情報の発信

—行政は「情報なくして市民参加なし」をより認識する必要がある—

(評価設定の考え)

市民意思を政策に反映する自治体は行政情報を積極的に提供し、市民参加を容易にする環境作りや市民意思を確認するためのパブリックコメント等行政情報をホームページ等多様な方法を活用して発信している。行政情報の発信は市民参加を促進するパラメーターである。

評価指標	該当市	数
6 多様な公的媒体(ホームページ・広報誌・新聞等)を活用し、審議会等の年間スケジュール、市民委員の募集、テーマごとの審議会等開催予定と議事録・資料、パブリックコメントの募集情報とその結果などの市民参加情報について市民に情報提供をしている。	函館市、 <b>富良野市</b> 、 <b>伊達市</b> 、 <b>石狩市</b>	4
5 自治体のホームページと広報誌でパブリックコメントの募集情報とその結果について市民に情報提供をしている。さらに、審議会等の開催予定と議事録・資料について市民に情報提供をしている。	<b>札幌市</b> 、小樽市、 <b>旭川市</b> 、北見市、 <b>苫小牧市</b> 、 <b>美瑛市</b> 、江別市、恵庭市	8
4 自治体のホームページと広報誌でパブリックコメントの募集情報とその結果について市民に情報提供をしている。	釧路市、士別市、名寄市、 <b>登別市</b> 、北広島市	5
3 自治体のホームページでパブリックコメントの募集情報とその結果について市民に情報提供をしている。	<b>帯広市</b> 、岩見沢市、 <b>稚内市</b> 、砂川市	4
2 自治体の広報誌で市民に行政情報を提供している。	室蘭市、網走市、芦別市、赤平市、紋別市、三笠市、 <b>千歳市</b> 、滝川市、深川市、北斗市	10
1 —	—	—
0 市民参加に関する情報の提供は行っていない。		0

(注)太字、アンダーバー市は条例制定市

(評価)

条例制定市では行政情報の共有は行政の重要な業務の柱の一つとなっている。したがって、市民参加を保障するために「情報なくして市民参加なし」のごとく、市民参加関連の情報を市民の年齢層別に、どのような媒介を通じて提供するか工夫が求められる。

今回の調査で、ある自治体職員から、市民の高齢化に伴い、ホームページでの情報提供を行ってもインターネットの利用が低いので効果が低い。また、経費削減の折、広報誌も薄くなっているとの声もあった。評価指標「0」の「市民参加に関する情報の提供は行っていない」は0市であった。ただ、数的には多かった評価指標「2」の「自治体の広報誌で市民に行政情報を提供している」が32%の市であったという実態もある。(上表及び次ページ図13参照)

市民参加の制度の充実のためには行政情報のタイムリーな情報発信力も行政には求められていることをより認識すべきである。情報発信力を強化するための工夫が必要である。

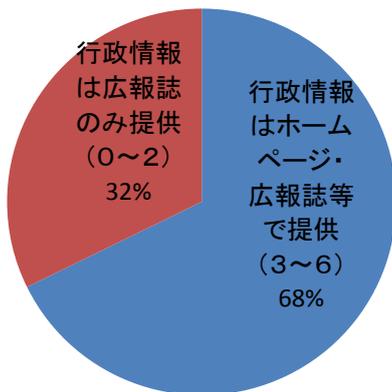


図13: 行政情報の発信状況

条例制定市の評価指標は「4. 5」で、行政情報の提供がホームページと広報誌が中心であるのに対し、条例非制定市の評価指標は「3. 3」で、ほとんど広報誌が中心で、一部ホームページというのが実態である。

条例の有無に関係なく行政情報の市民への提供は積極的に行われるべきであり、行政情報の減少が市民参加の減少、地域活力の減少という悪循環となることを認識すべきである。

### ⑤ 3(2)市民参加手法の整備 — 市内での市民参加手法の事例研究が必要である —

(評価設定の考え)

市民意思を確認するための参加手法を整備し、市民意思を確認するためには複数の参加手法を組み合わせることが重要である。参加手法の整備研究が市内で行われていることが市民意見を政策に反映する意思のバロメーターである。

評価指標		該当市	数
6	2つ以上の市民参加手法を組み合わせ市民参加を行っている。(例: 市民説明会とパブリックコメント等の組み合わせ)	<b>札幌市</b> 、 <b>旭川市</b> 、釧路市、 <b>美瑛市</b> 、 <b>富良野市</b> <b>石狩市</b>	6
5	住民投票の制度を条例で定めている。	<b>稚内市</b>	1
4	市民による政策提案の制度を条例又は要綱で定めている。	<b>伊達市</b>	1
3	意見交換会(ワークショップ)、シンポジウム、アンケート調査、説明会、公聴会といった市民の意見を求める市民参加を条例又は要綱で定め、行っている。	<b>苫小牧市</b> 、江別市、 <b>千歳市</b> 、砂川市、恵庭市 北広島市、	6
2	パブリックコメント制度が条例又は要綱で定められている。	函館市、小樽市、 <b>帯広市</b> 、北見市、岩見沢市	5
1	首長への手紙等市民からの意見を言える窓口が設けられている。	室蘭市、網走市、芦別市、赤平市、紋別市 士別市、名寄市、滝川市、深川市、 <b>登別市</b> 北斗市	11
0	市民参加手法を講じていない。	三笠市	1

(注) 太字、アンダーバー市は条例制定市

(評価)

庁内に市民参加がどこまで浸透したのか市民参加手法の整備状況について確認をした。評価指標「2」のパブリックコメント制度が条例や要綱で定めている、又は、実行上行っている市は61%とパブリックコメントの制度は浸透している。(図14参照)しかし、パブリックコメントの応募数や意見内容がどのレベルであるかは今回の対象ではなかったが、問題はパブリックコメントを形式的市民参加の手法としてはいけないことは言うまでもない。市民意見は聞いたが、意見がなかったため、行政提案は問題なしと考えられては困る。応募者0のパブリックコメントは意味がないことに気が付いて欲しいということである。

条例や要綱で政策立案過程を必ず、市民意見を聞き、政策に反映させるとある場合も、パブリックコメントを行うことが目的化し、市民意見を聴くということが手段化している。これは逆に、市民意見を聴くことが目的で、手段としてパブリックコメントがある。市民意見を聴くためには、パブリックコメント以外にも市民説明会やアンケート調査などもあり、市民参加手法を組み合わせが必要である。案件ごとに市民参加手法をどのように組み合わせたらよいかの研究を庁内で行う必要がある。

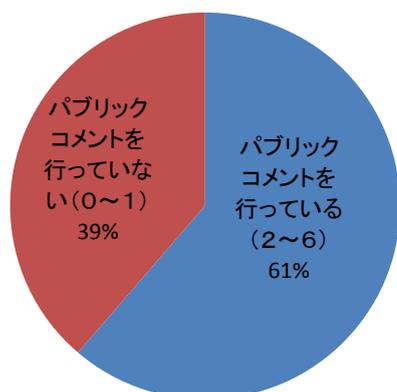


図14:パブリックコメントの実施状況

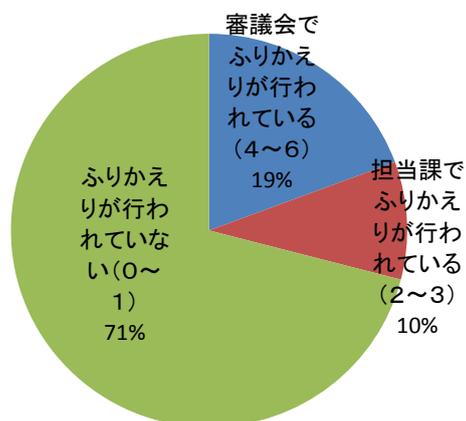


図15:ふりかえりの実施状況

条例制定市では評価指標が「4. 4」(表3参照)で市民参加手法の整備がされていることがわかるが、一方、条例未制定市の評価指標は「1. 8」(表3参照)とパブリックコメント制度が行われている市と市長への手紙等の窓口が設けられている程度の市レベルが混在した状況で、条例があるかないかでは市民参加の範囲の格差があると言ってよい。

⑥ 3(4)市民参加手続のふりかえり

－市民参加手続のふりかえりが行われなければ制度は生き続けられない－

(評価設定の考え)

市民の意思を確認するために行われる市民参加手続が、所期の目的を達していたかをふりかえることで、次回へ活かす施策がわかることがある。施策をやりっぱなしで終わらせず、ふりかえりが行われているかが、生きた制度となっているかのバロメーターである。

評価指標	該当市	数
6 審議会で全庁での市民参加手続のふりかえり結果を報告書等にまとめられ、報告書はホームページに公開されている。報告書は全庁で共有、研修が行われ、次年度の市民参加事業に活用されている。	旭川市、富良野市、石狩市	3
5 －	－	－
4 公募市民などが入る審議会で、全庁で市民参加手続のふりかえりが行われた結果が審議され、審議会の評価結果を全庁で共有されている。	苫小牧市、千歳市、伊達市	3
3 各担当課で市民参加手続のふりかえりが行われ、全庁で市民参加手続のふりかえり結果を文書レベルで共有している。	札幌市	1
2 各担当課で市民参加手続のふりかえりが行われている。	帯広市、登別市	2
1 －	－	－
0 市民参加手続のふりかえりを実施していない。	函館市、小樽市、室蘭市、釧路市、北見市、岩見沢市、網走市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、滝川市、砂川市、深川市、恵庭市、北広島市、北斗市	22

(注)太字、アンダーバー市は条例制定市

(評価)

市民参加制度を浸透させるための具体策として、それぞれの担当課で市民参加手続を行って来たことをふりかえることをしなければ、市民参加をやりっぱなしで、効果も、次年度に生かす施策もわからないままとなる。これでは生きた市民参加の制度にはなっていない。このふりかえりを制度として内在させることがもっとも効果的である。たとえば、旭川市のように条例により公募市民が参加した「旭川市市民参加推進会議」や石狩市の「市民参加制度調査審議会」、苫小牧市の「市民自治推進会議」などでは組織横断的な市民参加のふりかえりがされ、その結果はホームページに公開されている。

今回の調査ではふりかえりが実施されていない市が71%もあり、市民参加の制度の定着がまだまだであることを表している。(前ページ図15参照)

今回の調査の発見の1つに、市民参加手続のふりかえりという行為が一般化されていないことであった。条例未制定市の評価指標は「0」で、まったく、行われていない。(上表参照)

一方、条例制定市の評価指標は「3. 4」で、縦割りの担当課でふりかえりが行われている程度であった。(表3参照) いずれも、ふりかえりが市民参加制度を持続可能とさせる重要な行為との認識がないことがわかった。特に、自治基本条例制定市にはふりかえりの思想を普及させる必要がある。

⑦ 4(2)行政評価への市民参加  
 ー行政評価は軌道に乗っていないー

(評価設定の考え)

行政評価は計画・実行した結果が所期の目的を達成したかを評価することであり、事業のやりっぱなしを是正し、改善点を見つけ出すプロセスである。このプロセスに市民が参加して行政評価に市民意思が反映できる仕組みがあるかが評価のバロメーターである。

(評価)

今回の調査で行政評価への取り組みが条例制定市と条例非制定市とでは取組の温度差がかなりあることがわかった。

条例制定市では評価指標「4」で、外部評価を行っているレベルであるのに対し、条例未制定市では評価指標「2. 7」と内部評価を行っている市と内部評価を検討している市に分かれるレベルとなっている。(表3・図16参照)

条例制定市では条例や要綱で公募市民が学識経験者と共に委員として参加しているが、市民参加が形式的とはならないことと、行政評価結果が次年度の事業に反映される試みとして成果が認識されることが普及の決め手であると考えられる。

評価指標	該当市	数	
6	条例により、市長が指名する学識経験者及び専門家並びに公募の市民による行政評価(外部評価)を行っている。	<b>美唄市</b> 、江別市、 <b>石狩市</b>	3
5	要綱により、市長が指名する学識経験者及び専門家による行政評価(外部評価)を行っている。	<b>札幌市</b> 、 <b>旭川市</b> 、北見市、 <b>登別市</b> 、北広島市	5
4	行政評価(外部評価)の実施を検討している。	<b>稚内市</b> 、滝川市	2
3	行政評価(内部評価)を行っている。	函館市、室蘭市、 <b>帯広市</b> 、釧路市、網走市、三笠市、砂川市、深川市、 <b>千歳市</b> 、 <b>富良野市</b> 、恵庭市、士別市	12
2	行政評価(内部評価)の実施を検討している。	岩見沢市、 <b>苫小牧市</b> 、芦別市、名寄市、 <b>伊達市</b>	5
1	—	—	
0	行政評価を行っていない。	小樽市、赤平市、紋別市、北斗市	4

(注)太字、アンダーバー市は条例制定市

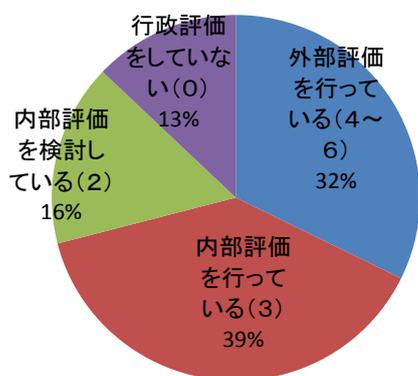


図16: 行政評価の実態

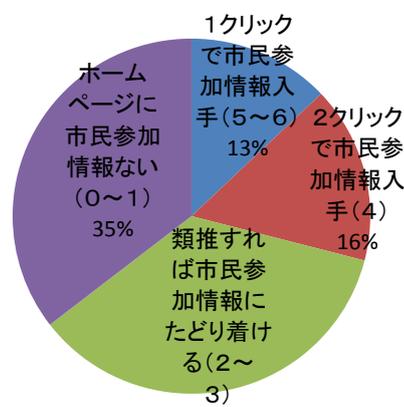


図17: ホームページからの市民参加情報の入手状況

⑧ 6(1)ホームページの活用  
 -ホームページは自治体の顔、何を重要視しているかがわかる-

(評価設定の考え)

ホームページは自治体の顔であり、自治体経営における重要な情報が提供されている場である。市民意思による自治体経営を目指す自治体にとって、市民参加の情報は市民に一番わかる形であるべきである。市民参加の情報がホームページでそのように扱われているかが市民参加をどれだけ重要視しているかのバロメーターである。

(評価)

ホームページが「市民参加」というキーワードでトップ画面から1クリックで情報が入手できるように配慮されているという評価指標「6」のは13%(4市)であった。そのうち3市は市民参加条例制定市であった。2クリックで情報が入手できるは16%(5市)、類推すればなんとか市民参加の情報にたどり着けるが36%(11市)、ホームページに市民参加情報がないが35%(11市)であった。(前ページ図17参照)

市民参加条例市に対し、自治基本条例制定市は「2クリックで情報が入手できる」や「類推すればなんとか市民参加の情報にたどり着ける」というレベルで、ホームページでの情報提供に工夫が足りない。ホームページの改善・工夫が求められる。

また、評価指標「0」の11市はホームページに市民参加の情報が提供されていない市であり、ホームページの改善・工夫が求められる。(下表参照)

評価指標	該当市	数
6	旭川市、釧路市、 <b>富良野市</b> 、 <b>伊達市</b>	4
5	-	
4	<b>札幌市</b> 、 <b>帯広市</b> 、 <b>稚内市</b> 、恵庭市、北広島市	5
3	函館市、 <b>苫小牧市</b> 、 <b>美唄市</b> 、江別市、 <b>登別市</b> 、 <b>石狩市</b>	6
2	小樽市、岩見沢市、赤平市、名寄市、滝川市	5
1	-	
0	室蘭市、北見市、網走市、芦別市、紋別市、士別市、三笠市、 <b>千歳市</b> 、砂川市、深川市、北斗市	11

(注)太字、アンダーバー市は条例制定市

#### (4) 自治基本条例制定市と市民参加条例制定市の市民参加に差がある事項

市民参加の環境調査結果（表5）

項目	数	市民参加の制度化プロセス			平均	制度が効果的に活用されるための庁内の取り組み			平均	制度を浸透させるための具体的方策							総合計画と行政評価への市民参加		平均	5	6(1)	合計	平均
		条例や要綱等の制定	策定プロセスへの参加	制度化プロセスの情報公開		市民参加の庁内体制	職員の育成	庁内での事例活用		行政情報の発信	市民参加手法の整備	審議会委員の公募委員選任	審議会委員への女性登用	審議会委員選考機関への市民参加	ふりかえり	総合計画への市民参加	行政評価への市民参加						
自治基本条例制定市	6	5.0	5.5	5.3	5.3	2.3	2.7	2.3	2.4	4.2	3.8	2.0	3.7	0.8	1.8	2.7	4.5	4.2	4.3	0.7	3.5	52.3	3.3
参加条例制定市	5	5.2	6.0	5.2	5.5	3.6	2.8	3.0	3.1	5.0	5.0	2.2	3.4	0.4	5.2	3.5	4.8	3.8	4.3	1.0	4.2	60.8	3.8
その他の市	20	1.8	1.05	1.65	1.5	1.1	0.9	0.75	0.9	3.25	1.8	2.25	3.15	0.35	0	1.8	4.35	2.65	3.5	1.2	1.5	27.8	1.7
平均	31	3.0	2.7	2.9	2.9	1.7	1.5	1.4	1.6	3.7	2.7	2.2	3.3	0.5	1.2	2.3	4.5	3.1	3.8	1.1	2.3	37.8	2.4

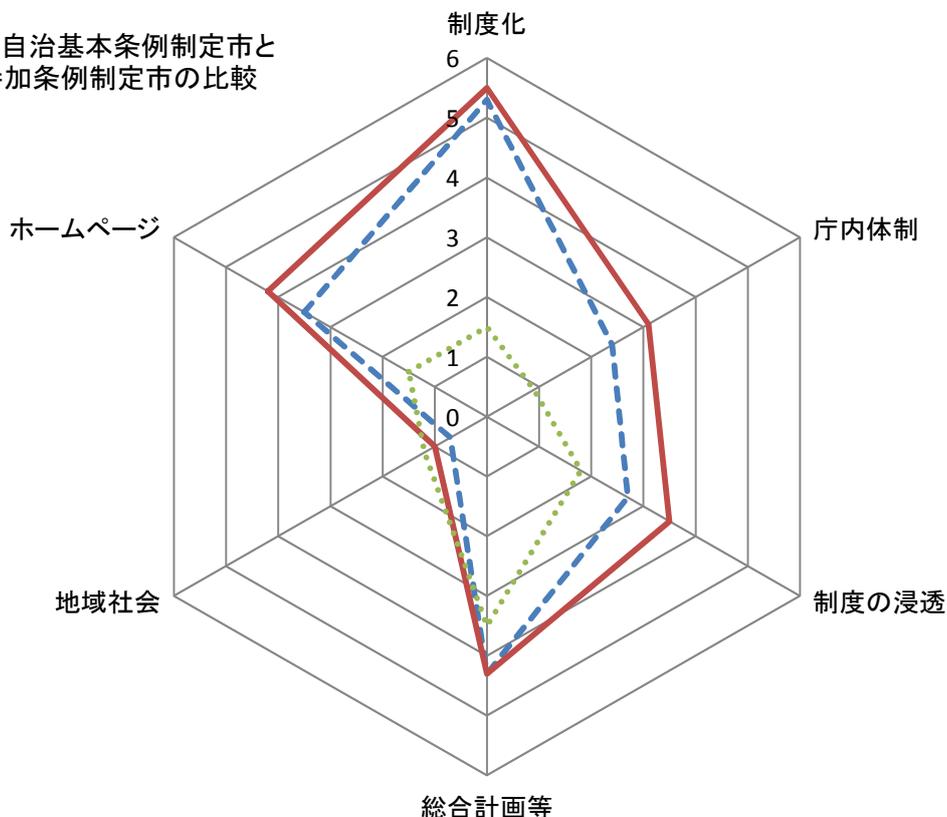
(注) 自治基本条例制定市は札幌市、帯広市、苫小牧市、稚内市、美唄市、登別市、市民参加条例制定市は石狩市、旭川市、富良野市、伊達市、千歳市を指す。

#### ① 自治基本条例制定市と市民参加条例市との比較グラフ

評価項目すべてで市民参加条例市の方が自治基本条例市より優れている評価となっている。これは、市民参加条例は具体的効果が高いことを現している。

--- 自治基本条例制定市    — 市民参加条例制定市    ..... その他の市

図18: 自治基本条例制定市と市民参加条例制定市の比較



市民参加の環境調査結果 (表6)

項目	数	1(1)	1(2)	1(3)	平均	2(1)	2(2)	2(3)	平均	3(1)	3(2)	3(3)ア	3(3)イ	3(3)ウ	3(4)	平均	4(1)	4(2)	平均	5	6(1)	合計	平均
		市民参加の制度化プロセス				制度が効果的に活用されるための庁内の取り組み				制度を浸透させるための具体的方策							総合計画と行政評価への市民参加			地域社会への市民参加	ホームページの活用		
大項目	小項目	条例や要綱等の制定	策定プロセスへの参加	制度化プロセスの情報公開		市民参加の庁内体制	職員の育成	庁内での事例活用		行政情報発信	市民参加手法の整備	審議会委員の公募	審議会委員への女性登用	審議会委員選考機関への市民参加	ふりかえり		総合計画への市民参加	行政評価への市民参加		地域社会への市民参加	ホームページの活用		
自治基本条例制定市	6	5.0	5.5	5.3	5.3	2.3	2.7	2.3	2.4	4.2	3.8	2.0	3.7	0.8	1.8	2.7	4.5	4.2	4.3	0.7	3.5	52.3	3.3
参加条例制定市	5	5.2	6.0	5.2	5.5	3.6	2.8	3.0	3.1	5.0	5.0	2.2	3.4	0.4	5.2	3.5	4.8	3.8	4.3	1.0	4.2	60.8	3.8

(4)④

(4)③

(4)②

② 3(4)ふりかえり

－自治基本条例制定市は市民参加手続のふりかえりがほとんど行われていない－

ふりかえりの項目は市民参加条例市が5.2に対し、自治基本条例市は1.8と大差となっている。(表6参照)

これは市民参加条例の規定の中にふりかえりを制度として内在されている。旭川市の場合は市民参加推進会議、富良野市の場合は市民参加制度調査審議会において公募市民を交えてふりかえりが行われており、市民参加条例制定市では制度としてふりかえりが行われている。それに対し、自治基本条例の規定のなかでふりかえりの規定を制度としている市は登別市と苫小牧市のみである。したがって、自治基本条例を制定しても理念のみで具体的制度がなければ条例の実効性が低いものとなることが懸念される。

ふりかえり機関の設置(市民参加条例)

項目	石狩市	旭川市	富良野市	伊達市	千歳市
ふりかえり機関の設置規定	○	○	○	○	○
ふりかえり機関の設置実施	○	○	○	○	○

ふりかえり機関の設置(自治基本条例)

項目	登別市	札幌市	苫小牧市	留萌市	帯広市	稚内市	美瑛市
ふりかえり機関の設置規定	○	○	○	×	×	×	×
ふりかえり機関の設置実施	○	×	○	－	－	－	－

③ 3(2)市民参加手法の整備

－自治基本条例制定市は市民参加手続の整備が市民参加条例制定市より進んでいない－

市民参加手法の整備の項目は市民参加条例市が5.0に対し、自治基本条例市は3.8と差が大きい。(表6参照)

これは、市民参加条例は市民参加の手法の細目を規定しているのに対し、自治基本条例は市民参加の手法の細目は関連条例である市民参加条例に委任しているのは3市で、そのうち市民参加条例制定を検討しているのは苫小牧市のみである。市民参加条例に委任していない4市及び市民参加条例に委任しているが検討していない2市は市民参加の細目を定めていない。そのためこの差が付く構造になっている。早期の改善が求められる。

自治基本条例における市民が参加する権利等の状況

項目	登別市	札幌市	苫小牧市	留萌市	帯広市	稚内市	美唄市
市民が参加する権利	○	×	○	○	○	○	○
市長が市民の参加する権利を保障	×	○	×	×	×	×	○
関連条例への委任	×	○	○	×	×	○	×
参加条例制定の検討	—	×	○	—	—	×	—

④ 2(1)市民参加の庁内体制

—自治基本条例制定市は庁内で市民参加を推進する手引きを作成中レベルで全庁的学習会を開催するレベルになっていない—

市民参加の庁内体制の整備の項目は市民参加条例市が3.6に対し、自治基本条例市は2.3と差が大きい。(表6参照)

この差も構造的差である。市民参加条例は市民参加の手法の細目を規定しているので、庁内体制がとりやすい。しかし、③で指摘したように、自治基本条例制定市は市民参加の細目を定めていないため、庁内体制が取られていないことがわかる。この点の改善が求められる。

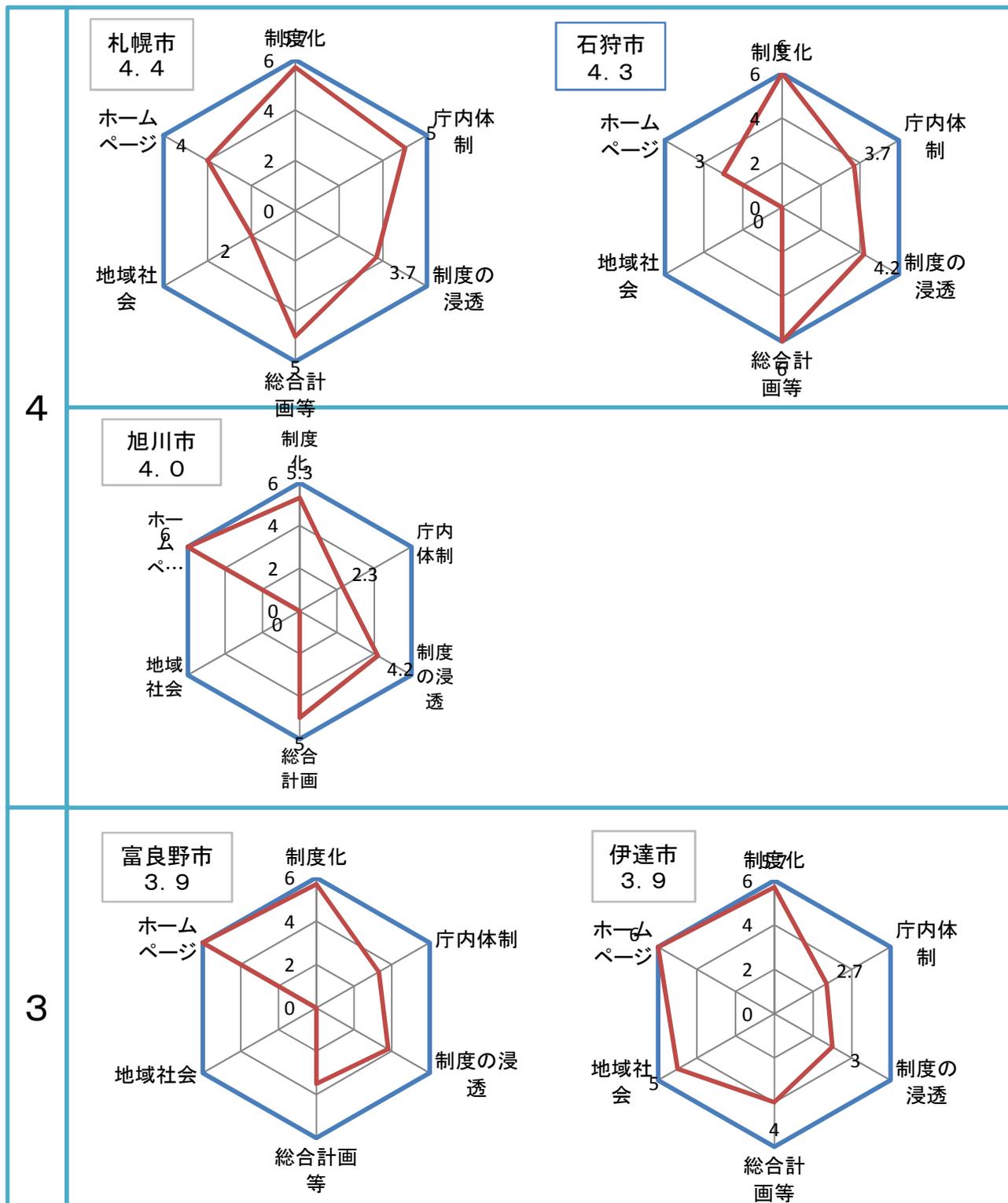
(5)北海道の自治の実態

全道平均値は2.4で、平均レベル3以下の現状であった。特に、市民参加に関する庁内の取組みが平均値1.6と職員の育成や庁内での市民参加の事例活用が低く、改善の必要がある。また、市民参加のふりかえりが1.2とほとんど市民参加のふりかえり・見直し、改善に手がつけられていない。総合計画への市民参加が4.5と総合計画は市民参加で行うという認識がかなり浸透している。また、行政評価は3.1と内部評価を行うということがかなり認識されている。

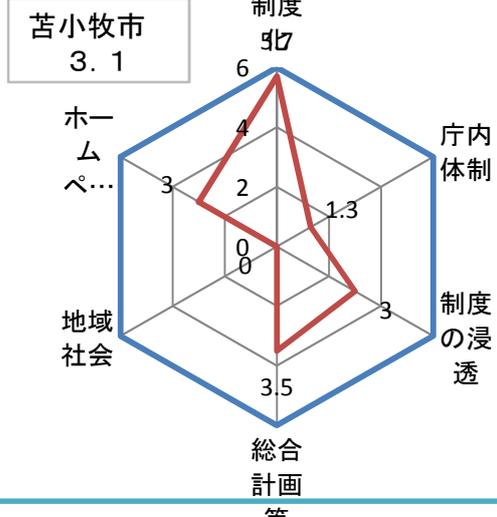
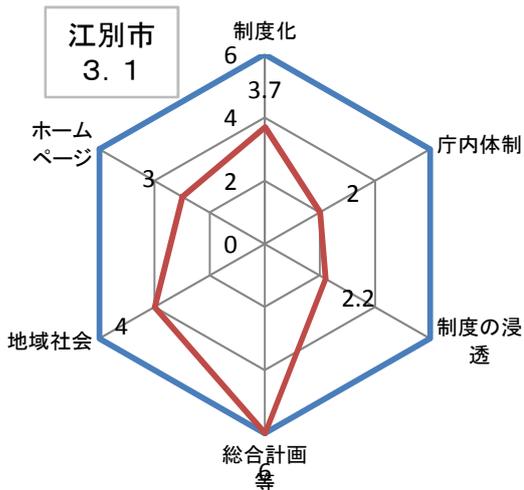
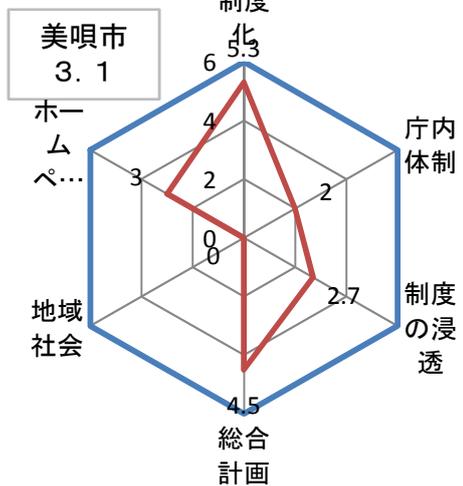
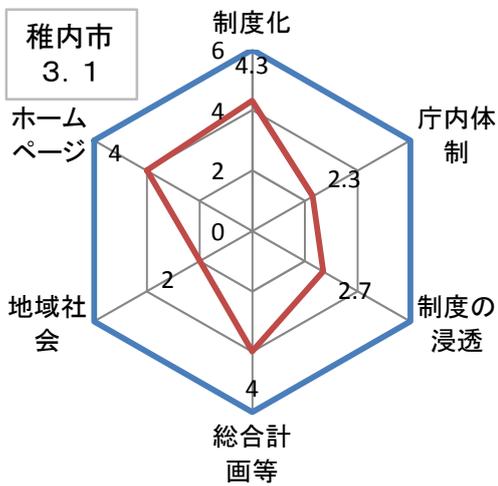
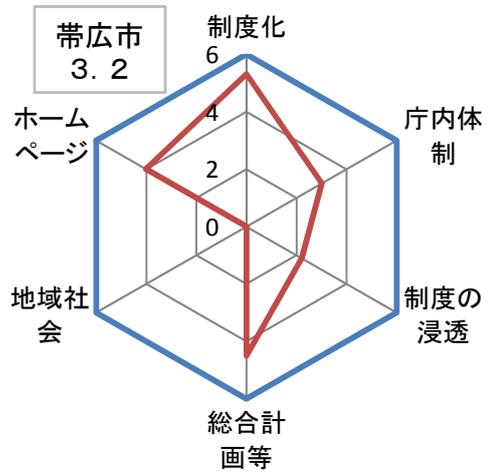
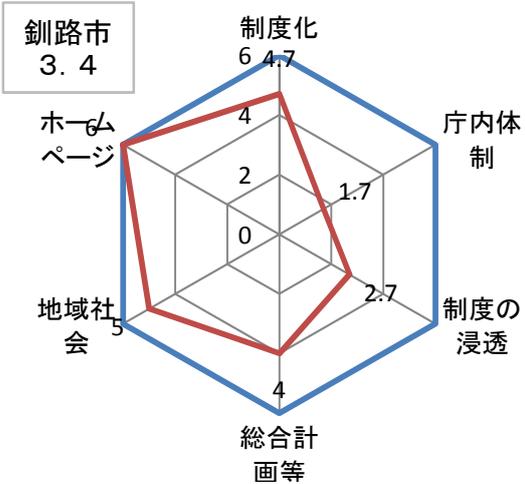
北海道の市は自治基本条例や市民参加条例の制定、検討(市の2/3)が進み、市民自治による自治体経営への意欲がある。条例制定市と条例未制定市とでは自治のレベルがかなり差がある。条例を制定することで、住民の意思が尊重され、住民自治＝参加意欲が地域社会で活かすことが新たな地域の資源として活用できることである。北海道の資源は人であり、意欲ある人は無から有を生み出す力がある。意欲ある人を結びつけるところに産業が生まれ雇用の場が生まれる。行政の役割は行政自ら産業振興するのではなく、住民の住民自治＝起業意欲を引き出すところに役割がある。地域社会は市民参加による住民自治と協働により維持されるべきである。そのために自治の基本を定めた自治基本条例は有益であることを強調したい。

### (5) 各市の評価パターン

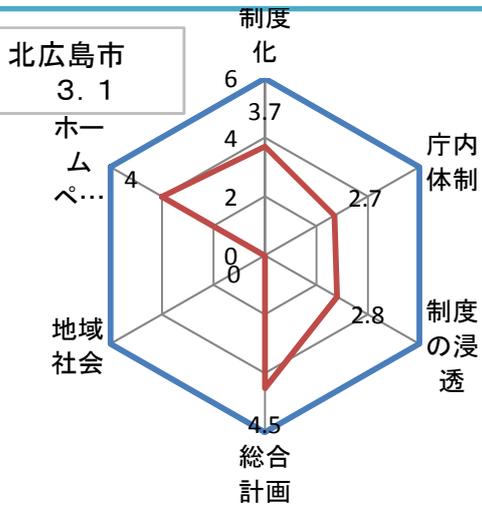
調査協力いただいた31市の評価パターンを一覧とします。平均市は函館市であった。



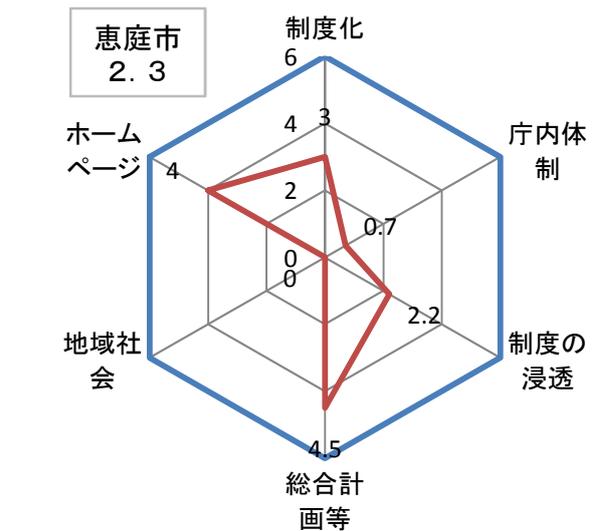
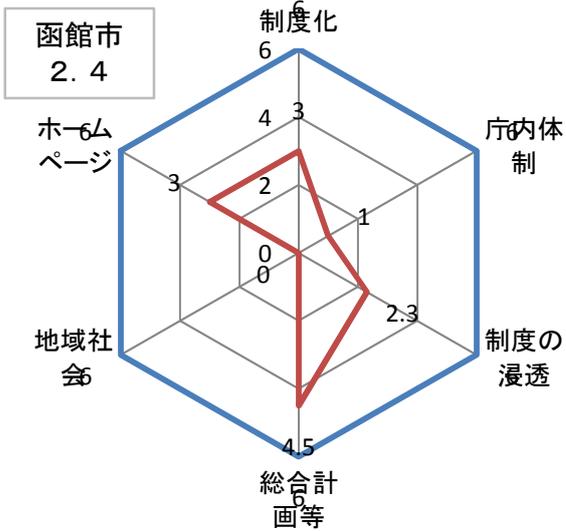
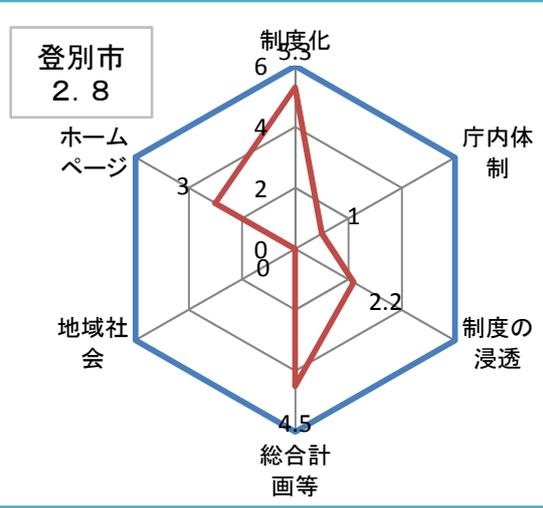
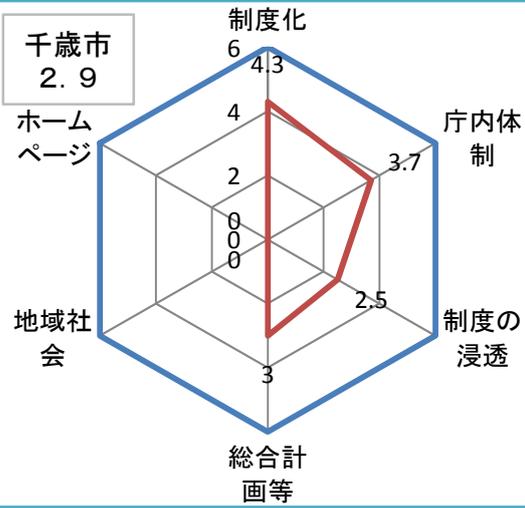
3



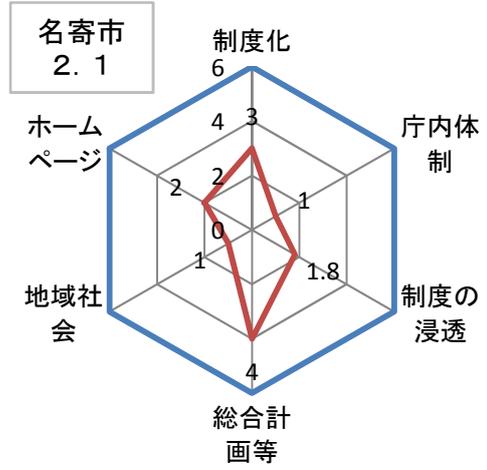
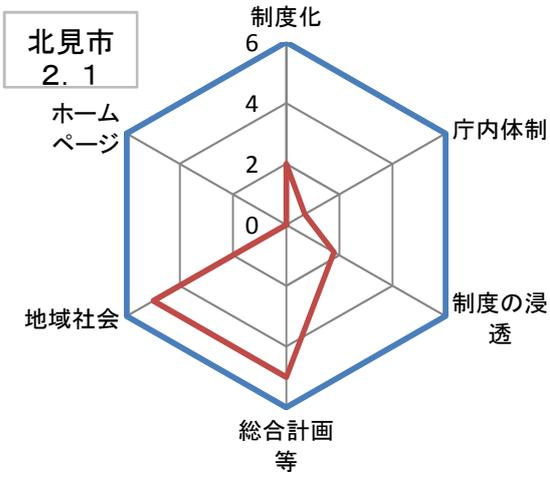
3



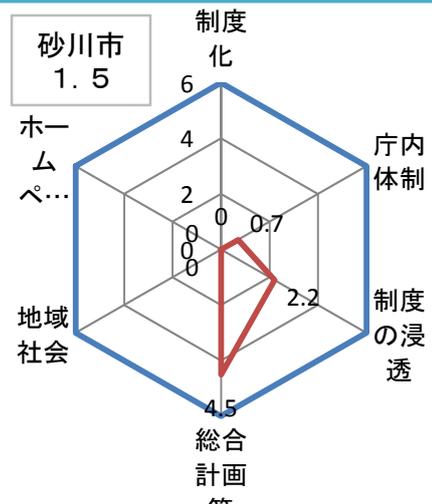
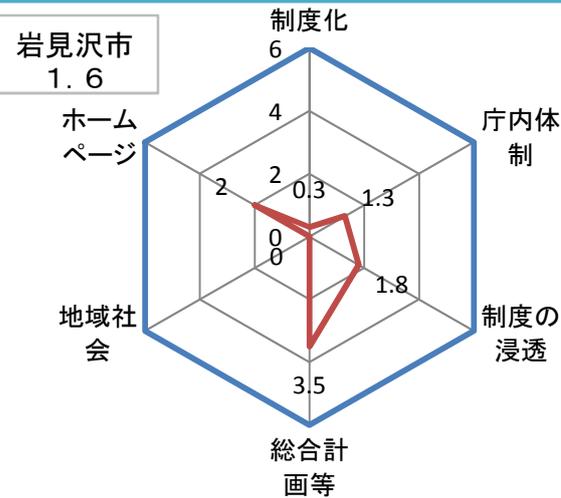
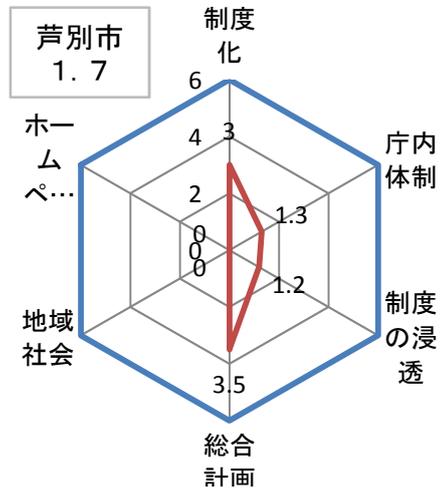
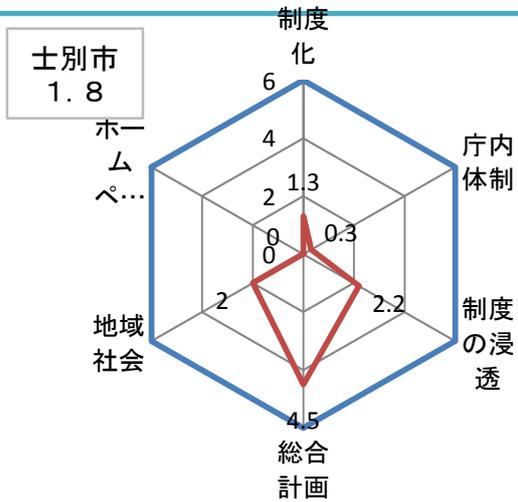
2



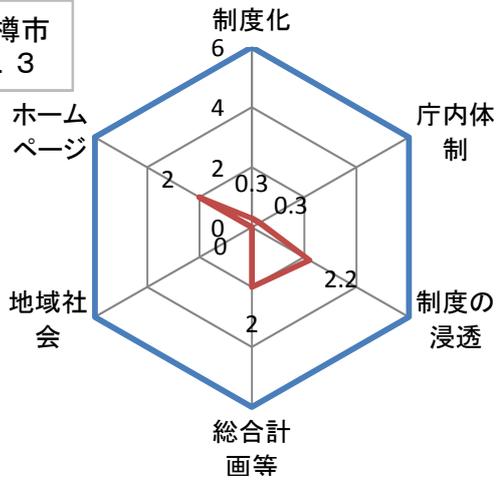
2



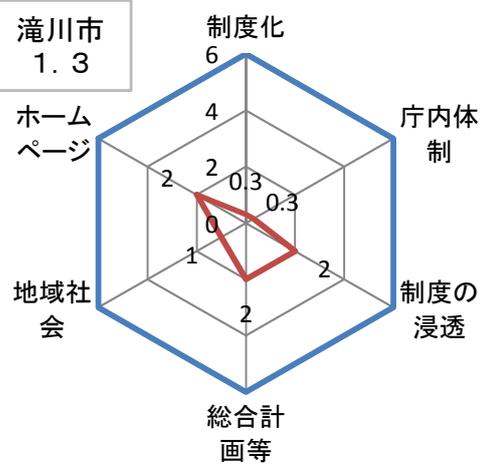
1



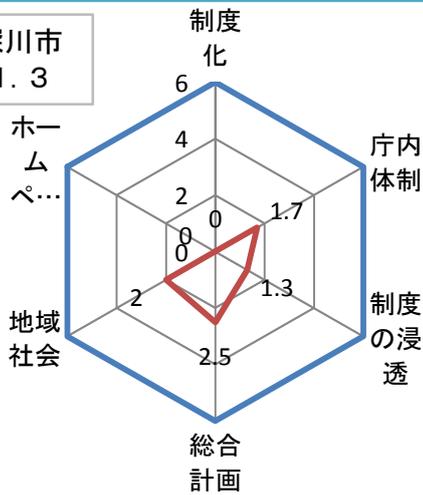
小樽市  
1.3



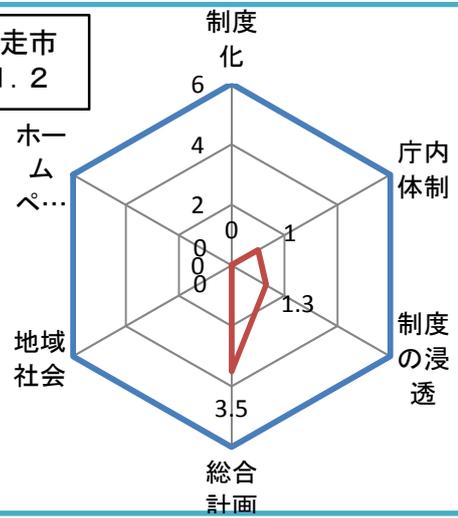
滝川市  
1.3



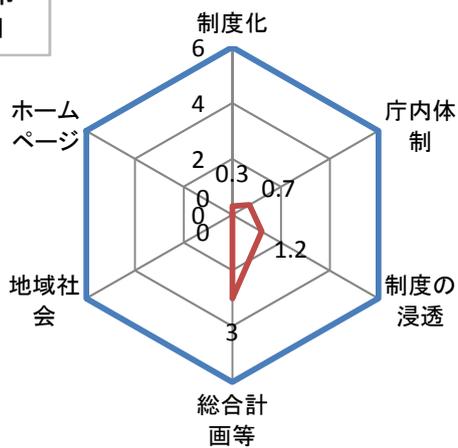
深川市  
1.3



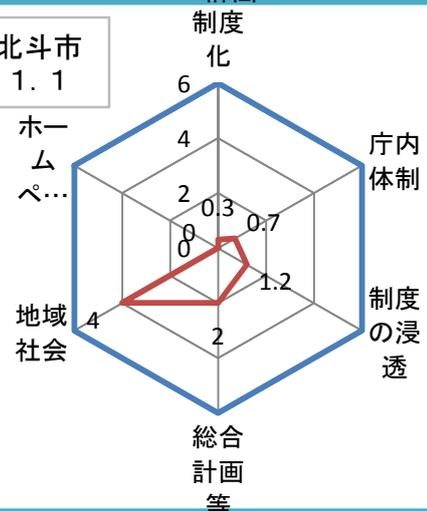
網走市  
1.2



室蘭市  
1.1

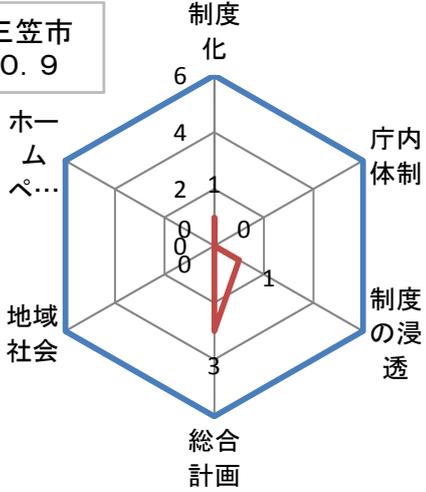


北斗市  
1.1

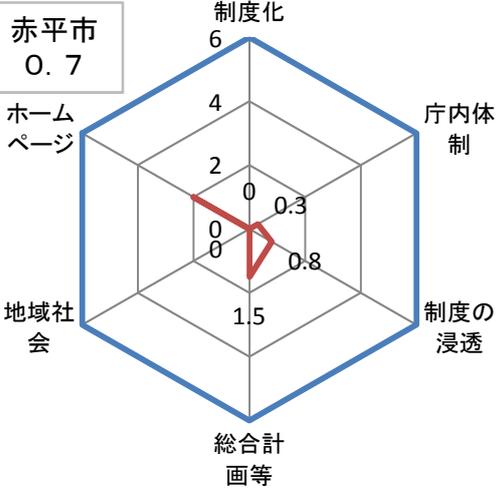


0

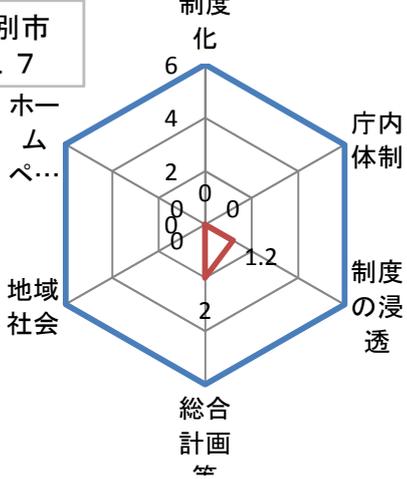
三笠市  
0.9



赤平市  
0.7



紋別市  
0.7



## 第2章 調査項目ごとの比較

1. 市民参加の制度化プロセスについて		平均																								
(1) 市民参加を推進する条例や指針等の制定について		3.0																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>自治体経営の理念と条例の体系化を定めた自治基本条例と市民参加を推進するための条例(例:市民参加条例)をともに制定している。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>自治体経営の理念と条例の体系化を定めた自治基本条例又は市民参加を推進するための条例(例:市民参加条例)のどちらかが制定している。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>市民参加を推進するための具体的な事項が規則や要綱で定めている。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>市民参加を推進するための条例又は規則の策定に向けた検討をおこなっている。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>首長の公約又は今年度の基本方針には掲げられている。</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>今のところ、条例及び規定等の策定予定はない。</td> </tr> </tbody> </table>			評価指標		6	自治体経営の理念と条例の体系化を定めた自治基本条例と市民参加を推進するための条例(例:市民参加条例)をともに制定している。	5	自治体経営の理念と条例の体系化を定めた自治基本条例又は市民参加を推進するための条例(例:市民参加条例)のどちらかが制定している。	4	市民参加を推進するための具体的な事項が規則や要綱で定めている。	3	市民参加を推進するための条例又は規則の策定に向けた検討をおこなっている。	2	—	1	首長の公約又は今年度の基本方針には掲げられている。	0	今のところ、条例及び規定等の策定予定はない。								
評価指標																										
6	自治体経営の理念と条例の体系化を定めた自治基本条例と市民参加を推進するための条例(例:市民参加条例)をともに制定している。																									
5	自治体経営の理念と条例の体系化を定めた自治基本条例又は市民参加を推進するための条例(例:市民参加条例)のどちらかが制定している。																									
4	市民参加を推進するための具体的な事項が規則や要綱で定めている。																									
3	市民参加を推進するための条例又は規則の策定に向けた検討をおこなっている。																									
2	—																									
1	首長の公約又は今年度の基本方針には掲げられている。																									
0	今のところ、条例及び規定等の策定予定はない。																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>該当市</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>石狩市</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>札幌市、旭川市、帯広市、苫小牧市、稚内市、美唄市、千歳市、富良野市、登別市、伊達市</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>釧路市</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>北見市、函館市、芦別市、江別市、士別市、名寄市、三笠市、恵庭市、北広島市、</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>小樽市、室蘭市、岩見沢市、滝川市、北斗市</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>網走市、赤平市、紋別市、砂川市、深川市</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>			評価指標	該当市		6	石狩市	1	5	札幌市、旭川市、帯広市、苫小牧市、稚内市、美唄市、千歳市、富良野市、登別市、伊達市	10	4	釧路市	1	3	北見市、函館市、芦別市、江別市、士別市、名寄市、三笠市、恵庭市、北広島市、	9	2	—		1	小樽市、室蘭市、岩見沢市、滝川市、北斗市	5	0	網走市、赤平市、紋別市、砂川市、深川市	5
評価指標	該当市																									
6	石狩市	1																								
5	札幌市、旭川市、帯広市、苫小牧市、稚内市、美唄市、千歳市、富良野市、登別市、伊達市	10																								
4	釧路市	1																								
3	北見市、函館市、芦別市、江別市、士別市、名寄市、三笠市、恵庭市、北広島市、	9																								
2	—																									
1	小樽市、室蘭市、岩見沢市、滝川市、北斗市	5																								
0	網走市、赤平市、紋別市、砂川市、深川市	5																								

石狩市	6	「石狩市市民の声を活かす条例」(市民参加条例)を平成14年4月1日より施行し、また「石狩市自治基本条例」を平成20年4月1日から施行した。
札幌市	5	札幌市自治基本条例を平成18年10月3日制定、平成19年4月1日施行した。
旭川市	5	平成15年4月1日に「旭川市市民参加推進条例」が施行されている。
帯広市	5	帯広市まちづくり基本条例の施行が平成19年4月にされている。
苫小牧市	5	本市自治基本条例の規定に基づき、市民参加条例(仮称)の策定に取組中です。(平成20年9月議会に提案予定)
稚内市	5	平成19年4月から自治基本条例が施行されている。
美唄市	5	「美唄市まちづくり基本条例」を平成19年3月27日に公布し、同年9月1日から施行している。
千歳市	5	まちづくりの基本理念や市民協働推進の基本的な事項を定めた「みんなで進める千歳のまちづくり条例」を平成19年4月に施行した。
富良野市	5	富良野市情報共有と市民参加のルール条例(平成17年7月1日)が施行されている。
登別市	5	登別市まちづくり基本条例の施行が平成17年12月21日にされている。
伊達市	5	「伊達市市民参加条例」が平成19年4月1日に施行されている。

市民参加を推進する条例や指針等の制定について

釧路市	4	市民意見提出手続条例(パブリックコメント)を平成19年2月制定。市民と協働するまちづくり推進指針を平成20年3月に全面改定。
北見市	3	(仮称)まちづくり条例の制定に向けて、平成19年度より検討市民会議及び庁内検討会議を設置し、平成21年度本条例の施行を目指している。
函館市	3	自治基本条例の策定検討を進めている。
芦別市	3	平成20年3月市議会(定例会)において、芦別市まちづくり基本条例(案)を提出している。
江別市	3	江別市自治基本条例(仮称)市民懇話会が「江別市自治基本条例(仮称)のあり方に関する提言(最終報告書)」提出を市長にしている。さらに、江別市自治基本条例(仮称)制定審査委員会が条例原案を検討している。
士別市	3	本年(平成20年)5月から、「政策会議検討会」及び「士別市振興審議会」を中心として、自治基本条例(仮称)制定に向けての検討を開始した。
名寄市	3	平成20年2月4日「自治基本条例市民懇話会」が立ち上がった。
三笠市	3	平成20年度をめどに自治基本条例を策定予定。現在検討している最中。
恵庭市	3	「市民と行政の協働のまちづくり指針」が平成20年2月に制定され、今後、自治基本条例制定を目指す検討を行っている。
北広島市	3	平成20年1月28日、北広島市市民参加条例策定市民委員会が「北広島市市民参加条例素案報告書」を市長へ提出した。その素案を基に、現在条例原案を作成中。

市民参加を推進する条例や指針等の制定について

小樽市	1	首長の公約には掲げられており、自治基本条例策定に取り組むこととしている。
室蘭市	1	市民参加を推進する条例等の制定はないが、平成20年第1回市議会定例会の市政方針に「多くの市民の声をまちづくりの計画や施策、事業などに活かす市民意見公募制度の導入については、市民の意見をいただきながら、制度化に向けて取り組む」とし、平成21年度実施に向け検討中である。
岩見沢市	1	平成20年度の市政方針に「新たな総合計画のもと、住民自治の推進や市民と行政が協働する取り組みを拡充するなど、真の市民参画型の市政運営を基本として、岩見沢市にふさわしい参画と協働のまちづくりを進めます。」と市民参加の基本方針が掲げられている。
滝川市	1	「市民自治基本条例」については、市長マニフェストや市政執行方針にも記載しており、平成20年度中に庁舎内プロジェクトを設置し、骨格案の策定を目指す。また、その前段階として、「市民力推進プロジェクト事業」を創設し、市民力によるまちづくり活動を支援していく。
北斗市	1	市の総合計画において、「市民参加による協働のまちづくり」を掲げられている。
網走市	0	今のところ、条例及び規定等の策定予定はない。
赤平市	0	条例及び規定等の策定予定はない。
紋別市	0	今のところ、条例及び規定等の策定予定はない。
砂川市	0	現在のところ、条例及び規定等の制定予定はない。
深川市	0	今のところ、条例及び規定等の策定予定はないが、協働のまちづくり推進市民協議会の中で意見を聞いて検討したい。

1. 市民参加の制度化プロセスについて

平均

(2) 制度を策定するプロセスへの市民参加の状況について

2.7

評価指標	
6	最終提言案をもとに行政がまとめた行政素案はパブリックコメントを実施し、議会提案した。
5	最終提言案を議会議員と意見交換し、提言案に反映した。
4	最終提言案を行政職員と意見交換し、提言案に反映した。
3	中間・最終提言案は市民検討委員会等(例:市民懇話会)の委員が作成した。
2	中間報告のとりまとめにあたり、市民説明会等市民意見を聴く機会を設けた。
1	市民検討委員会等(例:市民懇話会)に公募の市民が参加した。
0	条例等を検討するに当たり、市民参加は行われなかった。(条例及び規定等の策定がされていない)

評価指標	該当市	数
6	札幌市、旭川市、帯広市、苫小牧市、美唄市、千歳市、富良野市、登別市、伊達市、石狩市	10
5	—	
4	釧路市、芦別市	2
3	稚内市、江別市、北広島市、恵庭市	4
2	—	
1	函館市、北見市、名寄市、士別市	4
0	小樽市、室蘭市、岩見沢市、網走市、赤平市、紋別市、三笠市、滝川市、砂川市、深川市、北斗市	11

札幌市	6	17年12月に市民会議から提出された「自治基本条例に関する報告書」をもとに行政が素案をまとめ、平成18年2月22日から3月24日までパブリックコメントを実施し、平成18年第3回定例市議会に提案した。
旭川市	6	条例素案について意見、提案の募集(パブリックコメント)を行い、市民意見を反映し、条例案を議会に提出した。
帯広市	6	まちづくり基本条例の制定にあたり、まず市民検討委員会を設置し、条例の内容等についての提言を得た。この提言をもとに、庁内検討委員会で条例素案をまとめ、パブリックコメントを実施した後、議会提案し、可決・成立した。
苫小牧市	6	提言をまとめた懇話会では、市民説明会、パブリックコメント、市議会議員及び職員との意見交換を実施した。また、提言をもとに市がまとめた行政素案についても、市民説明会、パブリックコメント、市議会議員及び職員との意見交換を実施しました。
美唄市	6	美唄市わたしたちの自治検討委員会による「最終報告書」をもとに、市で「条例(素案)」を作成し、市民意見募集を実施した後に、「条例(案)」として市議会に提案した。
千歳市	6	都市経営会議から提言を受けた「市民協働推進条例骨子案」をもとに行政素案を作成した。その行政素案については、パブリックコメントや市民フォーラムを実施し、市民意見を聴取し、条例案をとりまとめた。
富良野市	6	まちづくり市民会議(ふらのっ子会議)、まちづくり条例市民研究会、庁内ワーキンググループがまとめた条例案(提言)を基に、行政素案としてH16.10パブリックコメントを実施し、議会提案している。
登別市	6	市民26名、市職員10名等で構成される「登別市まちづくり基本条例検討委員会」を設立し、約1年間の検討を経て提言書を市長に提出した。この提言書を基に条例の素案づくりを進め条例素案への市民からの意見の募集、市民フォーラムの開催及び町内会等への説明会を行い、議会や庁内などの意見調整の後、条例を施行した。
伊達市	6	条例案を議会提案前の平成18年9月26日から10月25日の30日間、パブリックコメントを実施した。
石狩市	6	市民による石狩市自治基本条例策定組織は、公募市民による「みんなで作る自治基本条例市民会議」と市民会議の事務を処理する市民会議会員と市職員による「運営会議」によって行われている。市民会議から「石狩市にふさわしい自治基本条例への提言」が市長に提出され、行政で素案を作成し、フォーラムで素案の公表、パブリックコメント、市民意見交換会を経て議会提案のプロセスを取っている。

制度を策定するプロセスへの市民参加の状況について

釧路市	4	特に重要な案件については、中間・最終提言等は市民委員会等が作成し、それを基にした行政素案はパブリックコメントを実施するほか、必要に応じて議会に提案を行う。
芦別市	4	市民検討委員会より出された提言書を基に、市職員で構成する庁内検討委員会において行政素案を作成。行政素案については、全職員を対象とした説明会において意見を収集し、反映する箇所については、内容を修正している。
稚内市	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例審議会案の答申作成にあたり、委員が作成した。</li> <li>・素案の参考にするため、市民ワークショップ、高校生を対象としたワークショップを行った。</li> <li>・自治基本条例審議会案の答申作成にあたり、委員が作成した。</li> <li>・素案の参考にするため、市民ワークショップ、高校生を対象としたワークショップを行った。</li> </ul>
江別市	3	自己採点は「3」としたが、江別市自治基本条例(仮称)市民懇話会では、市の職員もメンバーとして議論に参加してきたほか、議員との意見交換も実施した上で、提言案が作成された。
北広島市	3	「北広島市市民参加条例素案報告書」は北広島市市民参加条例策定市民委員会が作成した。
恵庭市	3	「市民と行政の協働のまちづくり指針」は、市民協働指針検討委員会と行政が共に意見を出し合いながら作成した。また、議会に説明しその意見も指針に反映している。
函館市	1	各種団体、公募市民が参加している。
北見市	1	現在、(仮称)まちづくり条例検討市民会議(公募委員2名を含む)を設置し条例制定に向けた検討をしている。
士別市	1	条例等の制定に向けた検討が開始された状況にあり、その審議等の中心となる「士別市振興審議会」には、公募委員が選出されている。 なお、この審議会とは別に、公募市民を主体とする意見交換・検討組織等の設置を予定している。
名寄市	1	自治基本条例市民懇話会13名に3名の公募市民が入っている。

小樽市	○	条例が策定されていない。
室蘭市	○	条例及び規定等の策定が行われていない。
岩見沢市	○	条例及び規定等の策定がされていない。
網走市	○	条例及び規定等の策定がされていない。
赤平市	○	条例及び規定等の策定がされていない。
紋別市	○	条例及び規定等の策定がされていない。
三笠市	○	現在どのような形で行うか検討中。
滝川市	○	市民検討会議を設置し、その提言をもとにまとめた行政素案については、パブリックコメントを実施し、議会へ提案する予定
砂川市	○	条例及び規定等を制定していない。
深川市	○	今のところ、条例及び規定等の策定予定はないが、協働のまちづくり推進市民協議会の中で意見を聞いて検討したい。
北斗市	○	条例及び規定等の策定予定がない。

1. 市民参加の制度化プロセスについて

平均

(3) 市民参加の制度化プロセスの情報提供について

2.9

評価指標	
6	多様な方法(ホームページ・広報誌・新聞・テレビ等)で、市民検討委員会等(例:市民懇話会)の開催予定・議事録・会議資料等の情報をすべて提供している。
5	ホームページで、市民検討委員会等(例:市民懇話会)の開催予定・議事録・会議資料等の情報を公開している。
4	ホームページ・広報誌で、市民検討委員会等(例:市民懇話会)の決定事項と経緯の概要を公開している。
3	ホームページで、市民検討委員会等(例:市民懇話会)の決定事項と経緯の概要を公開している。
2	ホームページで、市民検討委員会等(例:市民懇話会)の開催日時等は公開している。
1	—
0	市民検討委員会等(例:市民懇話会)の情報は全く公開していない。(市民検討委員会等は設置されていない)

評価指標	該当市	数
6	札幌市、釧路市、苫小牧市、富良野市、伊達市、石狩市	6
5	函館市、旭川市、帯広市、稚内市、美唄市、江別市、名寄市、登別市、北広島市	9
4	—	
3	千歳市、恵庭市	2
2	北見市、芦別市	2
1	—	
0	小樽市、室蘭市、岩見沢市、網走市、赤平市、紋別市、深川市、士別市、三笠市、砂川市、滝川市、北斗市	12

市民参加の制度化プロセスの情報提供について

札幌市	6	情報公開条例において附属機関等(審議会等)の公開が規定されており、ホームページ・広報誌・新聞等で、会議等の開催予定・議事録・会議資料等の情報を提供している。また、その他の懇話会、実行委員会等についても、任意に情報提供を行っている。
釧路市	6	特に重要な案件については、多様な方法(ホームページ、広報誌、本庁舎・支所の情報コーナー、報道等)で、策定委員会等の開催予定、議事録・議事要旨、会議資料等を提供している。
苫小牧市	6	ホームページや広報誌、地元新聞で、まちづくり基本条例等検討懇話会の開催予定・議事録・会議資料等の情報を公開しています。
富良野市	6	市民会議等の検討状況については、広報紙・ホームページで公表し、情報提供を行っている。
伊達市	6	ホームページ・広報誌で、市民検討委員会等(例:市民懇話会)の開催予定・議事録・会議資料等の情報をすべて提供している。
石狩市	6	市民参加情報並びにすべての審議会等の会議録・資料等の全情報が、広報誌・ホームページ、市役所内閲覧等多様な方法で公開されている。
函館市	5	ホームページで、自治基本条例策定検討委員会の開催予定・議事録・会議資料等の情報を公開している。
旭川市	5	HPで旭川市市民参加を推進するための条例検討委員会での条例の検討内容、開催予定、会議録が公開されている。会議時の配布資料は公開されていない。
帯広市	5	市民検討委員会等の検討状況(開催予定、会議録、資料等)は、随時、ホームページにて公開したほか、庁内でも情報を共有した。
稚内市	5	ホームページで、市民検討委員会等(例:市民懇話会)の開催予定・議事録・会議資料等の情報を公開している。
美唄市	5	ホームページで、市民検討委員会等の開催予定・議事録・会議資料等の情報を公開している。

市民参加の制度化プロセスの情報提供について

江別市	5	ホームページで、市民検討委員会等(例:市民懇話会)の開催予定・議事録・会議資料等の情報を公開している。
名寄市	5	ホームページで、市民懇話会の決定事項と経緯の概要を公開するとともに会議開催予定を公開し、市民の傍聴を呼びかけている。また、市広報誌に市民懇話会の経過、概要を掲載しホームページでも広報誌を公開している。
登別市	5	ホームページで、市民自治推進委員会の開催予定、議事録等の情報を公開している。
北広島市	5	ホームページで、市民参加条例策定市民委員会の開催予定・議事録・会議資料等の情報を公開してきた。また、コミュニティ放送局(FMメイプル)会議開催予告や広報紙での検討経過内容の掲載等を行ってきた。
千歳市	3	ホームページで、市民検討委員会等(例:市民懇話会)の決定事項と経緯の概要を公開している。
恵庭市	3	ホームページにて、審議会等の決定事項と経緯の要約が公開されている。
北見市	2	「(仮称)まちづくり条例」について検討市民会議の開催日時等をホームページ及び地元情報紙を通じてお知らせしている。
芦別市	2	芦別市まちづくり基本条例市民検討委員会の検討経緯は広報紙にのみ公開している。
小樽市	0	市民検討委員会等(例:市民懇話会)の設置がされていない。
室蘭市	0	市民検討委員会等は設置されていない。

市民参加の制度化プロセスの情報提供について

岩見沢市	○	市民検討委員会等は設置されていない。
網走市	○	市民検討委員会等は設置されていない。
赤平市	○	市民検討委員会等は設置されていない。
紋別市	○	市民検討委員会等は設置されていない。
深川市	○	市民検討委員会等は設置されていない。
士別市	○	現時点においては、ホームページに振興審議会における市民参加の制度化についての審議状況等を掲載していないが、今後掲載する予定である。また、地元新聞報道において、市民への情報提供がなされている。  なお、「士別市振興審議会」での審議状況等の情報提供については、平成18～19年度における総合計画の策定の際に実施したように、開催日時・議論経過及び結果等を含めて、ホームページ(一部、広報紙でも掲載)において公開していく予定である。
三笠市	○	現在どのような形で行うか検討中。
砂川市	○	市民検討委員会等は設置していない。
滝川市	○	市民検討委員会等の議事録・会議資料を公開する予定。また、広報等でも進捗状況や中間報告などを掲載するとともに、町内会と市が共催で行っている「まちづくり懇談会」でも進捗状況等を報告することも検討している。
北斗市	○	市民検討委員会等は設置されていない。

## 2. 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組み

平均

## (1) 市民参加の庁内体制

1.7

評価指標	
6	各部署に市民参加推進担当者を置き、市民参加案件を検討するための調整会議等が定期的で開催されている。
5	各部署に市民参加推進担当者を置き、市民参加案件を検討するための調整会議等が随時開催されている。
4	市民参加を推進するための全庁的な会議または学習会を定期的で開催している。
3	市民参加を推進するための全庁的な会議または学習会を随時開催している。
2	市民参加を推進するための手引き(ガイドライン)を作成している。
1	全庁的な推進体制の整備について検討中または準備中である。
0	全庁的な推進体制の整備については全く考えていない。

評価指標	該当市	数
6	—	
5	千歳市	1
4	札幌市、富良野市、北広島市、石狩市	4
3	釧路市、帯広市、稚内市、深川市、伊達市	5
2	旭川市、美唄市、江別市	3
1	函館市、室蘭市、網走市、苫小牧市、芦別市 赤平市、名寄市、士別市、滝川市、登別市 恵庭市、北斗市	12
0	小樽市、北見市、岩見沢市、紋別市、三笠市 砂川市	6

市民参加の庁内体制

千歳市	5	市民協働(市民参加を含む)を推進するため市民協働推進課を新設した。また、全庁的に市民協働に取り組むため、横断的な検討組織を設置している。
札幌市	4	庁内横断組織として市民自治推進本部を設置し年1回定期的に会議を行い、全庁的な市民参加の推進を図っている。職場での学習会等の実施についても、市民自治推進本部において決定し、全庁に通知した。
富良野市	4	条例策定時は庁内ワーキンググループ活動。施行後は職員対象の講習会、アンケート調査などを実施。
北広島市	4	庁内に、副市長・教育長・全部長職で構成する市民参加条例推進会議を定期的に行い、市民委員会での検討結果の報告等を行ってきた。現在は、条例原案の検討を行っている。また、事務局サポート、庁内啓発を目的に、主査以下(指定職員3名、公募による職員8名)で構成する市民参加条例サポート会議を随時開催してきた。
石狩市	4	各部署に市民参加推進担当者を置いてはいるが、「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例」(平成14年4月施行)により市民参加手続について定めており、市民の声を聴く課が主管課となっており、定期的な説明会を全庁的に開催し、市民参加の推進を実施している。
釧路市	3	全庁的な懸案事項等を協議、検討する場として「各部庶務担当課長会議」を設置し、市民協働として現在すでに取り組んでいるものを含め、今後より進めていくための協議を行っている。
帯広市	3	まちづくり基本条例の規定に沿った行政運営をすすめるために、庁内で推進委員会を設置・随時開催し、条例に基づく取り組みの進捗管理を行なっている。
稚内市	3	年1～2回程度、市民・職員を対象にした「まちづくりセミナー」を開催している。
深川市	3	関係課長職20名で組織する「協働のまちづくり推進庁内委員会」を設置して、協働のまちづくりの推進(市民参加も含む)に必要な事項や本市にふさわしい協働のあり方など、随時会議を開催し検討している。
伊達市	3	条例施行前に職員を対象とした説明会(2回)を開催しており、今後も必要に応じて開催する予定である。

市民参加の庁内体制

旭川市	2	旭川市事務分掌条例施行規則において各部庶務担当課の庶務事務として、「部内事務事業等への市民参加に関すること」を規定。また、市民参加に関するマニュアル(意見提出手続、附属機関の委員選任、附属機関の会議の公開)を作成している。
美唄市	2	市民参加を推進するため、平成19年2月に「協働のまちづくり指針」を策定している。
江別市	2	計画・実行・評価の各過程への市民参加は、日頃の行政運営の中で庁内的に定着してきているが、特に指針等は設けていない。今後の自治基本条例の制定等が市民参加を明確に位置づける契機になるものと考え。
函館市	1	全庁的な推進体制の整備について検討中である。
室蘭市	1	市民意見公募制度の導入検討に当たっては、「協働のまちづくり指針」に基づき、協働の推進や多分野にまたがる政策課題の調整・推進を図るため、庁内関係部署により設置した「室蘭市まちづくり・市民活動推進本部」にて随時協議していく予定。
網走市	1	全庁的な推進体制の整備について検討中または準備中である。
苫小牧市	1	市民参加を推進するための特別な体制は設けておりません。当職の所管事項として、自治基本条例に基づく市民自治のまちづくりの一環として市民参加の推進に取り組んでおり、市民参加条例の策定に取り組んでいます。
芦別市	1	条例素案について意見収集する目的で職員説明会を実施したが、市民参加を推進するための職員説明については、条例施行前までに実施する。
赤平市	1	全庁的な推進体制の整備について検討中
士別市	1	現在、「政策会議」(副市長と各部次長で構成)において市民参加に関する条例制定に向けた検討を開始したところであり、さらに新たな検討組織の設置のもとに、具体的な調査・研究作業等を進める予定である。
名寄市	1	自治基本条例市民懇話会の検討経過をふまえ、条例を運用するための制度・体制の整備を検討する。

市民参加の庁内体制

滝川市	1	平成20年度中に庁舎内プロジェクトを設置する予定。設置後は、随時会議や学習会を実施する予定。
登別市	1	全庁的な推進体制について現在は整備されていないが、検討中である。
恵庭市	1	「市民と行政の協働のまちづくり指針」に基づき、各担当部署において協働を意識して各業務を遂行しているものと判断しているが、今後、全庁的な推進体制の整備も必要になると考えている。
北斗市	1	全庁的な推進体制の整備について検討中である。
小樽市	0	全庁的な推進体制の整備については考えていない。
北見市	0	市民参加については全庁的な推進体制の整備については未着手である。
岩見沢市	0	全庁的な推進体制の整備については、まだ検討されておりません。
紋別市	0	全庁的な推進体制の整備はされていない。
三笠市	0	市内を各連合町内会単位9地区に分け市役所の各部長を配置し市民参加組織の協働ルームを設置している。
砂川市	0	全庁的な推進体制を整備していない。

2. 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組み

平均

(2) 職員の育成

1.5

評価指標	
6	全職員が、毎年1回以上、市民参加の制度等に関する研修を受けた。
5	—
4	全職員が、過去2年以内に、1回以上、市民参加の制度等に関する研修を受けた。
3	職員のほとんどが上司または担当部署から、市民参加の制度等に関する説明を受けた。
2	全職員に対し、市民参加の制度等に関する資料を配布し、かつ、職員研修を行った。
1	全職員に、市民参加の制度等に関する資料を配布した。
0	特に何もしていない。

評価指標	該当市	数
6	札幌市	1
5	—	
4	千歳市	1
3	稚内市、芦別市、伊達市、石狩市	4
2	旭川市、帯広市、岩見沢市、苫小牧市、美唄市 江別市、名寄市、富良野市、北広島市	9
1	函館市、釧路市、北見市、網走市、砂川市 深川市、登別市、恵庭市	8
0	小樽市、室蘭市、赤平市、紋別市、士別市 三笠市、滝川市、北斗市	8

札幌市	6	<p>以下のとおり、ほぼ全ての職員が、毎年市民自治について研修を受けたり、学習したりすることのできる体制を整えている。</p> <p>【18年度】  18年12月  ・各局区の庶務担当課長、係長を対象に説明会(3日)を開催  19年1月  ・部長職を対象とした研修(2日)及び対象を定めない自由参加研修(2日)を実施  ・自治研修センター(総務局内の部署、職員研修を所管する)主催、政策推進研修「主役は市民!のまちづくり」を実施  19年2月  ・自治研修センターのeラーニング(イントラネットを通じて、職務に必要な知識や技能を、1人ひとりの職員が、いつでも、何度でも、繰り返し学ぶことができる職場学習支援システム)教材として、「これで納得!自治基本条例」を作成  職場研修用DVD作成、各局区に配布し、全職員に対する研修を実施。(19年4月までに8,400名以上受講)  【19年度】  ・新採用職員、昇任、転任職員研修において市民自治に関する講義を実施  ・学校事務職員(300人)に対して市民自治に関する研修実施  ・「情報共有、市民参加の参考事例集」を作成(イントラネットで公開、カラー版150部、白黒版4100部作成)。10月~12月の期間で、研修や、朝のミーティング等での上司からの説明等により、各局区において13,000名以上の職員に周知を徹底。  ・自治研修センター主催能力開発研修に市民参加の前提となる「わかりやすい資料作成」「アンケート調査」の研修を新設。  ・自治研修センター特別研修として、各職場に出向いて行う「出前研修」として市民自治推進研修(プレゼンテーション編・ワークショップ体験編)を開設。  ・自治研修センターで、局や区がテーマに沿った研修を独自に実施する際に、研修講師への謝礼、研修会場借上料、委託料などを助成する職場研修費助成制度(局の場合10万円、区の場合25万円が上限)を実施。そのテーマの1つとして、自治基本条例のポイントである「市民参加」と「情報共有」を設定。</p>
千歳市	4	<p>昨年、全職員を対象として説明会を開催した。そのほか、より実践的な協働事業研修を実施している。</p>
稚内市	3	<p>全職員に自治基本条例の理念について説明している。</p>
芦別市	3	<p>条例素案を説明し意見を収集するため、全職員を対象とした説明会を実施した。</p>
伊達市	3	<p>説明会の開催に合わせて、庁内各課に説明資料を配付し、職員のほとんどが上司から説明を受けた。</p>
石狩市	3	<p>担当部署において、全職員を対象とした市民参加の制度等に関する説明会を開催している。</p>

職員の育成

旭川市	2	市民参加に関するマニュアルを庁内のネットワークで公開して、全職員が閲覧及び入手することができ、必要に応じてマニュアルを参照しながら、執務を行っている。
帯広市	2	市民協働のマニュアル作成配布。
岩見沢市	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職員を対象とした、住民自治説明会を開催した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市の財政状況と住民自治の必要性</li> <li>・市が進めている住民自治とは</li> </ul> </li> <li>●住民自治モデル地区広報誌の庁内回覧</li> </ul>
苫小牧市	2	市民参加の考え方と取組の予定について全職員に向けて電子掲示板で自治基本条例の説明資料を掲示するとともに、全職員を対象に説明会を開催しました。
美唄市	2	基本条例を制定する段階で、全職員を対象にした研修会を開催し条例内容の説明を行うとともに、資料に関しては庁内LANにより全職員がいつでも閲覧できるようにしている。
江別市	2	市民参加の重要性について、職員研修や講演等を通じて意識向上を図っている。
名寄市	2	自治基本条例制定に向けた検討課題の整理や職員全体の共通認識を図り、職員側の環境整備を整えることを目的に、各部局推薦職員15名及び公募職員7名による庁内検討部会を立ち上げた。(H18.11) 外部講師を招聘し全職員を対象に「自治基本条例の意義」について職員研修を行うとともに庁内検討部会の中間報告を行い、職員との意見交換を行っている。また庁内LANを通じた職員からの意見も踏まえ最終報告をまとめ全職員に公開している。(H19.11)
富良野市	2	全職員に対し、市民参加の制度等に関する資料を配布し、かつ、職員研修を行った。
北広島市	2	庁内の情報サイトで、市民委員会、推進会議での検討内容など、市民参加に関する情報を提供している。
函館市	1	自治基本条例の策定への意見反映として、一部の職員ではあるが、ワークショップを開催した。また、行財政改革5か年計画において、市民協働に係る取り組みを進めていくことを明記し、全職員に対し周知を図っている。

釧路市	1	ホームページや庁内LANに「市民と協働するまちづくり推進指針」を掲載している。
北見市	1	先述の「北見市市民協働推進指針」の策定については、庁内電子掲示板を通じて全職員に周知している。
網走市	1	H19年度からは市民との協働によるまちづくりを推進するための、行政職員としての資質を高める勉強会などを実施している。H20年度は市民を交えた行政参画に向けて検討を行う。
砂川市	1	庁内のWeb上に「市民の声システム」を構築し、各部署に寄せられた市民からの要望等を集約し、職員間で情報共有している。
深川市	1	平成18年2月に職員を対象に「市民と協働するまちづくり講演会」を開催した。
登別市	1	全庁的なネットワークの掲示板で、登別市市民自治推進委員会の結果などを随時周知している。
恵庭市	1	「市民と行政の協働のまちづくり指針」は、市民協働指針検討委員会と行政が共に意見を出し合いながら作成した。また、議会に説明しその意見も指針に反映している。
小樽市	0	「市民参加の制度等」に特化した研修はない。
室蘭市	0	現在のところ、特に何もしていない。
赤平市	0	特に何もしていない。
紋別市	0	特に何もしていない。

職員の育成

士別市	○	現時点においては、一般的な職員研修のメニューのなかで、情報提供を行っている程度であり、踏み込んだ内容に関わる情報の提供や職員のレベルアップに関する取り組みについては、今後の検討事項である。
三笠市	○	特に何もしていない。
滝川市	○	平成20年度中に設置する予定である庁舎内プロジェクトにおいて学習会なども検討中
北斗市	○	特に何もしていない。

平均

## 2. 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組み

1.4

## (3) 庁内での事例活用

庁内での事例活用

評価指標	
6	市民参加のアイデア事例集(他自治体の事例も含め)を教材として、庁内で定例の学習会が開催されている。
5	市民参加のアイデア事例集(他自治体の事例も含め)を教材として、庁内で随時の学習会が開催されている。
4	市民参加に関するアイデアや事例がデータベース化されており、すべての職員が情報を入手できる状態になっている。
3	市民参加に関する事例等について毎年度とりまとめを行い、全職員に配布されている。
2	市民参加に関する取り組みのリストを作成し、公表している。
1	市民参加担当部署においてとりまとめを行っている。
0	特に何もしていない。

評価指標	該当市	数
6	—	
5	札幌市	1
4	帯広市、富良野市、石狩市	3
3	旭川市	1
2	岩見沢市、美唄市、江別市、千歳市、伊達市 北広島市	6
1	函館市、小樽市、室蘭市、釧路市、北見市 網走市、苫小牧市、稚内市、砂川市、深川市 登別市、北斗市	12
0	芦別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市 三笠市、滝川市、恵庭市	8

庁内での事例活用

札幌市	5	<p>庁内向けの事例集を作成し、周知徹底している(各局区で全職員に対する研修等を実施)。職員発表会※においても、テーマの一つとして、市民自治の推進(情報共有、市民参加、身近な地域のまちづくり)のアイデア事例を募集しており、効果的情報発信についての提案があった。なお事例集は次年度以降も作成予定である。</p> <p>※職員発表会:市民サービスの向上や、能率的な業務の推進を促すため職員の創意工夫や新しい取組を全庁的に共有することを目的として平成17年度に開始したもの。元気の種コレクション(通称:種コレ)。</p>
帯広市	4	各課の市民協働の実践事業をとりまとめてホームページに掲載。
富良野市	4	市民参加に関するアイデアや事例がデータベース化されており、すべての職員が情報を入手できる状態になっている。
石狩市	4	市民参加に関する事例がデータベース化されており、すべての職員が情報を入手できる状態になっている。
旭川市	3	前年度の市民参加の取組結果と当該年度の市民参加の取組予定をとりまとめる過程で、全職員に内容を公開している。
岩見沢市	2	住民自治の取組については、担当部署で取りまとめを行っており、又モデル地区の取組は、ホームページで公開している。
美唄市	2	協働のまちづくり指針の中で事例集を作成し、公表している。
江別市	2	市民参加事例等について、随時、庁内LAN等で職員間の情報共有に努めている。
千歳市	2	市民協働の手引きを作成し、職員に公開している。また、より具体的な内容(市民参加手続の対象、方法、進め方)などを整理したマニュアルを本年度に作成する予定で、職員の業務の参考にする。
伊達市	2	毎年度当初に、当該年度における市民参加の実施予定及び前年度における市民参加の実施状況を取りまとめて公表している。(H19実施状況～現時点で未公表)

北広島市	2	庁内情報サイトで、市民参加方法実態調査結果を公開している。
函館市	1	本市における協働事例等のとりまとめを現在進めている。
小樽市	1	企画政策室においてとりまとめを行っている。
室蘭市	1	昨年度、当課にて、各部署所管の各種計画等策定時における市民参加状況調査を実施。
釧路市	1	各部においてとりまとめている。
北見市	1	担当部署(市民協働推進室)がとりまとめている。 <a href="http://www.city.kitami.lg.jp/katsudou/kyodosuisin.htm">http://www.city.kitami.lg.jp/katsudou/kyodosuisin.htm</a>
網走市	1	小さな地方都市のため、ある程度の市民参加型の事業については、各部署で情報を共有できる環境である。また、新聞等マスコミにより市民参加型の事業の概要的な情報は共有されている。
苫小牧市	1	市民参加担当部署において市民参加事例のとりまとめを行っています。
稚内市	1	まちづくりセミナーの内容をとりまとめている。
砂川市	1	企画担当係において、市民参加や協働に関する市の取り組みを取りまとめているが、公表はしていない。
深川市	1	協働推進係において、情報収集と情報提供に努めている。

庁内での事例活用

登別市	1	道などから提供があった情報や登別市市民自治推進委員会の結果などについては、随時全庁的なネットワークの掲示板に掲載し周知している。
北斗市	1	市民参加担当部署においてとりまとめを行っている。
芦別市	0	特に何もしていない。
赤平市	0	特に何もしていない。
紋別市	0	特に何もしていない。
士別市	0	現時点では、そのような取り組みは行っていない。
名寄市	0	特に何もしていない。
三笠市	0	特に何もしていない。
滝川市	0	平成20年度中に、「市民力推進プロジェクト事業」において、市民参加による取組を取りまとめ、公表していく。
恵庭市	0	特に庁内での共有は行われていない。

平均

3. 制度を浸透させるための具体的方策

3. 7

(1) 行政情報の発信

評価指標	
6	多用な公的媒体(ホームページ・広報誌・新聞等)を活用し、審議会等の年間スケジュール、市民委員の募集、テーマごとの審議会等開催予定と議事録・資料、パブリックコメントの募集情報とその結果などの市民参加情報について市民に情報提供をしている。
5	自治体のホームページと広報誌でパブリックコメントの募集情報とその結果について市民に情報提供をしている。さらに、審議会等の開催予定と議事録・資料について市民に情報提供をしている。
4	自治体のホームページと広報誌でパブリックコメントの募集情報とその結果について市民に情報提供をしている。
3	自治体のホームページでパブリックコメントの募集情報とその結果について市民に情報提供をしている。
2	自治体の広報誌で市民に行政情報を提供している。
1	—
0	市民参加に関する情報の提供は行っていない。

評価指標	該当市	数
6	函館市、富良野市、伊達市、石狩市	4
5	札幌市、小樽市、旭川市、北見市、苫小牧市、美唄市、江別市、恵庭市	8
4	釧路市、士別市、名寄市、登別市、北広島市	5
3	帯広市、岩見沢市、稚内市、砂川市	4
2	室蘭市、網走市、芦別市、赤平市、紋別市、三笠市、千歳市、滝川市、深川市、北斗市	10
1	—	—
0		0

行政情報の発信

函館市	6	行政計画や条例等の策定過程において審議会等を設置した場合は、各種広報媒体(ホームページ・広報誌・新聞等)を活用し、審議会等の年間スケジュール、市民委員の募集、テーマごとの審議会等開催予定と議事録・資料、パブリックコメントの募集情報とその結果などの市民参加情報について市民に情報提供をしている。
富良野市	6	多用な公的媒体(ホームページ・広報誌・新聞等)を活用し、審議会等の年間スケジュール、市民委員の募集、テーマごとの審議会等開催予定と議事録・資料、パブリックコメントの募集情報とその結果などの市民参加情報について市民に情報提供をしている。
伊達市	6	ホームページと広報誌で審議会等の年間スケジュール、市民委員の募集、会議開催予定及びパブリックコメントの募集情報とその結果を、ホームページで議事録・資料などを市民に情報提供をしている。
石狩市	6	市民はホームページや広報誌などから1ヶ月以上前に行政情報や市民参加情報が入手可能になっている。
札幌市	5	自治体のホームページと広報誌でパブリックコメントの募集情報とその結果について市民に情報提供をしている。さらに、審議会等の開催予定と議事録・資料については、情報公開条例に基づき市民に情報提供をしている。
小樽市	5	ホームページと広報誌でパブリックコメントの募集情報とその結果について市民に情報提供をしている。審議会等の開催予定と議事録・資料についても、各担当部署で市民に情報提供している。
旭川市	5	ホームページでは、予定しているパブリックコメントの案件名、実施しているパブリックコメントの案件の内容、担当課の連絡先、過去のパブリックコメントの結果(意見内容と市の考え方)、附属機関等の委員募集、附属機関等の会議の開催の予定の情報、担当課の連絡先を掲載している。広報誌では、パブリックコメントの募集案件と附属機関等の委員募集については、必ず掲載している。新聞、テレビへの公開は、個々の案件により、実施しているものがある。
北見市	5	ホームページ及び広報紙で意見募集(パブリックコメント)を行い、その結果を公開している。また、一部の審議会や住民懇談会については、その結果等をホームページでお知らせしている。
苫小牧市	5	自治体のホームページと広報誌でパブリックコメントの募集情報とその結果について市民に情報提供をしている。さらに、各種審議会等の開催予定とその結果及び会議の概要等を公表し、情報提供しています。
美唄市	5	市のホームページと広報誌でパブリックコメントの募集情報とその結果について市民に情報提供をしている。また、審議会等の開催予定と議事録・資料についても市のホームページで情報提供している。
江別市	5	自治体のホームページと広報誌でパブリックコメントの募集情報とその結果について市民に情報提供をしている。さらに、審議会等の開催予定と議事録・資料について市民に情報提供をしている。

恵庭市	5	市のホームページと広報誌でパブリックコメントの募集情報とその結果について市民に情報提供している。
釧路市	4	自治体のホームページと広報誌でパブリックコメントの募集情報とその結果について市民に情報提供をしている。さらに、審議会等の開催予定と議事録や議事要旨、資料について市民に情報提供をしている。
士別市	4	総合計画の策定(平成18~19年度)などにおいては、ホームページや広報紙、地元新聞などにおいて、計画案等の周知を図り、これに対する意見聴取をメールやFAX等の活用のもとに実施してきている。
名寄市	4	ホームページと市広報誌平成20年4月号に「名寄市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針案」に対する意見を募集がされている。また、提出された意見及び意見に対する教育委員会の考え方を名寄市のホームページに公表している。
登別市	4	ホームページでは市民自治推進委員会や登別市まちづくり基本条例(素案)、共同電算システム構築・運用に係る企画提案に関する意見等を募集した。
北広島市	4	市ホームページと広報誌でパブリックコメントの募集情報とその結果について市民に情報提供するとともに、一部審議会等の開催予定と議事録・資料についても市民に情報提供をしている。
帯広市	3	自治体のホームページでパブリックコメントの募集情報とその結果について市民に情報提供をしている。
岩見沢市	3	自治体のホームページでパブリックコメントの募集情報とその結果について市民に情報提供をしている。
稚内市	3	・広報誌にパブリックコメントの募集情報を掲載しているが、結果については掲載していない。 ・HP上で審議会の開催予定、議事録、資料を公開している。
砂川市	3	砂川市過疎地域自立促進市町村計画や中心市街地活性化基本計画、砂川市次世代育成支援地域行動計画の策定にあたって、広報紙やホームページにおいてパブリックコメントを実施した。また、市町村合併に関しては、住民説明会における資料と議事録を広報紙やホームページにおいて情報提供した。

行政情報の発信

室蘭市	2	パブリックコメントの制度化(要綱等の制定)は未済だが、各種計画等の策定時には、策定状況に合わせ、随時、市民参加(市民説明会やアンケートなど)に関する情報を広報紙やホームページ等に掲載している。
網走市	2	自治体の広報誌で市民に行政情報を提供している。
芦別市	2	市広報紙を通じて行政情報を提供している。
赤平市	2	自治体の広報誌で市民に行政情報を提供している。
紋別市	2	市民参加を推進する制度を策定していないため、各審議会の担当部署が必要に応じ市民委員の募集、パブリックコメント等を実施し、その都度広報誌、ホームページ等で市民周知している。
三笠市	2	自治体の広報誌で市民に行政情報を提供している。
千歳市	2	個別にパブリックコメントを実施しているが、本年度中に制度化する予定である。
滝川市	2	ホームページ等でもパブリックコメントを実施してきた。また各種審議会等の議事録や会議資料を公開している。
北斗市	2	自治体の広報誌で市民に行政情報を提供している。
深川市	2	パブリックコメントは行っていないが、傍聴できる会議などは、事前に情報提供している。

3. 制度を浸透させるための具体的方策	平均
(2) 市民参加手法の整備	2.7

評価指標	
6	2つ以上の市民参加手法を組み合わせて市民参加を行っている。(例:市民説明会とパブリックコメント等の組み合わせ)
5	住民投票の制度を条例で定めている。
4	市民による政策提案の制度を条例又は要綱で定めている。
3	意見交換会(ワークショップ)、シンポジウム、アンケート調査、説明会、公聴会といった市民の意見を求める市民参加を条例又は要綱で定め、行っている。
2	パブリックコメント制度が条例又は要綱で定められている。
1	首長への手紙等市民からの意見を言える窓口が設けられている。
0	市民参加手法を講じていない。

評価指標	該当市	数
6	札幌市、旭川市、釧路市、美唄市、富良野市 石狩市	6
5	稚内市	1
4	伊達市	1
3	苫小牧市、江別市、千歳市、砂川市、恵庭市 北広島市、	6
2	函館市、小樽市、帯広市、北見市、岩見沢市	5
1	室蘭市、網走市、芦別市、赤平市、紋別市 士別市、名寄市、滝川市、深川市、登別市 北斗市	11
0	三笠市	1

市民参加手法の整備

札幌市	6	要綱といったような明文の規定は、「札幌市パブリックコメント手続に関する要綱」のみであるが、パブリックコメントを実施している自治基本条例をはじめとする条例や基本計画では、審議会(公募を含む)や説明会など、その他の参加手法を組み合わせる市民参加を行っている。なお、政策提案については自治基本条例第21条6で言及されており、17年度よりタウントークなどで広聴部門に寄せられた市民の提言・要望について、企画・政策部門と連携して市政反映を進めている。
旭川市	6	市民参加の手法として、パブリックコメント、委員会(附属機関と私的諮問機関)、市民会議(意見交換会、フォーラムなど)、アンケート、ワークショップ、公募・コンペなどを示し、施策によって、これらのうち2つ以上の市民参加の手法を組み合わせる市民参加を行っている。また、市民投票の制度を条例で定めている。
釧路市	6	ワークショップや市民説明会などの開催とともにパブリックコメント制度を条例で定めている。
美唄市	6	市にとって重要な条例や計画を制定・策定する際は、まちづくり地区懇談会(市民説明会)とパブリックコメント等を組み合わせる市民参加を行っている。
富良野市	6	原則、パブリックコメント、意見交換会、審議会等で一つ以上の市民参加手続を行うこととし、広い範囲の市民に影響を及ぼす仕事については、二つ以上と定め、実施している。
石狩市	6	審議会やパブリックコメントなど、市民参加を行なう上で2つ以上の市民参加手法を整備しているが、多くの事例においては1つの市民参加手法にて行なわれている。
稚内市	5	「稚内市住民投票に関する条例」を制定した。(平成20年4月1日施行)
伊達市	4	市民参加条例第15条において、市民投票について定めるも、その実施に関し必要な事項を定める条例は未整備である。一方、同条例第16条では、市民による政策提案を定めている。
苫小牧市	3	首長への手紙等市民からの意見を伝える窓口「まちづくり提案箱」を設置しています。また、現在、市民参加条例案の取りまとめを行っているが、この中で具体的に意見交換会(ワークショップ)、説明会、パブリックコメントを行っていません。
江別市	3	意見交換会(ワークショップ)、シンポジウム、アンケート調査、説明会が行われている。

市民参加手法の整備

千歳市	3	「みんなで進める千歳のまちづくり条例」の中で、市民参加手続を規定している。
砂川市	3	中心市街地活性化基本計画や砂川市次世代育成支援地域行動計画の策定にあたっては協議会を設置して市民意見の反映を行い、第5期総合計画や障害者福祉計画、介護保険事業計画の策定にあたってはアンケート調査により市民の意向を把握し、市町村合併や介護保険制度、国土利用計画に関しては地域ごとの説明会を実施した。
恵庭市	3	個々に、パブリックコメント制度、ワークショップ、シンポジウム、アンケート調査、地元説明会など、市民の意見を求める機会を設けている。
北広島市	3	パブリックコメント制度については、市民参加条例の制定を見据えて、要綱により試行という形で実施している。また、各施策等において、フォーラム、市民説明会、アンケート等を実施している。
函館市	2	パブリックコメント制度が要綱で定められている。
小樽市	2	案件に応じて2つ以上の市民参加手法を取り入れている。例：総合計画（地区懇談会＋パブリックコメント＋審議会）
帯広市	2	パブリックコメント制度が要綱で定められている。
北見市	2	パブリックコメントに関する条例や要綱は定めていない。各種計画策定時などにおいて、市民意見の募集は実施している。市長への手紙（広報紙折込）や市長へのポスト（Web）は設けている。
岩見沢市	2	条例又は要綱で定められていないが、パブリックコメントが行われている。
室蘭市	1	首長への手紙等市民からの意見を言える窓口を常設（広聴担当課）しているほか、市が実施している施策やまちづくり事業などについて市職員が出向き、市民の意見を聴きながら、知りたい情報を提供して、市民と一緒にまちづくりを進めていくことを目的とした「まちづくり出前講座」を要綱で定め実施している。

市民参加手法の整備

網走市	1	首長への手紙等市民からの意見を言える窓口が設けられている。
芦別市	1	「市長への手紙」「市長へのメール」及び「市長へのファクシミリ」を実施している。
赤平市	1	「市長への手紙」「こんばんは市長室(市長との個人懇談)」を行っており、市民からの意見・要望などを受けられるよう窓口が設けられている。
紋別市	1	首長へのメールで市民からの意見を言える窓口を設けている。
士別市	1	本市においては、「市長への手紙」や「総合計画策定にあたっての意見聴取」など、ホームページや広報で周知し、メール・FAX・文書等での意見聴取を実施しています。
名寄市	1	ホームページ上で「電子行政相談」また「みんなの伝言掲示板」として、市民からの問い合わせや意見、提言を受けつける窓口があり、回答についても行っている。
滝川市	1	まちづくり提言BOXや提言はがき、提言メールなどにより市民からのご意見が寄せられている。また、事業によって、要綱などは定めていないが、意見交換会、シンポジウム、アンケート調査、説明会等を実施している。
深川市	1	市長への手紙、電話、ファクシミリ、電子メール、ホームページ上のシティメールで市民からの意見を言える窓口が設けられている。
登別市	1	日ごろ「まちづくり」などについて、市長と直接会って話し合いたいと考えている方々と自由に話し合える機会を広げるため、年2回程度『市長室フリータイム』を開催しているほか、毎年秋に『地区懇談会』を開催し、各地区の連合町内会の方と市長や市の理事者が、登別のまちづくりをはじめ各地区の課題や問題点などについて、懇談している。
北斗市	1	市長への手紙、メールによる意見は受付後に関係課において対応している。
三笠市	0	市政懇談会・まちづくり出前トーク・みんなで考えるまちづくり事業(まちづくりに対するアイデア募集事業)

3. 制度を浸透させるための具体的方策

(3)ア 審議会委員の公募委員選任

評価指標	
6	審議会等委員に公募市民が選任されている比率が50%以上である。
5	審議会等委員に公募市民が選任されている比率が40%程度である。
4	審議会等委員に公募市民が選任されている比率が30%程度である。
3	審議会等委員に公募市民が選任されている比率が20%程度である。
2	審議会等委員に公募市民を選任されている。(公募市民が一部の審議会にはいる程度)
1	—
0	審議会等委員への公募は行っていない。

評価指標	該当市	数
6	—	
5	北広島市	1
4	滝川市	1
3	函館市、石狩市、恵庭市	3
2	札幌市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、岩見沢市、網走市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、千歳市、砂川市、深川市、富良野市、登別市、伊達市、北斗市	25
1	—	
0	赤平市	1

審議会委員の公募委員選任

北広島市	5	8審議会等で委員に公募市民を選任している。公募市民委員の比率は38.8%である。(H18年度調)
滝川市	4	審議会等委員に公募市民が選任されている比率が25.6%である。
函館市	3	審議会等委員に公募市民が選任されている比率は16.3%である。
石狩市	3	審議会等委員に公募市民が選任されている比率は17%程度である。
恵庭市	3	恵庭市の附属機関等の設置等に関する取扱要綱では、委員定数の2割程度を公募とすることを求めているが、実際の市民公募委員の比率は15.05%である。
札幌市	2	平成20年5月1日現在、公募委員の人数は84名、委員総数(※法令等で定める要件により、公募委員制が導入できない審議会の委員数も含んだ総数。)は1,876名であるため、公募委員の比率は4.5%となる。 また、公募委員制を導入している機関の比率では26.7%である。 それぞれの審議会等は、市民の幅広い意見の他にも、専門的視点や各界各層からの意見を反映させることなど様々な目的で設置されており、そうした審議会等の性質や、委員要件などにより公募制がなじまないものもあるため、「札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」においては公募制の導入についての努力規定を定めるとともに、公募委員が導入できない場合の市民参加の代替手法(シンポジウム、ワークショップ等)導入の検討を促している。
小樽市	2	審議会等委員に公募市民を選任されている。(公募市民が一部の審議会に入る程度)
旭川市	2	附属機関等の委員に公募市民を選任している。(公募市民が一部の審議会にはいる程度)※平成20年4月1日現在の比率※委員公募を実施している機関の委員総数の20%以上を目標としている。
室蘭市	2	市政に市民参加の場を拡大し、意思決定過程に広く市民意見を反映するため、「室蘭市審議会等の設置及び運営に関する要綱」において、「委員総数の20%以上を市民公募委員となるよう努めること」と規定しているところであるが、H20.4.1現在において市全体では目標は達成されていない。

審議会委員の公募委員選任

釧路市	2	公募委員については、各課において対応しており、現在、多くの審議会において公募市民が選任されていますが、現行の登用比率は4.7%です。
帯広市	2	全委員数に占める公募委員の割合は、5.3%であった(平成19年8月現在、常設31審議会)。
北見市	2	審議会等委員に公募市民を選任されている。
岩見沢市	2	審議会等委員に公募市民を選任されている。
網走市	2	審議会の性質により委員として公募を規定していないものもあるため。基本的に、公募委員を登用するようにしている。
苫小牧市	2	審議会等の委員総数837名中公募委員数は85名で10.15%
稚内市	2	公募委員の比率は5.5%である。
美唄市	2	審議会等委員に公募市民を選任している。
芦別市	2	本市において公募市民を選任している審議会は、39審議会中6審議会(15.4%)にのぼる。ただし、公募枠は設置しているものの、現在、委員を募集していなかったり応募者がいなかったりする審議会を含めると11審議会(28.2%)になる。
江別市	2	審議会等委員に公募市民を選任されている。
紋別市	2	審議会等委員に公募市民を選任されている。(公募市民が一部の審議会にはいる程度)

審議会委員の公募委員選任

士別市	2	士別市の審議会・委員会等の附属機関については、取扱要綱において、一部を除き公募委員数を10%程度とすることが定めており、実態も同程度である。
名寄市	2	自治基本条例市民懇話会(審議会等委員)13名に3名の公募市民が入っている。
三笠市	2	審議会等委員に公募市民を選任されている。(公募市民が一部の審議会にはいる程度)
千歳市	2	「みんなで進める千歳のまちづくり条例」で「第10条 審議会等の委員の任命又は委嘱に当たっては、委員の年齢構成、男女比率、在期数、他の審議会等との兼職状況等に配慮するとともに、市民を選任しようとする場合は、その全部又は一部を公募により選考し、市民等の多様な意見が反映されるよう努めます。」公募市民を選任している。
砂川市	2	砂川市附属機関等の設置等に関する取扱要綱に定める「公募枠は、委員定数の30%程度とするように努める。」としており、実際は5.1%である。
深川市	2	深川市協働のまちづくり推進市民協議会ほか、市の各種審議会等の委員は、公募枠を設けることとしている。協働のまちづくり推進市民協議会は、20人の委員のうち2人が公募委員である。
富良野市	2	指針の中で20%以上(原則)と定めて運用しているが、現在23審議会265名の中で公募市民は9名にとどまっている。
登別市	2	公募市民については、76名程度
伊達市	2	審議会等委員に公募市民が選任されているが、平成19年度におけるその比率は未調査である。
北斗市	2	総合計画策定委員等審議会等委員に公募市民を選任されている。
赤平市	0	審議会等委員への公募は行っていない。

3. 制度を浸透させるための具体的方策	平均
(3)イ 審議会委員への女性登用	3. 3

評価指標	
6	審議会等委員に女性が選任されている比率が全体の50%以上である。
5	審議会等委員に女性が選任されている比率が全体の40%程度である。
4	審議会等委員に女性が選任されている比率が全体の30%程度である。
3	審議会等委員に女性が選任されている比率が全体の20%程度である。
2	審議会等委員に女性が選任されている。(女性が一部の審議会にはいる程度)
1	審議会等委員に女性を登用するためのガイドラインを検討している。
0	審議会等委員への女性の登用は行っていない。

評価指標	該当市	数
6	—	
5	滝川市、北広島市	2
4	札幌市、小樽市、旭川市、釧路市、帯広市 士別市、名寄市、千歳市、登別市、岩見沢市 網走市、苫小牧市、石狩市	13
3	函館市、稚内市、江別市、深川市、富良野市 室蘭市、美唄市、砂川市	8
2	北見市、芦別市、赤平市、紋別市、三笠市 恵庭市、伊達市、北斗市	8
1	—	
0	—	

審議会委員への女性登用

滝川市	5	審議会等委員に女性が選任されている比率が全体の37.3%である。
北広島市	5	審議会等委員に女性が選任されている。(38%)
札幌市	4	平成20年5月1日現在、審議会等委員における女性委員は605名、委員総数は1,876名であるため、女性委員の比率は32.2%である。
小樽市	4	小樽市の審議会・委員会等への女性登用状況によると、19年度は32.2%であることがわかる。
旭川市	4	平成20年4月1日現在の女性委員の比率は29.01%である。附属機関の女性委員の比率を50%以上にすることを目指している。
釧路市	4	「くしろ男女平等参画プラン」において、女性の登用割合については40%の目標値を設定し、現行の実績登用率は25%です。
帯広市	4	審議会委員への女性委員の登用率は、平均で31.5%であった(平成20年3月現在、常設31審議会)。
士別市	4	「士別市男女共同参画行動計画」(平成15年度～平成24年度)においては、40%以上を目標としている。なお、現在(H20.4.1)の女性の登用率は、29.2%である。
名寄市	4	地方自治法第202条の3に基づく審議会等を広域審議会を除いて33設置している。延委員数354人のうち117人が女性委員となっている。(H20.4.1現在 33.1%)
千歳市	4	審議会等の委員の選任基準として、女性登用率は30%となっている。
登別市	4	47組織、846人中女性260人(30.1%)

審議会委員への女性登用

石狩市	4	審議会等委員に女性が選任されている比率が全体の28%程度である。
岩見沢市	4	審議会等委員に女性が選任されている比率が全体の27%である。
網走市	4	平成18年度実績で25%
苫小牧市	4	審議会等の委員総数649名中女性委員数は163名で25.1%
函館市	3	審議会等委員に女性が選任されている比率は21.4%である。
稚内市	3	女性委員の比率は19.2%である。
江別市	3	審議会等委員に女性が選任されている比率が全体の20%程度である。
深川市	3	本市の各種審議会等への女性の登用率の目標は30%に定め、女性委員の登用促進に努めており、その登用率は23.69%です。
富良野市	3	指針の中で30%以上を目標とし、将来は50%としているが、現在23審議会265名の中で女性審議委員は59名で22%となっている。
室蘭市	3	「室蘭市男女平等参画基本計画」に基づく女性登用推進のため、「室蘭市審議会等の設置及び運営に関する要綱」において、「委員総数の30%以上を女性委員となるよう努めること」と規定しているところであるが、H20.4.1現在において市全体では17.7%となっている。
美唄市	3	審議会等委員に女性が選任されている比率が全体の16.7%である。(平成20年4月1日現在～道からの調査で報告済みの比率)

審議会委員への女性登用

砂川市	3	砂川市附属機関等の設置等に関する取扱要綱に定める「女性及び青年の市政への参加を積極的に推進し、特に女性については委員定数の30%程度とするように努める」としており、実際は19.4%程度である。
北見市	2	「北見市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」では、附属機関等における女性委員の割合が30%以上となるよう努めることとしている。
芦別市	2	現在、一部の審議会等において女性の公募委員を選任している。
赤平市	2	審議会等委員に女性が選任されている。
紋別市	2	審議会等委員に女性が選任されている。(女性が一部の審議会にはいる程度)
三笠市	2	審議会等委員に女性が選任されている。(女性が一部の審議会にはいる程度)
恵庭市	2	審議会等の設置にあたっては、積極的に女性委員が選任されている。
伊達市	2	審議会等委員に女性が選任されているが、平成19年度におけるその比率は未調査である。
北斗市	2	審議会等委員に女性が選任されている。

3. 制度を浸透させるための具体的方策		平均																								
(3)ウ 審議会委員選考機関への市民参加		0.5																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">評価指標</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>審議会等委員の選考機関(条例・規則)に、公募の市民が5割以上参加している。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>審議会等委員の選考機関(条例・規則)に、公募の市民が参加している。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>審議会等委員の選考機関(条例・規則)に、公募ではないが市民が参加している。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>審議会等委員の選考機関(条例・規則)の制度がある。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>審議会等委員の選考機関が庁内にある。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0</td> <td>審議会等委員の選考機関はない。</td> </tr> </table>			評価指標		6	審議会等委員の選考機関(条例・規則)に、公募の市民が5割以上参加している。	5	審議会等委員の選考機関(条例・規則)に、公募の市民が参加している。	4	審議会等委員の選考機関(条例・規則)に、公募ではないが市民が参加している。	3	審議会等委員の選考機関(条例・規則)の制度がある。	2	審議会等委員の選考機関が庁内にある。	1	—	0	審議会等委員の選考機関はない。								
評価指標																										
6	審議会等委員の選考機関(条例・規則)に、公募の市民が5割以上参加している。																									
5	審議会等委員の選考機関(条例・規則)に、公募の市民が参加している。																									
4	審議会等委員の選考機関(条例・規則)に、公募ではないが市民が参加している。																									
3	審議会等委員の選考機関(条例・規則)の制度がある。																									
2	審議会等委員の選考機関が庁内にある。																									
1	—																									
0	審議会等委員の選考機関はない。																									
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>該当市</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>稚内市</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>札幌市、旭川市、砂川市、士別市</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0</td> <td>函館市、小樽市、室蘭市、釧路市、帯広市 北見市、岩見沢市、網走市、苫小牧市、美唄市、 芦別市、江別市、赤平市、紋別市、名寄市、 三笠市、千歳市、滝川市、深川市、富良野市、 登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、 北斗市</td> <td style="text-align: center;">26</td> </tr> </tbody> </table>			評価指標	該当市	数	6	—		5	—		4	—		3	稚内市	1	2	札幌市、旭川市、砂川市、士別市	4	1	—		0	函館市、小樽市、室蘭市、釧路市、帯広市 北見市、岩見沢市、網走市、苫小牧市、美唄市、 芦別市、江別市、赤平市、紋別市、名寄市、 三笠市、千歳市、滝川市、深川市、富良野市、 登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、 北斗市	26
評価指標	該当市	数																								
6	—																									
5	—																									
4	—																									
3	稚内市	1																								
2	札幌市、旭川市、砂川市、士別市	4																								
1	—																									
0	函館市、小樽市、室蘭市、釧路市、帯広市 北見市、岩見沢市、網走市、苫小牧市、美唄市、 芦別市、江別市、赤平市、紋別市、名寄市、 三笠市、千歳市、滝川市、深川市、富良野市、 登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、 北斗市	26																								

審議会委員選考機関への市民参加

稚内市	3	稚内市審議会等の設置及び運営に関する規程では「稚内市公募委員選考委員会は委員長は、副市長をもって充てる。委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。(1) 総務部長 (2) 総務部副部長 (3) 政策経営室長(4) 秘書人事課長 (5) 総務課長 (6) 公募を行う審議会等を所管する部長及び課長とある。したがって、審議会等委員の選考機関(条例・規則)の制度がある。
札幌市	2	審議会等委員の選考については、審議会等ごとに「委員選考要領」といった趣旨の規程を制定するなどして行っている。選考機関等の構成員については、市民、有識者等が参加している例や公募市民同士が互いに審査しあった例がある。審議会等委員の選考に当たっては、公平かつ透明性のある選考に留意するよう促している。
旭川市	2	附属機関等の公募委員を選考する際、担当部内に選考委員会を設置する。
砂川市	2	砂川市附属機関等の設置等に関する取扱要綱により、審議会等委員の選考について、庁内における手続きを定めている。
士別市	2	審議会等委員の選考については、要綱に基づき、副市長・総務部長・関係部長において審査を行っている。
函館市	0	審議会等委員の選考機関はない。公募要領に基づき、各部局が募集通知を行い、応募者が多い場合は抽選を行い選考するのが通例となっている。
小樽市	0	審議会等委員の選考機関はない。
室蘭市	0	審議会等委員の選考機関はない。
釧路市	0	審議会等委員の選考については、都度、関係部署により実施されるが、市民参加はない状況にある。

審議会等委員選考機関への市民参加

帯広市	○	審議会等委員の選考機関はない。
北見市	○	附属機関等を設置する際、公募委員の選考については個別に選考委員会等を設け(要綱・内規等による)、選考を行っている。
岩見沢市	○	審議会等委員の選考機関はない。
網走市	○	選考機関は無いが、「網走市附属機関等の設置運営に関する基準」によって各所管で選考している。(基準は、重複制限、女性登用率、通算期間制限など)
苫小牧市	○	審議会等委員の選考機関はありません。
美唄市	○	審議会等委員の選考機関はない。
芦別市	○	審議会等委員の選考機関は設置していない。
江別市	○	審議会等委員の選考機関はない。
赤平市	○	審議会等委員の選考機関はない。
紋別市	○	審議会等委員の選考機関はない。
名寄市	○	審議会等委員の選考機関はない。

審議会等委員選考機関への市民参加

三笠市	○	審議会等委員の選考機関はない。
千歳市	○	審議会等委員の選考機関はない。
滝川市	○	審議会等委員の選考機関はなく、各審議会の設置根拠となる条例、規則、要綱等に基づき、委員を選出している。
深川市	○	審議会等委員の選考機関はない。
富良野市	○	審議会の設置基準、委員の選任基準等の指針を設けているが、審議会委員の選考機関はない。
登別市	○	審議会等委員の選考機関はない。
恵庭市	○	審議会等委員の選考機関はない。
伊達市	○	審議会等委員の選考機関はない。
北広島市	○	審議会等委員の選考機関は設置していない。
石狩市	○	審議会等委員の選考機関はない。
北斗市	○	審議会等委員の選考機関はない。

3. 制度を浸透させるための具体的方策

平均

(4) 市民参加手続のふりかえり

1. 2

評価指標	
6	審議会で全庁での市民参加手続のふりかえり結果を報告書等にまとめられ、報告書はホームページに公開されている。報告書は全庁で共有、研修が行われ、次年度の市民参加事業に活用されている。
5	—
4	公募市民などが入る審議会で、全庁で市民参加手続のふりかえりが行われた結果が審議され、審議会の評価結果を全庁で共有されている。
3	各担当課で市民参加手続のふりかえりが行われ、全庁で市民参加手続のふりかえり結果を文書レベルで共有している。
2	各担当課で市民参加手続のふりかえりが行われている。
1	—
0	市民参加手続のふりかえりを実施していない。

評価指標	該当市	数
6	旭川市、富良野市、石狩市	3
5	—	
4	苫小牧市、千歳市、伊達市	3
3	札幌市	1
2	帯広市、登別市	2
1	—	
0	函館市、小樽市、室蘭市、釧路市、北見市、岩見沢市、網走市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、滝川市、砂川市、深川市、恵庭市、北広島市、北斗市	22

市民参加手続のふりかえり

旭川市	6	旭川市市民参加推進条例に基づき、市民参加に関する基本的事項を調査審議するために設置された旭川市市民参加推進会議の2年間の評価・検証の作業を通して、委員から市民参加の現状の認識や市民参加を推進するための意見を意見書にまとめられ、意見書はホームページに公開されている。意見書は全庁で共有、研修が行われ、次年度の市民参加事業に活用されている。
富良野市	6	富良野市市民参加制度調査審議会が設置され、(1) この条例の改正、廃止(2) 市民参加手続の実施状況についての評価 (3) 前2号に掲げるもののほか、市の仕事への市民参加の推進に関し必要なこと。が審議、報告、公表されている。
石狩市	6	市民参加制度調査審議会が「市民参加手続の実施及び運用の状況の評価に関する事項」が議論され「市民参加制度の実施運用状況及び改善方策に関する答申」が出されている。この答申についてはホームページで公表するとともに、全庁で共有し、次年度の市民参加推進に活用されている。
苫小牧市	4	公募市民を含む市民自治推進会議(市長の附属機関)において「市民自治のまちづくり推進計画」の執行状況を審議する中で、市民参加の取組についても審議され、その結果は、市民自治推進会議の資料とともにホームページで公表しています。
千歳市	4	市民協働推進会議等において市民参加手続の実施状況等を検証している。
伊達市	4	「市民参加推進会議」で市民参加手続のふりかえりが行われている。また、ふりかえりが行われた結果が審議され、同推進会議の会議録はホームページで公開している。
札幌市	3	局区実施プラン(単年度計画)に基づき、各担当課で市民参加の取組の計画と、実施結果のふりかえりを行っている。市民自治推進課においてとりまとめ、庁内はもとよりホームページで広く公開し情報共有を進めていくこととしている(19年度実施分より)。なお市民参加手続きのうち、パブリックコメントについては別途ホームページで全庁の結果を取りまとめて公開している。
帯広市	2	各課において市民参加の見直し等は適時行っている。
登別市	2	各担当グループレベルで全庁掲示板でのふりかえりを行っている。

市民参加手続のふりかえり

函館市	○	市民参加手続のふりかえりを実施していない。
小樽市	○	市民参加手続のふりかえりを実施していない。
室蘭市	○	市民参加手続のふりかえりは実施していない。
釧路市	○	市民参加手続のふりかえりを実施していない。
北見市	○	市民参加手続のふりかえりを実施していない。
岩見沢市	○	市民参加手続のふりかえりを実施していない。
網走市	○	市民参加手続のふりかえりを実施していない。
稚内市	○	市民参加手続のふりかえりを実施していない。
美唄市	○	市民参加手続のふりかえりを実施していない。
芦別市	○	現在、市民参加手続のふりかえりは実施していない。
江別市	○	市民参加手続のふりかえりを実施していない。

市民参加手続のふりかえり

赤平市	○	市民参加手続のふりかえりを実施していない。
紋別市	○	市民参加手続のふりかえりを実施していない。
士別市	○	市民参加についての制度が確立されていないため、手続のふりかえりを実施するには至らない。
名寄市	○	市民参加手続のふりかえりを実施していない。
三笠市	○	市民参加手続のふりかえりを実施していない。
滝川市	○	市民参加手続のふりかえりを実施していない。
砂川市	○	実施していない。
深川市	○	市民参加手続のふりかえりを実施していない。
恵庭市	○	実施していない。
北広島市	○	市民参加手続のふりかえりを実施していない。
北斗市	○	市民参加手続のふりかえりを実施していない。

4. 総合計画と行政評価への市民参加		平均																								
(1) 総合計画への市民参加		4. 5																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>総合計画審議会条例によって、公募市民が参加して総合計画の推進に関する総合的な調査及び検討を行っている。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>総合計画審議会要綱によって、公募市民が参加して総合計画の策定をしている。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>総合計画審議会に市が公募する市民が参加している。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>総合計画審議会に市長が指名する市民が委員として参加している。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>総合計画の策定に市民アンケート等で間接的参加の機会を設けている。</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>総合計画の策定に市民参加の機会を設けていない。(庁内のみで策定)</td> </tr> </tbody> </table>			評価指標		6	総合計画審議会条例によって、公募市民が参加して総合計画の推進に関する総合的な調査及び検討を行っている。	5	総合計画審議会要綱によって、公募市民が参加して総合計画の策定をしている。	4	総合計画審議会に市が公募する市民が参加している。	3	総合計画審議会に市長が指名する市民が委員として参加している。	2	総合計画の策定に市民アンケート等で間接的参加の機会を設けている。	1	—	0	総合計画の策定に市民参加の機会を設けていない。(庁内のみで策定)								
評価指標																										
6	総合計画審議会条例によって、公募市民が参加して総合計画の推進に関する総合的な調査及び検討を行っている。																									
5	総合計画審議会要綱によって、公募市民が参加して総合計画の策定をしている。																									
4	総合計画審議会に市が公募する市民が参加している。																									
3	総合計画審議会に市長が指名する市民が委員として参加している。																									
2	総合計画の策定に市民アンケート等で間接的参加の機会を設けている。																									
1	—																									
0	総合計画の策定に市民参加の機会を設けていない。(庁内のみで策定)																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>該当市</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>函館市、帯広市、江別市、名寄市、士別市、砂川市、伊達市、恵庭市、石狩市</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>札幌市、旭川市、釧路市、北見市、岩見沢市、苫小牧市、芦別市、</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>小樽市、網走市、稚内市、紋別市、富良野市、登別市、北広島市、北斗市</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>室蘭市、美唄市、赤平市、三笠市、千歳市</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>深川市</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>滝川市</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>			評価指標	該当市	数	6	函館市、帯広市、江別市、名寄市、士別市、砂川市、伊達市、恵庭市、石狩市	9	5	札幌市、旭川市、釧路市、北見市、岩見沢市、苫小牧市、芦別市、	7	4	小樽市、網走市、稚内市、紋別市、富良野市、登別市、北広島市、北斗市	8	3	室蘭市、美唄市、赤平市、三笠市、千歳市	5	2	深川市	1	1	—		0	滝川市	1
評価指標	該当市	数																								
6	函館市、帯広市、江別市、名寄市、士別市、砂川市、伊達市、恵庭市、石狩市	9																								
5	札幌市、旭川市、釧路市、北見市、岩見沢市、苫小牧市、芦別市、	7																								
4	小樽市、網走市、稚内市、紋別市、富良野市、登別市、北広島市、北斗市	8																								
3	室蘭市、美唄市、赤平市、三笠市、千歳市	5																								
2	深川市	1																								
1	—																									
0	滝川市	1																								

総合計画への市民参加

函館市	6	函館市総合計画審議会条例により「審議会は、委員30人以内をもって組織する。2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。(1) 学識経験を有する者(2) 各種団体の推薦する者(3) 公募による者(4) その他市長が必要と認める者」とあり、公募市民が参加している。
帯広市	6	帯広市総合計画策定審議会条例では、「審議会は、委員30名以内をもって組織し、その委員は、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。」とあり、委員の一部は公募制をとっている。
江別市	6	江別市行政審議会条例に基づく江別市行政審議会では公募市民を4人募集し、さまざまな分野の団体代表や学識経験者12人で審議されている。
名寄市	6	「名寄市総合計画」の策定に向けて、100人の委員で構成される「総合計画策定審議会」を設置。平成18年9月から12月までの4か月にわたり策定審議会において審議を行い、平成19年1月17日に市長に対して答申した。平成19年度(2007年度)～平成28年度(2016年度)の10年。名寄市総合計画策定審議会条例を制定し、20歳以上の市民を対象に、20人の委員を公募したところ16人の応募があった。公募の他、団体等からの推せんを合わせた100人の委員が、9月6日開催の総合計画策定審議会に始まって、答申終了までの期間、総合計画の策定に参画した。また、市民生活環境部会・保健医療福祉部会・教育文化スポーツ部会・産業経済部会・都市基盤整備部の各専門部会に所属し、総合計画策定に参加を行った。さらに、名寄市総合計画策定審議会条例では「市民委員会」が設置され、「総合計画の推進及び進行管理に関すること」を所掌し継続的な進行管理に市民意見を反映できる仕組みとなっている。
士別市	6	総合計画については、「士別市振興審議会」(委員20名、うち2名公募委員)がその所掌審議機関に位置づけられており、白紙諮問のもとに調査・研究・審議を行っている。 このほか、公募による市民(30名)によって構成された「まちづくりワークショップ」において、率直な意見交換を踏まえた意見・提言の集約が行われ、この内容は、基本構想(まちづくりの理念、重点プロジェクト)などに反映されている。これ以外に、商工会議所などの団体との意見交換を実施している。
砂川市	6	砂川市総合計画審議会条例に基づき、審議会が設置され、総合的な調査及び検討が行われた。なお、21名の委員は、 (1)学識経験を有する者 8名 (2)公共的団体の代表者 8名 (3)その他市長が必要と認める者 5名 であり、(3)の5名は、全員公募により選考された。
伊達市	6	伊達市総合計画審議会条例には委員は「公募による市民」が規定されている。また、実際の委員の構成は以下のとおりです。 (1)住民自治組織及び各種団体に所属する市民 ■市内の各連合自治会から12名の推薦 (2)公募による市民 ■審議会の年齢構成や男女比に配慮し、40代までの青年枠と女性枠を設け、6名の方を選任 (3)学識経験者 ■該当者はおりません (4)その他市長が必要と認める市民 ■2名の方を選任

恵庭市	6	第4期総合計画を策定するにあたり、「恵庭市総合計画審議会条例」に基づき、市長が指名する市民委員が13名、臨時委員8名中に公募委員が4名の参加により総合計画の策定を行っている。さらに、公募により集まった31名の市民ボランティアによる自主運営の「市民まちづくりワークショップ」からの提言書の提出を受け、策定がされた。
石狩市	6	同条例による「石狩市総合計画策定審議会」を組織し、一般公募により市民が委員として参加している。
札幌市	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>●札幌市長期総合計画審議会条例では「審議会は、委員45人以内をもって組織する。2委員は、学識経験者、関係行政機関の職員その他市民のうちから、市長が委嘱する。」とある。その他に、市民アンケート、シンポジウム、市民懇談会(計12回)を行った。</li> <li>●札幌新まちづくり計画市民会議設置要綱では、「市民会議は、委員24人以内をもって組織する2委員は、学識経験のある者、市の公募に応じた市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する」とある。札幌新まちづくり計画市民会議の概要、提言についてはホームページで市民に情報提供をしている。</li> </ul>
旭川市	5	要綱設置の総合計画推進委員会の委員を市民から公募している。第7次総合計画については委員会8名に対して2名を公募。
釧路市	5	<p>広く市民の意見を聞くため、総合計画の策定に関する規則及び釧路市まちづくり市民委員会規則を定め、公募により市民委員を募集し、まちづくり市民委員会の提言を受けている。</p> <p>このほか各種市民団体や住民との懇談会、またアンケート調査等により、一層の市民意見の反映させる機会を設けている。</p>
北見市	5	<p>現在、新たな総合計画を策定中。</p> <p>策定にあたっては、条例に基づく総合計画審議会(公募市民を含む)で基本構想案等の素案を作成。</p>
岩見沢市	5	新岩見沢市総合計画策定市民会議設置要綱に基づき公募市民6名を含む19名により平成19年7月から平成20年3月まで総合計画のまとめが行われた。
苫小牧市	5	苫小牧市総合計画市民懇話会設置要綱では、「苫小牧市総合計画の策定にあたり、市民の意見を反映させた市民参加型の計画づくりを行うため、苫小牧市総合計画市民懇話会(以下「市民懇話会」という。)を設置する。」「市民懇話会は、次にあげる者のうち15名以内で組織し、市長が委嘱する。(1)公募により選出された市民 (2)団体からの推薦者(3)市で選考した者」公募市民が参加して総合計画の策定をしています。
芦別市	5	市民公募者を組織に入れるため、平成11年1月に条例改正を行い、「その他市長が認める者」の項目を追加し、平成11年の前回策定時に3名の公募者を入れたところである。また、本市は、計画策定時のみ条例によって審議会を構成している。

総合計画への市民参加

小樽市	4	小樽市総合計画審議会に公募市民委員が5名参加している。
網走市	4	網走市附属機関条例別表では、網走市総合計画審議会は25名以内で、その構成は・学識経験者・民間諸団体の代表者・市民からの公募による者・その他市長が必要と認める者となっており、公募市民が参加している。
稚内市	4	・審議会の公募市民は7名である。 ・市内の総合計画策定委員が作成した「素案」を審議会で審議している。策定委員会では審議会の意見をフィードバックし、「素案」に加筆・修正などを行い、民意を反映させている。
紋別市	4	総合計画取扱規程で市が公募する市民が参加している。
富良野市	4	一般公募による「総合計画市民委員会」からの提言、市長指名と一般公募で組織する「総合計画審議会」で市民が参加している。
登別市	4	構想の素案策定に先立ち市民2,000人を対象としたアンケートを2回実施したほか、各種まちづくりシンポジウムの開催、「いきいき人とまち推進会議」、「のぼりべつまちづくり夢委員会21」など各種団体の提言をもらい、総合計画審議会においても検討してもらった。
北広島市	4	前回の総合計画策定では、公募市民4名が参加している。
北斗市	4	条例に明記されていないが12人の公募委員が任命されている。
室蘭市	3	第5次室蘭市総合計画(H20～H29)の策定に当たっては、市内の各種団体等から推薦を受けた者(8名)で構成する、「第4次室蘭市総合計画新基本計画検討委員会」(要綱設置)において、十分な協議・検討を加え策定した。
美唄市	3	総合計画審議会に関しては、同上のとおり委員構成で審議しているが、計画を策定する際には、公募市民により「まちづくり委員会」を組織し、計画に関する調査・検討を行い「提言書」をいただいている。

総合計画への市民参加

赤平市	3	諮問機関として、各団体、町内会から委員を選出していただいた。
三笠市	3	三笠市総合計画審議会条例では、「委員の定数は、12人以内とし、次の者のうちから市長が委嘱する。(1) 労働、農業、商工業、青年、婦人及び社会福祉団体の代表者 (2) 学識経験のある者」となっており、市長が指名する市民委員が参加して総合計画の策定をしている。
千歳市	3	長期総合計画に幅広い市民の意見を反映させるため、審議会の設置前に、公募市民等によるまちづくり市民会議を設置し、検討を行った。
深川市	2	第四次総合計画策定(平成14年～23年)の際に、まちづくり市民協議会を設置して公募市民が参加した。また、市民アンケートのほか、高校生を対象に意識調査の実施、小中学生を対象にまちづくりに対する思い・意見・提言を絵画と作文で募集した。さらにまちづくりシンポジウムも開催した。
滝川市	0	次期総合計画(平成23年度～)策定にあわせて、総合計画策定市民会議(仮称)の設置を検討中

4. 総合計画と行政評価への市民参加

平均

(2) 行政評価への市民参加

3. 1

評価指標	
6	条例により、市長が指名する学識経験者及び専門家並びに公募の市民によるが行政評価(外部評価)を行っている。
5	要綱により、市長が指名する学識経験者及び専門家によるが行政評価(外部評価)を行っている。
4	行政評価(外部評価)の実施を検討している。
3	行政評価(内部評価)を行っている。
2	行政評価(内部評価)の実施を検討している。
1	—
0	行政評価を行っていない。

評価指標	該当市	数
6	美唄市、江別市、石狩市	3
5	札幌市、旭川市、北見市、登別市、北広島市	5
4	稚内市、滝川市	2
3	函館市、室蘭市、帯広市、釧路市、網走市 三笠市、砂川市、深川市、千歳市、富良野市 恵庭市、士別市	12
2	岩見沢市、苫小牧市、芦別市、名寄市、伊達市	5
1	—	
0	小樽市、赤平市、紋別市、北斗市	4

美唄市	6	美唄市事務事業評価システム実施要綱によれば、「(事務事業の評価)第4条 実施機関の各所属長は、その所管する事務事業について毎年度一次評価を行う。2 一次評価の結果について、全庁的な視点に立った二次評価を行うため美唄市事務事業評価チーム(以下「評価チーム」という。)を設置する。3 評価チームは、次の各号に掲げる職にある者で構成する。(1) 地域経営室長(2) 財政課長(3) 総務課長(4) 地域経営室主幹(地域経営担当)」と内部評価となっている。「事務事業評価」「施策評価」「まちづくり評価」の3階層による評価システムを採っており、「事務事業評価」と「施策評価」は市による内部評価として毎年度、「まちづくり評価」は外部評価(市民評価)により3年に1回実施しています。美唄市事務事業評価システム実施要綱では、「実施機関は、政策について3年ごとにまちづくり評価(政策に関する評価をいう。)を行う。2 前項の評価は、外部評価により行うものとする。」「評価結果は、総合計画の推進管理、政策検討・重点施策などの政策展開、予算編成、組織機構整備、事務改善等市政のあらゆる分野に活用させるものとする。」とある。美唄市まちづくり評価委員会設置要綱では、「美唄市が実施するまちづくり評価(事務事業評価システム実施要綱第2条第4号に規定する「政策」に関する評価をいう。以下同じ。)に関し、市民の視点で行うことを目的として、美唄市まちづくり評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。」「委員会は、委員11人以内をもって組織し、美唄市の公募に応募し、市長が委嘱する者をもって構成する。」とある。
江別市	6	行政評価としての江別市行政改革大綱に基づく行政改革推進委員会は公募市民が参加して行われている。また、行政内部による事務事業評価(内部評価)も行われている。
石狩市	6	1次評価、中間報告(パブリックコメントの実施)、最終評価と3段階の評価作業を行なっている。要綱により、市長が指名する学識経験者及び専門家並びに一般公募の市民による石狩市行政評価委員会を組織し、同委員会により最終評価を行なっている。
札幌市	5	<1次評価> 実施したすべての事業とその上位目的である施策について、事業担当部局による自己評価を行う。<2次評価> 1次評価の結果を受けて、市内部により、全庁的な方針に基づく総合的・組織横断的な視点での評価を行う。<外部評価> 評価に客観性や透明性を確保するため、「札幌市行政評価委員会」が外部の視点から課題の指摘や改善の提言を行う。評価委員会は、「札幌市行政評価委員会設置要綱」に基づき運営され、委員は12人以内、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱することとしている。
旭川市	5	行政評価委員会設置要綱により行政評価委員会が学識経験者及び専門家並びに公募の市民による行政評価(外部評価)を行っている。
北見市	5	北見市は北見市行政評価委員会設置要綱により、行政評価を第三者の立場から充実させ、その客観性及び透明性を確保するため、学識経験者及び専門家による「北見市行政評価委員会」を設置している。委員会は、委員5名以内で組織する。2 委員は、学識経験者及び市在住の専門家等のうちから市長が委嘱する。
登別市	5	登別市民自治推進委員会では、市の政策の外部評価を行っている。
北広島市	5	北広島市外部評価委員会設置要綱により北広島市外部評価委員を設置している。また、内部評価として事務事業評価も行っている。

行政評価への市民参加	稚内市	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H16年度から事務事業評価を実施(試行) H18年度から全事務事業について評価を実施しているが、公表はしていない。</li> <li>・H21年度からの新総合計画より外部評価の実施を検討している。</li> </ul>
	滝川市	4	現在実施している行政評価(内部評価)に加え、外部の有識者や市民などで事業の評価を実施する「事業仕分け」の試行も実施した。この「事業仕分け」の導入も検討中である。
	函館市	3	行政評価(内部評価)を行っている。(シゴトまるごとチェックの実施:現在行っている全ての業務を事実確認と点検を行い、業務執行体質の”カイゼン”を図ることを目的に実施)
	室蘭市	3	平成15年度から行政評価のうち事務事業評価(内部評価)を実施している。
	帯広市	3	総合計画の政策等を成果指標の達成度や市民満足度などを用いて、成果重視の視点から総合的に進捗状況を評価する「政策・施策評価」(内部評価)を試行的に導入し、総合計画の推進を図っている。
	釧路市	3	平成12年度から16年度まで行政評価を実施してきたが、合併により一時中断し、平成19年度より再開しました。
	網走市	3	事務事業評価を内部で実施している。
	三笠市	3	現在試行中で行っており、今年度本格実施に向けて検証中。
	砂川市	3	行政評価(内部評価)を行っており、市ホームページや広報紙等で評価結果を公表し、市民意見を求めている。
	深川市	3	庁内の行政評価検討委員会で内部評価を行いながら、外部評価機関の設置について検討中。
	千歳市	3	事務事業評価については、事業担当者が自己評価を行い、評価委員会が「二次評価」を行います。施策評価については課長が自己評価を行い、評価委員会の「二次評価」を経て、市民アンケートなどによる「第三者評価」を実施します。
富良野市	3	平成14年度から行政評価システム(内部評価)を実施し、結果をホームページに公表している。	

恵庭市	3	行政評価制度実施要綱では「所管部署で行われた自己評価に基づき、内部で再評価を行うため、行政評価制度内部評価委員会を置く。」とあり、現状の恵庭市の行政評価制度は、現在外部機関をとおした評価は行っておらず、担当部での一次評価を行った後、内部評価委員会で再評価を行う方法となっている。
士別市	3	ホームページでの公開はしていないが、内部における事務事業評価を実施している。
岩見沢市	2	行政評価(内部評価)の実施を検討している。
苫小牧市	2	行政評価については、14~17年度と事務事業評価を実施してきたが、平成18年度からスタートした第五次総合計画の改定に合わせて総合計画の進行管理に生かすため、施策評価について検討を行っており、事務事業評価については休止中です。外部評価については実施していません。
芦別市	2	行政評価(内部評価)の実施を検討している。
名寄市	2	総合計画の推進に関する総合的な調査及び検討を行うために設置する総合計画推進市民委員会での実施を検討している。
伊達市	2	次期総合計画策定の中で、行政評価(内部評価)の実施を検討している。
小樽市	0	現在、再導入に向けシステムを再構築中。策定中の次期総合計画の進行管理ツールとして活用していく予定である。
赤平市	0	行政評価を行っていない。
紋別市	0	行政評価を行っていない。
北斗市	0	行政評価を行っていない。

		平均																								
5. 地域社会への市民参加		1. 1																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>地域協議会が設置され、すべて公募市民によって運営されている。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>地域協議会が設置され、町内会役員のほか、公募市民が参加している。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>地域協議会が設置され、町内会役員のほか、公募ではないが市民が参加している。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>条例または要綱によって、小・中学校区単位の地域協議会が設置され、町内会役員によって運営している。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>条例または要綱によらず、小・中学校区単位の地域協議会が設置されている。</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>地域協議会制度の検討を首長の公約又は今年度の基本方針には掲げられている。</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>地域協議会の設置を検討していない。</td> </tr> </tbody> </table>			評価指標		6	地域協議会が設置され、すべて公募市民によって運営されている。	5	地域協議会が設置され、町内会役員のほか、公募市民が参加している。	4	地域協議会が設置され、町内会役員のほか、公募ではないが市民が参加している。	3	条例または要綱によって、小・中学校区単位の地域協議会が設置され、町内会役員によって運営している。	2	条例または要綱によらず、小・中学校区単位の地域協議会が設置されている。	1	地域協議会制度の検討を首長の公約又は今年度の基本方針には掲げられている。	0	地域協議会の設置を検討していない。								
評価指標																										
6	地域協議会が設置され、すべて公募市民によって運営されている。																									
5	地域協議会が設置され、町内会役員のほか、公募市民が参加している。																									
4	地域協議会が設置され、町内会役員のほか、公募ではないが市民が参加している。																									
3	条例または要綱によって、小・中学校区単位の地域協議会が設置され、町内会役員によって運営している。																									
2	条例または要綱によらず、小・中学校区単位の地域協議会が設置されている。																									
1	地域協議会制度の検討を首長の公約又は今年度の基本方針には掲げられている。																									
0	地域協議会の設置を検討していない。																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>該当市</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>釧路市、北見市、伊達市</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>江別市、北斗市</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>札幌市、稚内市、士別市、深川市</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>名寄市、滝川市</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、帯広市 岩見沢市、網走市、苫小牧市、美唄市、芦別市、 赤平市、紋別市、三笠市、千歳市、砂川市、 富良野市、登別市、恵庭市、北広島市、石狩市</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>			評価指標	該当市	数	6			5	釧路市、北見市、伊達市	3	4	江別市、北斗市	2	3			2	札幌市、稚内市、士別市、深川市	4	1	名寄市、滝川市	2	0	函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、帯広市 岩見沢市、網走市、苫小牧市、美唄市、芦別市、 赤平市、紋別市、三笠市、千歳市、砂川市、 富良野市、登別市、恵庭市、北広島市、石狩市	20
評価指標	該当市	数																								
6																										
5	釧路市、北見市、伊達市	3																								
4	江別市、北斗市	2																								
3																										
2	札幌市、稚内市、士別市、深川市	4																								
1	名寄市、滝川市	2																								
0	函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、帯広市 岩見沢市、網走市、苫小牧市、美唄市、芦別市、 赤平市、紋別市、三笠市、千歳市、砂川市、 富良野市、登別市、恵庭市、北広島市、石狩市	20																								

釧路市	5	市長の附属機関として公募市民等で組織される「釧路市地域協議会」が市内3か所に設置され、総合計画に関すること、地域固有の事務事業に関すること、市民協働の推進に関すること、また、地域に必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる仕組みが作られている。
北見市	5	北見市自治区設置条例(平成18年3月5日施行)により、それぞれの自治区にまちづくり協議会(以下「協議会」という。)が設置されている。協議会の名称は、北見自治区 北見まちづくり協議会 端野自治区 端野まちづくり協議会 常呂自治区 常呂まちづくり協議会 留辺蘂自治区 留辺蘂まちづくり協議会で、協議会を組織する構成員(以下「委員」という。)は、それぞれの自治区ごとに15人以内とする。2 委員は、関係自治区の区域内に住所を有する者で、次に掲げるもののうちから市長が選任する。(1) 関係自治区の区域内の公共的団体が推薦する者(2) 識見を有する者(3) 公募による者(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者となっている。
伊達市	5	大滝区に地域協議会を置き、公共的団体の役職者、学識経験者のほか公募市民が参加している。※15名(うち公募委員 7名)
江別市	4	市内の中学校区単位に地域担当職員を配置し、地元自治会や関係機関、市民活動団体等とともに「地域まちづくり会議」を設置している。
北斗市	4	地域ブロック協議会に一般市民が参加している。
札幌市	2	市内の8割以上の区域で、中学校区単位に、町内会自治会等の地縁による団体やその他の地域においてまちづくり活動を行うもの(PTA、商店街、民生児童委員、ボランティア、NPOなど)等により構成される「まちづくり協議会」が設置され、市民が参加している。(まちづくり協議会については自治基本条例第28条2で言及している。)また3区において、区を単位とした区民協議会も設置され、市民が参加している。
稚内市	2	稚内市は地域の抱える様々な問題をテーマとした地域の皆さんの自主的な検討組織として「まちづくり委員会」の設立をしてきた。平成12年度からスタートし、平成14年度で15地区全てで委員会が設置されている。「まちづくり委員会」は地域の抱える問題を地域住民が自ら考え、行政と一体となり解決策を見だし、市政に反映させていくことを目的に組織されます。まちづくり委員会の基本的な役割としては、1.様々なテーマを設定し地域の主体的なまちづくりを推進2.地域の皆さんと地域担当員(市職員)の連携の場 3.地域の皆さんと行政の交流、情報交換の場 4.地域の意見や提言を市政に反映させる場など
士別市	2	地方自治法に定める地域協議会については、合併協議会における合併協議(合併協定)のなかで、「地域協議会は設置しないこと」、その一方「振興審議会及び特例区(特例区協議会)を設置すること」が確認されており、十分な検討のもとに、民意を反映した結果、協議会は設置しないこととなっている。 一方、地域社会における住民参加の基礎組織としては、自治会及び自治会連絡協議会が、その役割を担っている。

地域社会への市民参加

深川市	2	条例または要綱によらず、中学校区単位とした協働のまちづくりを推進する、市内5つの地域福祉計画推進組織が設置されており、町内会役員、団体役員などによって運営している。
名寄市	1	地域協議会制度の検討を首長は今年度の市政執行方針に掲げられている。広報なよろ平成20年3月号(No.024)には、『平成20年4月からは、走りながら話し合いをていねいに重ね、風連地区が合流するまでの間に、下段にある支援を有効に活用して、地域の連絡と協議のための仕組みづくりを進めるために、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。』『「協働のまちづくり」や「安全安心のまちづくり」を実現するために、おおむね小学校単位、または一定の広さの小学校区域を単位として、いくつかの町内会や地域の活動団体が組織するもので、子どもの安全や防災活動など、ある程度広い範囲での事業と地域の課題やまちづくりに関する地域住民の意見を行政に反映する活動に対して、市では次の支援を予定しています。』
滝川市	1	平成22年度に市民活動と行政をつなぐ「まちづくりセンター」の設置に向けて検討を進めている。平成20年度は市民力によるまちづくりを支援する「市民力推進プロジェクト事業」を実施する。
函館市	0	地域協議会の設置を検討していない。
小樽市	0	地域協議会の設置を検討していない。
旭川市	0	地域協議会の設置を検討していない。
室蘭市	0	地域協議会の設置を検討していない。
帯広市	0	地域協議会の設置を検討していない。
岩見沢市	0	地域協議会の設置を検討していない。
網走市	0	行政が設置した協議会はないが、町内会組織で単位町内会が小若しくは中学校区単位で地区連合町内会、市全域では町内会連合会が組織されている。毎年、概ねその単位で、市長及び部課長が出席して各地区のまづくり推進住民会議を実施している。(H19)10箇所)
苫小牧市	0	地域社会に対する市民参加の在り方については検討しておりますが、地域協議会が最適の方法か結論が出ていません。

美唄市	○	平成16年3月に策定した「美唄市地域福祉計画」の第5章「課題への取組み」において、地域の課題解決に必要な取組みを進めるため、地域住民の発意による地域協議会を立ち上げることが明記されているが、現在のところ設置はされていない。
芦別市	○	地域協議会の設置を検討していない。
赤平市	○	地域協議会の設置を検討していない。
紋別市	○	地域協議会の設置を検討していない。
三笠市	○	地域協議会が設置され、町内会役員のほか、公募ではないが市民が参加している。
千歳市	○	地域協議会の設置を検討していない。
砂川市	○	地域協議会の設置を検討していない。
富良野市	○	地域協議会の設置を検討していない。
登別市	○	現在地域協議会は設置していないが、地域社会への市民参加については、今後、町内会役員などの高齢化に伴い、意識が薄れていくことが予想されるため、その設置などについて検討が必要だと考えられる。
恵庭市	○	地域協議会の設置を検討していない。
北広島市	○	地域内分権としての地域協議会の設置はされていない。
石狩市	○	設問で問われている地域協議会の設置は検討していない。

## 6 ホームページの活用

平均

### (1) ホームページは発見しやすいか？

2.3

評価指標	
6	「市民参加」などのキーワードでトップページから1クリックで該当ページが開ける。見つけやすい工夫や配慮がされている。
5	「市民参加」などのキーワードでトップページから1クリックで該当ページが開ける。
4	「市民参加」などのキーワードでトップページから2クリック以上で該当ページが開ける。
3	トップページの部局名やメニューから類推すれば、「市民参加」にたどり着ける。
2	トップページからは「市民参加」のページにたどり着けない。（「市民参加」の情報がある）
1	—
0	ホームページに「市民参加」のページがない。（「市民参加」の情報がない）または作成中である。

評価指標	該当市	数
6	旭川市、釧路市、富良野市、伊達市	4
5	—	
4	札幌市、帯広市、稚内市、恵庭市、北広島市	5
3	函館市、苫小牧市、美唄市、江別市、登別市 石狩市	6
2	小樽市、岩見沢市、赤平市、名寄市、滝川市	5
1	—	
0	室蘭市、北見市、網走市、芦別市、紋別市 士別市、三笠市、千歳市、砂川市、深川市 北斗市	11

旭川市	6	トップページの「まちづくり」の「市民参加」が1クリックで該当ページが開ける。見つけやすい工夫や配慮がされている。
釧路市	6	「市民参加」などのキーワードでトップページから1クリックで該当ページが開ける。見つけやすい工夫や配慮がされている。
富良野市	6	トップページの「市民参加」から1クリックで該当ページが開ける。見つけやすい工夫や配慮がされている。
伊達市	6	ホームページのトップに「市民参加」のバナーを配置している。
札幌市	4	「市民参加」として一括して表記しているページはないが、市政への提案やパブリックコメントなどをまとめた「ご意見・ご提案」のキーワードや、市民委員の募集などをまとめた「募集」のキーワードでトップページから直接それぞれ該当する情報にたどりつけるようにしている。また、トップページの「よくある質問検索」に「市民参加」をキーワードとして入力すれば、市民自治の推進やパブリックコメントのページにたどりつくようにしている。
帯広市	4	トップページからは「帯広まちづくり」のページから、「市民参加とパブリックコメント制度」にたどり着ける。
稚内市	4	トップページ「働く・参加する・まちづくり」の「住民参加・まちづくり」から2クリックで該当ページが開ける。しかし、「市民参加」の情報が整理されていない。
恵庭市	4	トップページの項目「市政」から2クリックで該当ページが開ける。ただし、「市民参加」を意識した分類にはなっていない。
北広島市	4	ホームページのトップページに「市民参加・協働」の表示があり、「市民参加」の情報はさらに、選択した「2クリック以上で該当ページが開ける」としている。
函館市	3	トップページの部局名やメニューから類推すれば、「市民参加」にたどり着ける。今後、内容の充実に向けて取り組みを進めていく。
苫小牧市	3	トップページのメニューには「市民参加」の項目がないが、部局名やメニューから類推すれば、「市民参加」の情報にたどり着ける。「市民参加」のページは検討中。

ホームページは発見しやすいか？

美唄市	3	トップページのメニューに「パブリックコメント」の表示があり、募集状況や結果は掲載している。「市民参加」の情報については、トップページの「市政に関する情報」や「組織一覧」から類推するとたどり着ける。
江別市	3	トップページの部局名やメニューから類推すれば、「市民参加」にたどり着ける。
登別市	3	ホームページの全体構成として、分野別または部署別の項目から必要な情報入手するスタイルをとっています。市民参加等に関しては、各グループのページから市民参加関係の情報を入手することができ、たとえば、企画グループのページでは、市民自治に取り組む市民組織「登別市市民自治推進委員会」の情報を入手でき、情報推進グループのページでは、地区懇談会や市長室フリータイムの情報を入手することができます。また、各グループのページから見つけることができない場合は、キーワード検索で該当する情報を入手することができます。
石狩市	3	トップページの「市民生活」(アイコンで表示)カテゴリが記載してあり、ここから類推すれば、1クリックで「市民参加」タグへたどり着ける。
小樽市	2	ホームページのトップページからは「市民参加」のページにたどり着けない。パブリックコメントや審議会の開催情報といった「市民参加」の情報が提供されているが、「市民参加」を意識されたホームページの作りになっていない。
岩見沢市	2	トップページの「住民自治の推進」から類推すれば、「市民参加」にたどり着ける。しかし、パブリックコメントの募集状況や審議会の開催日程・議事録等「市民参加」の具体的情報が少ない。
赤平市	2	「市民参加」というページは設けていないが、「市長への手紙」「こんばんは市長室(市長との個人懇談)」「赤平市みんなの掲示板」をホームページに掲載している。
名寄市	2	ホームページに「市民参加」のページにたどり着けない。自治基本条例市民懇話会の開催内容や議事録へのアクセスが直接できない。
滝川市	2	トップページからは「市民参加」のページにたどり着けない。しかし、「市民参加」の情報として審議会等の会議の議事要旨を公表している。

ホームページは発見しやすいか？

室蘭市	○	ホームページに全庁的な「市民参加」のページがない。(ただし、各種計画等策定時において、市民説明会やアンケート等を実施する場合は個別に随時掲載)
北見市	○	市民参加の情報は整備していない
網走市	○	市民活動センターなど各施策又は所管分野の中に情報が掲載されている。市民参加を取りまとめたページは無い。
芦別市	○	現在、ホームページに「市民参加」のページがない。
紋別市	○	ホームページに「市民参加」のページがない。
士別市	○	ホームページに「市民参加」のページがない。本年度において、ホームページの改善を図る予定である。
三笠市	○	ホームページに「市民参加」のページがない。
千歳市	○	ホームページに、パブリックコメント等の「市民参加手続」のページを作成検討中である。
砂川市	○	「市民参加」のみをまとめたページはない。
深川市	○	トップページの目的別に「参加する」があるが、本調査で定義をしている「市民参加」の情報はない。
北斗市	○	ホームページに「市民参加」のページがない。

ホームページからどんな情報が入手できるか？

## 6 ホームページの活用

### (2) ホームページからどんな情報が入手できるか？

札幌市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご意見・ご提案市政へのご意見・ご提案、パブリックコメント、市民の声を聞く課、主な市民意見の検討結果、オンブズマン</li> <li>●募集しています市民委員・ボランティア・作品・寄付ほか</li> <li>●機構(組織)等附属機関等</li> </ul>
函館市	市民参加各種委員会等の会議開催のお知らせ、フィルムコミッション、客船・練習船等の入出港予定、はこだてクルーズサポータークラブ、市立函館病院ボランティア、市議会を傍聴しませんか
小樽市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントを募集します。</li> <li>・小樽港将来ビジョン案に対するご意見と市の考え方をお知らせします</li> <li>・「小樽市中心市街地活性化基本計画」(素案)に対するご意見と市の考え方をお知らせします。</li> <li>・小樽市文化芸術振興基本計画案」に対するご意見とご要望を受けて整理した考え方をお知らせします</li> <li>・小樽市高齢者保健福祉計画等策定委員会委員を募集</li> <li>・平成19年度小樽市食品衛生監視指導計画(案)に対するご意見と市の考え方</li> </ul>
旭川市	市民参加推進条例の条文、解説、制定までの過程審議会の設置情報、スケジュール、会議録、公募情報その他市民参加の取り組み予定、意見提出手続の予定、実施している意見提出手続の内容、実施した意見提出手続の際の意見の内容と市の考え方
室蘭市	ホームページから「市民参加」の情報が入手できない。(ただし、各種計画等策定時において、市民説明会やアンケート等を実施する場合は個別に随時、案件名や市民参加方法・内容等の情報を掲載)
釧路市	<p>釧路市民意見提出手続(パブリックコメント)による意見募集          市民と協働するまちづくり推進指針          市民団体協働補助金</p>
帯広市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民協働指針、事例の紹介</li> <li>・市民が提案実施する「協働のまちづくり」事業</li> <li>・市民活動団体「ボランティア、NPO等」情報</li> </ul>
北見市	「市民参加」の情報がない。
岩見沢市	<p>住民自治の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な考え方</li> <li>・これまでの取り組み</li> <li>・モデル地区の取り組み</li> <li>・ご意見</li> </ul>

ホームページからどんな情報が入手できるか？

網走市	ボランティア活動(市民活動、子育てサポート、など)や各種審議会の募集(時期による)、社会教育教室の参加案内等。
苫小牧市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民参加条例制定の取組み <ul style="list-style-type: none"> <li>・9月17日(月)に市民参加フォーラムを開催しました。</li> <li>・10月13日から行う市民参加ワークショップの参加者を募集しました。</li> <li>・市民参加ワークショップを開催しています。</li> </ul> </li> <li>●住民投票制度について <ul style="list-style-type: none"> <li>住民投票制度の論点を中心に、市民、議会、職員等による議論を積み重ね、市としての取組みの方向性を検討していきます。</li> </ul> </li> </ul>
稚内市	まちづくり出前講座、パブリックコメント、総合計画、住民投票に関する条例、まちづくり寄附条例
美唄市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり評価、施策評価、事務事業評価の結果</li> <li>・パブリックコメント手続実施状況・結果</li> <li>・市民アンケート実施結果</li> <li>・まちづくり地区懇談会の開催結果</li> </ul>
芦別市	「市民参加」の情報がない。
江別市	まちづくりの基本になる「第5次総合計画」や、「行政評価」「市民協働」など、江別市における新たな取組みが「企画政策部」のページから情報が入手できる。
赤平市	「市長への手紙」「こんばんは市長室(市長との個人懇談)」「赤平市みんなの掲示板」
紋別市	「市民参加」の情報はありません。
士別市	「市民参加」の情報がない。
名寄市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会連合会情報</li> <li>・名寄市自治基本条例に関する情報</li> <li>・名寄市地域自治区に関する情報</li> </ul>
三笠市	「市民参加」の情報がない。

ホームページからどんな情報が入手できるか？

千歳市	参加と協働 市民協働、都市経営会議、生涯学習、地域・ひと・まちづくり事業、出前講座、NPO活動、計画、はたちのつどい、東京千歳会、ふるさとポケット、みんなで、ひとまちづくり委員会、助成金、市民活動交流センター「ミナクール」、子ども活動支援センター、少年団体の紹介、やってみよう
滝川市	各種ボランティア事業や各種審議会委員の募集、議事録等
砂川市	「市民参加」の情報がない。
深川市	「参加する」の中に、各種支援制度、協働のまちづくり活動支援事業の募集、協働のまちづくり推進市民協議会や庁内委員会の活動の様子、男女共同参画、サークル活動、ボランティア、地域活動、広聴・行政相談、高齢者の生きがいがある。
富良野市	・情報共有と市民参加のルール・市民参加手続きの方法・市民参加手続きの予定と結果・審議会等の一覧・会議開催状況・市民参加手続きの評価・地域懇談会の開催案内と会議録・行革推進状況
登別市	登別市市民自治推進委員会での議論や提言作成までの内容など各部会の取組み状況が確認できる。
恵庭市	・市のプロフィール・市の各種計画・行政改革・パブリックコメント・市民協働 ・恵庭市の財政・まちづくり・会計・監査・附属機関等の会議の公開・男女共同参画について・選挙・国際交流・人事
伊達市	<p>■市民参加条例 市が重要な施策を決定するときに市民の意見を聴き、それを反映させることを制度化した条例です。市民が行政に参加し、市民と市役所が情報を共有して共に考え、意見を述べ、よりよいまちづくりを進めることを目的として、平成19年4月1日に施行されました。伊達市市民参加条例(説明付) 伊達市市民参加条例施行規則 条例制定までの取り組み</p> <p>■市民参加手続き実施予定 平成19年度の市民参加手続き実施予定はこちら</p> <p>■市民意見の公募(パブリックコメント) 意見を募集中の案件とその結果はこちら</p> <p>■審議会・その他(開催予定と結果) 各種の審議会や説明会などの開催予定とその結果はこちら</p> <p>■委員の公募(審議会委員の公募と結果) 審議会委員の公募とその結果はこちら</p> <p>■市民による政策提案 市民による政策提案についての詳細はこちら</p> <p>■まちづくり人材登録(まちづくり人材バンク) まちづくり人材登録についての詳細はこちら</p> <p>■市民参加推進会議 市民参加推進会議についての詳細はこちら</p>

北 広 島 市	<p>■平成20年1月28日、北広島市市民参加条例策定市民委員会が「北広島市市民参加条例素案報告書」を上野市長へ提出しました。</p> <p>◇北広島市市民参加条例素案報告書(HTML形式) ◇北広島市市民参加条例素案報告書(PDFファイル1.86MB) 報告書は、各出張所、住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館でもご覧いただけます。</p> <p>■市民委員がつくった「市民参加条例の素案内容」を公表します。(HTML)平成19年12月1日 条例に盛り込みたい内容、提案理由・趣旨の詳細がご覧になれます。</p>
石 狩 市	<p>○市民参加・情報公開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の声を活かす条例・重要施策の検討経過・情報公開・個人情報保護・行政手続</li> <li>・監査委員制度・パブリックコメント</li> </ul> <p>○その他審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石狩市の審議会一覧と開催状況・公募予定審議会一覧</li> </ul>
北 斗 市	市民参加の情報が入手できない。

ホームページからどんな情報が入手できるか？

7 貴市における市民参加を推進する上でとくに今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

<p>札幌市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区における課題等について区民の合意形成、意見調整を行い市政に反映する仕組み(区民協議会)を設置すること</li> <li>・身近な地域における意見調整や合意形成を行い、地域の課題解決活動を行っていくための仕組みの更なる活性化</li> <li>・市民参加に関する理解、意識の向上のため、引き続き周知啓発を図ること</li> <li>・市民参加のうち、身近な地域のまちづくりへの参加については、子どもや学生、団塊の世代など多様な担い手を発掘育成し参加の促進を図ること</li> </ul>
<p>函館市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共分野を担う市民活動の全市的な認識の共有・市民活動のニーズと行政施策のマッチング・公共分野での市民協働事例の拡充や協働を推進するための仕組みの構築・市民活動団体間の交流・ネットワーク・連携・協働を推進していくための市民・職員の意識改革、庁内推進体制のあり方</li> </ul>
<p>小樽市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民のまちづくりに対する意識の醸成と、担い手を育成できる環境の整備</li> </ul>
<p>室蘭市</p>	<p>○市民意見公募(パブリックコメント)の制度化(要綱等の制定)...本市では、市民参加による「協働のまちづくり」を推進するため、各種計画の策定等に当たっては、市民説明会や市民アンケート等を積極的に行なっているが、現在、市民参加等における市としての統ルールがない現状にある。したがって、今後、さらにより多くの市民意見をまちづくりに反映させるため、市民意見公募の制度化(要綱等の制定)を検討する。</p>
<p>網走市</p>	<p>公共サービスの提供主体が、行政だけではなく、会社や住民から提供されるサービスも多くある。今後は、行政だけが公共サービスを提供するのではなく、自助、互助、公助の役割も理解しつつ、行政と市民の信頼を高めていくことが必要である。そのためには、様々な人や団体とまちづくりについて話し合い、助け合っ創り上げていくことが必要である。その結果、市民や団体に理解され信頼されたならば、その広がりには確実に市民全体に展開すると考えている。</p>
<p>稚内市</p>	<p>市民参加、市民協働を推進するにあたっては、市民等の意識の向上もさることながら、市職員側の意識改革、意識の向上が重要と考えるが、本市では職員の意識改革を促すような仕組み・制度が整っていない。(協働に関する研修の実施、情報等の蓄積・共有など)また組織体制においても、明確に「市民参加」「市民協働」を担当する部署が存在しないが、「協働のまちづくり」を推進し、定着させるためには、中心となって取り進める専門部署の設置が必要になるのではないかと考えている。</p>
<p>美唄市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意識の高揚</li> <li>・市民に対する周知不足</li> <li>・参加する市民が固定化されないよう、参加できる機会を拡大していく</li> <li>・協働支援組織を構築していく(ネットワーク、コーディネート等)</li> </ul>
<p>芦別市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり基本条例など情報共有及び市民参加を推進するための制度を整備した段階で、市が市民に対して、制度の理解とまちづくりについて関心を持つことができるための方法</li> <li>・市民が権利と一定の責任を持つことについて</li> <li>・青少年及び子どものまちづくりへの参加</li> </ul>

釧路市	なし
帯広市	市民活動に関する情報のネットワーク化
北見市	現在、(仮称)まちづくり条例(自治基本条例)の制定に向けて市民会議を中心に検討を進めており、条例制定後は、先に策定している市民協働推進指針と併せて周知・推進していく。
岩見沢市	なし
網走市	公共サービスの提供主体が、行政だけではなく、会社や住民から提供されるサービスも多くある。今後は、行政だけが公共サービスを提供するのではなく、自助、互助、公助の役割も理解しつつ、行政と市民の信頼を高めていくことが必要である。そのためには、様々な人や団体とまちづくりについて話し合い、助け合って創り上げていくことが必要である。その結果、市民や団体に理解され信頼されたならば、その広がりには確実に市民全体に展開すると考えている。
苫小牧市	① 市民参加制度に関する市民周知の方法 ② 市民の参加をどのように確保するか。
稚内市	市民参加、市民協働を推進するにあたっては、市民等の意識の向上もさることながら、市職員側の意識改革、意識の向上が重要と考えるが、本市では職員の意識改革を促すような仕組み・制度が整っていない。(協働に関する研修の実施、情報等の蓄積・共有など)また組織体制においても、明確に「市民参加」「市民協働」を担当する部署が存在しないが、「協働のまちづくり」を推進し、定着させるためには、中心となって取り進める専門部署の設置が必要になるのではないかと考えている。
美唄市	・市民意識の高揚 ・市民に対する周知不足 ・参加する市民が固定化されないよう、参加できる機会を拡大していく ・協働支援組織を構築していく(ネットワーク、コーディネート等)
芦別市	・まちづくり基本条例など情報共有及び市民参加を推進するための制度を整備した段階で、市が市民に対して、制度の理解とまちづくりについて関心を持つことができるための方法 ・市民が権利と一定の責任を持つことについて ・青少年及び子どものまちづくりへの参加
江別市	①自治会と市民活動団体との連携 ②行政参加(協働)に対する市民意識の向上

今後の課題

赤平市	住民・行政の意識改革
紋別市	現状では、各担当部署が事業実施の際に市民参加の必要性を勘案して対応しているが、さらに市民参加を推進するためには、制度、環境の整備や積極的な市民の参加も必要であると考えます。
士別市	なし
名寄市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民と行政の情報共有の仕組みの開発</li> <li>・市民参加を促す仕組みの整備と参加意識の醸成</li> </ul>
三笠市	なし
千歳市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・“協働”について理解を深めること(市民、市職員)</li> <li>・市民活動の自立に向けた取り組み。</li> <li>・担い手の掘り起こし、後継者の育成。</li> </ul>
滝川市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市と市民の情報共有が不十分である。</li> <li>・行政と市民の求めているものに乖離がある。</li> </ul>
砂川市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加の取り組みに全ての市民が参画することは困難かもしれないが、市民全体の意識高揚をはかるため、市民参加の領域を拡大していきたいと考えている。</li> </ul>
深川市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の意識改革</li> <li>・町内会活動への積極的な職員の参加を望む声があり、個人差があるほか、職員の自主性に任せるしか今のところ手段がない。</li> </ul>
富良野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有のための情報提供の工夫</li> </ul>
登別市	町内会役員などの高齢化に伴い、町内会のイベントなど地域活動への参加の意識が希薄になり、行事の開催が困難になることが予想される一方、人口(特に若年層)が都市部に流れていくことから後継者が確保できなくなり、行事の開催が困難になると考えられる。

<p>恵庭市</p>	<p>&lt;協働の目的の明確化&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民と行政が共に意識を高めていく必要がある。</li> <li>・協働事業など、具体的な取り組みの実施(協働の場の創出)</li> <li>・市民活動の活性化</li> <li>・情報の公開など</li> </ul> </p>
<p>伊達市</p>	<p>・市民参加に係る行政職員、議会議員及び地域住民の意識改革          (行政職員は常に市民参加を意識した、より分かりやすい事務事業の執行を心がける必要がある。また、市民の審議会等への参加意欲及びパブリックコメント等に対する意識の向上が課題である。)</p>
<p>北広島市</p>	<p>市民参加方法として、有効な手段であるパブリックコメントについては、現在、全世帯のほとんどをカバーする広報紙を媒体として、案の公表及びPC結果の公表を行っている。条例制定後は、PCを行う施策等が増えることが予想される中、経費の増大や原稿締め切りの関係から募集から結果発表まで3ヶ月を要する広報紙を中心としたPC制度とするのか、市ホームページを情報媒体としていくのか検討中である。</p>
<p>石狩市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ごとに多様化する市民ニーズの把握</li> <li>・職員の意識向上、市民への協働社会周知並びに参加促進</li> <li>・行政活動情報等の、市民への周知とその手法</li> <li>・審議会の公募委員に重複が見られたり、積極的な参加者が少ない。</li> </ul>
<p>北斗市</p>	<p>なし</p>

参考  
にして  
いる  
自治  
体

8 貴市において市民参加を考えるにあたって、参考になる、あるいは参考  
にしている自治体(市だけでなく町村を含めて)を挙げてください。

札幌  
市

政令指定都市のみならず町村を含め、全国の先進事例を把握できる範囲で参考になっている。

函館  
市

札幌市, 旭川市, 稚内市, 帯広市, 苫小牧市, 江別市, ニセコ町, 千葉県, 横浜市, 宇都宮市,  
その他自治基本条例や協働に関する条例・指針策定済みの政令市および中核市

小樽  
市

なし

室蘭  
市

○道内・外の先進都市

釧路  
市

なし

帯広  
市

なし

北見  
市

なし

網走  
市

栃木県宇都宮市、益子町など栃木県内  
広島県安芸高田市など

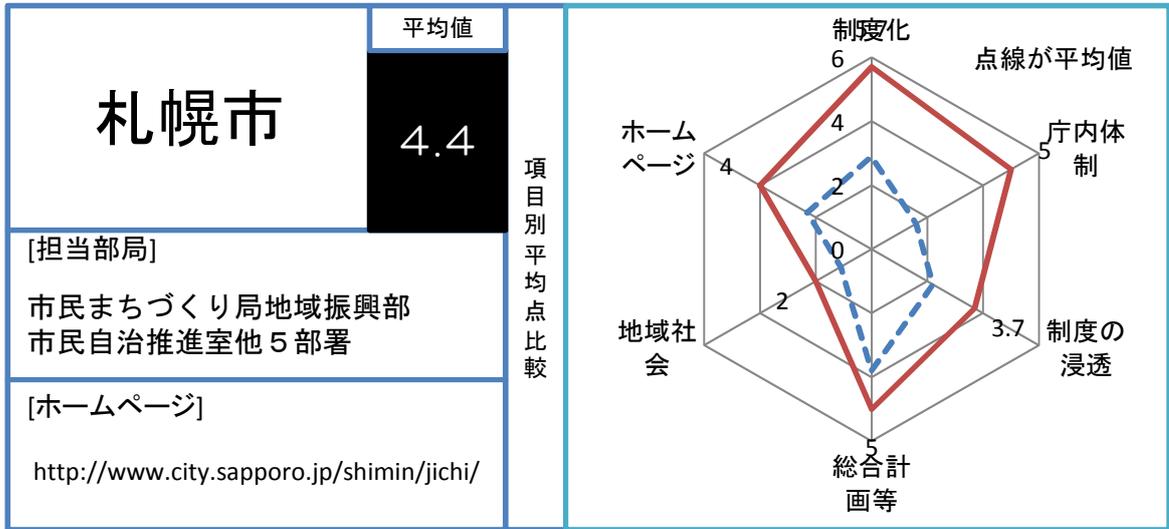
岩見 沢市	なし
苫小 牧市	道内の先行市の事例を参考にしています。
稚内 市	なし
美唄 市	なし
芦別 市	帯広市、稚内市、ニセコ町、奈井江町
江別 市	ケースに応じ、様々な自治体の取り組みを参考にさせていただいている。
赤平 市	・ニセコ町・恵庭市
紋別 市	なし
士別 市	なし
名寄 市	なし
三笠 市	なし

参考にしている自治体

千歳市	なし
滝川市	なし
砂川市	なし
深川市	・江別市、稚内市
富良野市	ニセコ町、石狩市、旭川市
登別市	なし
恵庭市	北海道 札幌市など近郊市 千葉県市川市
伊達市	・神奈川県逗子市
北広島市	石狩市、和光市、西東京市、大和市、逗子市、富良野市
石狩市	なし
北斗市	なし

## 第3章 各市ごとの調査項目一覧

# 札幌市



1 市民参加の制度化プロセスについて	(1) 市民参加を推進する条例や指針等の制定について	平均
	<b>5</b> 札幌市自治基本条例を平成18年10月3日制定、平成19年4月1日施行した。	3.0
	(2) 制度を策定するプロセスへの市民参加の状況について	平均
	<b>6</b> 17年12月に市民会議から提出された「自治基本条例に関する報告書」をもとに行政が素案をまとめ、平成18年2月22日から3月24日までパブリックコメントを実施し、平成18年第3回定例市議会に提案した。	2.7
	(3) 市民参加の制度化プロセスの情報提供について	平均
	<b>6</b> 情報公開条例において附属機関等(審議会等)の公開が規定されており、ホームページ・広報誌・新聞等で、会議等の開催予定・議事録・会議資料等の情報を提供している。また、その他の懇話会、実行委員会等についても、任意に情報提供を行っている。	2.9

2. 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	4	(1) 市民参加を推進するための庁内体制について	平均
		庁内横断組織として市民自治推進本部を設置し年1回定期的に会議を行い、全庁的な市民参加の推進を図っている。職場での学習会等の実施についても、市民自治推進本部において決定し、全庁に通知した。	1.7
		(2) 職員の育成や能力の向上をさせる体制について	平均
	6	以下のとおり、ほぼ全ての職員が、毎年市民自治について研修を受けたり、学習したりすることのできる体制を整えている。 【18年度】 18年12月 ・各局区の庶務担当課長、係長を対象に説明会(3日)を開催 19年1月 ・部長職を対象とした研修(2日)及び対象を定めない自由参加研修(2日)を実施 ・自治研修センター(総務局内の部署、職員研修を所管する)主催、政策推進研修「主役は市民！のまちづくり」を実施 19年2月 ・自治研修センターのeラーニング(イントラネットを通じて、職務に必要な知識や技能を、1人ひとりの職員が、いつでも、何度でも、繰り返し学ぶことができる職場学習支援システム)教材として、「これで納得！自治基本条例」を作成 職場研修用DVD作成、各局区に配布し、全職員に対する研修を実施。(19年4月までに8,400名以上受講) 【19年度】 ・新採用職員、昇任、転任職員研修において市民自治に関する講義を実施 ・学校事務職員(300人)に対して市民自治に関する研修実施 ・「情報共有、市民参加の参考事例集」を作成(イントラネットで公開、カラー版150部、白黒版4100部作成)。10月～12月の期間で、研修や、朝のミーティング等での上司からの説明等により、各局区において13,000名以上の職員に周知を徹底。 ・自治研修センター主催能力開発研修に市民参加の前提となる「わかりやすい資料作成」「アンケート調査」の研修を新設。 ・自治研修センター特別研修として、各職場に出向いて行う「出前研修」として市民自治推進研修(プレゼンテーション編・ワークショップ体験編)を開設。 ・自治研修センターで、局や区がテーマに沿った研修を独自に実施する際に、研修講師への謝礼、研修会場借上料、委託料などを助成する職場研修費助成制度(局の場合10万円、区の場合25万円が上限)を実施。そのテーマの1つとして、自治基本条例のポイントである「市民参加」と「情報共有」を設定。	1.5
		(3) 庁内における市民参加の実践事例の共有及び活用について	平均
	5	庁内向けの事例集を作成し、周知徹底している(各局区で全職員に対する研修等を実施)。職員発表会※においても、テーマの一つとして、市民自治の推進(情報共有、市民参加、身近な地域のまちづくり)のアイデア事例を募集しており、効果的情報発信についての提案があった。なお事例集は次年度以降も作成予定である。 ※職員発表会：市民サービスの向上や、能率的な業務の推進を促すため職員の創意工夫や新しい取組を全庁的に共有することを目的として平成17年度に開始したもの。元気の種コレクション(通称：種コレ)。	1.4

3. 制度を浸透させるための具体的方策について	(1) 行政情報の発信について	平均	
	5	自治体のホームページと広報誌でパブリックコメントの募集情報とその結果について市民に情報提供をしている。さらに、審議会等の開催予定と議事録・資料については、情報公開条例に基づき市民に情報提供をしている。	3. 7
	(2) 市民参加手法の整備について	平均	
	6	要綱といったような明文の規定は、「札幌市パブリックコメント手続に関する要綱」のみであるが、パブリックコメントを実施している自治基本条例をはじめとする条例や基本計画では、審議会(公募を含む)や説明会など、その他の参加手法を組み合わせて市民参加を行っている。なお、政策提案については自治基本条例第21条6で言及されており、17年度よりタウントークなどで広聴部門に寄せられた市民の提言・要望について、企画・政策部門と連携して市政反映を進めている。	2. 7
	(3) 審議会等委員の選任方法		
	ア) 審議会等委員への公募市民の選任について	平均	
	2	平成20年5月1日現在、公募委員の人数は84名、委員総数(※法令等で定める要件により、公募委員制が導入できない審議会の委員数も含んだ総数。)は1, 876名であるため、公募委員の比率は4. 5%となる。また、公募委員制を導入している機関の比率では26. 7%である。それぞれの審議会等は、市民の幅広い意見の他にも、専門的視点や各界各層からの意見を反映させることなど様々な目的で設置されており、そうした審議会等の性質や、委員要件などにより公募制がなじまないものもあるため、「札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」においては公募制の導入についての努力規定を定めるとともに、公募委員が導入できない場合の市民参加の代替手法(シンポジウム、ワークショップ等)導入の検討を促している。	2. 2
	イ) 審議会等委員への女性の登用率について	平均	
	4	平成20年5月1日現在、審議会等委員における女性委員は605名、委員総数は1, 876名であるため、女性委員の比率は32. 2%である。	3. 3
	ウ) 審議会等委員の選考機関への市民参加について	平均	
2	審議会等委員の選考については、審議会等ごとに「委員選考要領」といった趣旨の規程を制定するなどして行っている。選考機関等の構成員については、市民、有識者等が参加している例や公募市民同士が互いに審査しあった例がある。審議会等委員の選考に当たっては、公平かつ透明性のある選考に留意するよう促している。	0. 5	
(4) 市民参加手続のふりかえりについて	平均		
3	局区実施プラン(単年度計画)に基づき、各担当課で市民参加の取組の計画と、実施結果のふりかえりを行っている。市民自治推進課においてとりまとめ、庁内はもとよりホームページで広く公開し情報共有を進めていくこととしている(19年度実施分より)。なお市民参加手続きのうち、パブリックコメントについては別途ホームページで全庁の結果を取りまとめて公開している。	1. 2	

4. 総合計画と行政評価への市民参加	(1) 総合計画への市民参加	平均
	<p>5</p> <p>●札幌市長期総合計画審議会条例では「審議会は、委員45人以内をもって組織する。2委員は、学識経験者、関係行政機関の職員その他市民のうちから、市長が委嘱する。」とある。その他に、市民アンケート、シンポジウム、市民懇談会(計12回)を行った。</p> <p>●札幌新まちづくり計画市民会議設置要綱では、「市民会議は、委員24人以内をもって組織する2委員は、学識経験のある者、市の公募に応じた市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する」とある。札幌新まちづくり計画市民会議の概要、提言についてはホームページで市民に情報提供をしている。</p>	4.5
	(2) 行政評価への市民参加	平均
	<p>5</p> <p>&lt;1次評価&gt; 実施したすべての事業とその上位目的である施策について、事業担当部局による自己評価を行う。&lt;2次評価&gt; 1次評価の結果を受けて、市内部により、全市的な方針に基づく総合的・組織横断的な視点での評価を行う。&lt;外部評価&gt; 評価に客観性や透明性を確保するため、「札幌市行政評価委員会」が外部の視点から課題の指摘や改善の提言を行う。評価委員会は、「札幌市行政評価委員会設置要綱」に基づき運営され、委員は12人以内、学識経験のある者その他市長が適当と認める者うちから、市長が委嘱することとしている。</p>	3.1

5. 地域社会への市民参加の取り組みについて	平均
<p>2</p> <p>市内の8割以上の区域で、中学校区単位に、町内会自治会等の地縁による団体やその他の地域においてまちづくり活動を行うもの(PTA、商店街、民生児童委員、ボランティア、NPOなど)等により構成される「まちづくり協議会」が設置され、市民が参加している。(まちづくり協議会については自治基本条例第28条2で言及している。)また3区において、区を単位とした区民協議会も設置され、市民が参加している。</p>	1.1

6. ホームページの活用について	(1) ホームページは発見しやすいか?	平均
	<p>4</p> <p>「市民参加」として一括して表記しているページはないが、市政への提案やパブリックコメントなどをまとめた「ご意見・ご提案」のキーワードや、市民委員の募集などをまとめた「募集」のキーワードでトップページから直接それぞれ該当する情報にたどりつけるようにしている。また、トップページの「よくある質問検索」に「市民参加」をキーワードとして入力すれば、市民自治の推進やパブリックコメントのページにたどりつくようにしている。</p>	2.3
	(2) ホームページからどんな情報が入手できるか?	
	<p>●ご意見・ご提案市政へのご意見・ご提案、パブリックコメント、市民の声を聞く課、主な市民意見の検討結果、オンブズマン</p> <p>●募集しています市民委員・ボランティア・作品・寄付 ほか</p> <p>●機構(組織)等附属機関等</p>	

7. 貴市における市民参加を推進する上でとくに今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区における課題等について区民の合意形成、意見調整を行い市政に反映する仕組み(区民協議会)を設置すること</li> <li>・身近な地域における意見調整や合意形成を行い、地域の課題解決活動を行っていくための仕組みの更なる活性化</li> <li>・市民参加に関する理解、意識の向上のため、引き続き周知啓発を図ること</li> <li>・市民参加のうち、身近な地域のまちづくりへの参加については、子どもや学生、団塊の世代など多様な担い手を発掘育成し参加の促進を図ること</li> </ul>

8. 貴市において市民参加を考えるにあたって、参考になる、あるいは参考にしている自治体(市だけでなく町村を含めて)を挙げてください。
--

政令指定都市のみならず町村を含め、全国の先進事例を把握できる範囲で参考にしている。

函館市

<b>函館市</b>	平均値 <b>2.4</b>	項目別平均点比較	
[担当部局] 企画部, 総務部			
[ホームページ] <a href="http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/in dex.html">http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/in dex.html</a>			

1 市民参加の制度化プロセスについて	(1) 市民参加を推進する条例や指針等の制定について	平均
	<b>3</b> 自治基本条例の策定検討を進めている。	<b>3.0</b>
	(2) 制度を策定するプロセスへの市民参加の状況について	平均
	<b>1</b> 各種団体, 公募市民が参加している。	<b>2.7</b>
	(3) 市民参加の制度化プロセスの情報提供について	平均
	<b>5</b> ホームページで, 自治基本条例策定検討委員会の開催予定・議事録・会議資料等の情報を公開している。	<b>2.9</b>

2 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	(1) 市民参加を推進するための庁内体制について	平均
	<b>1</b> 全庁的な推進体制の整備について検討中である。	<b>1.7</b>
	(2) 職員の育成や能力の向上をさせる体制について	平均
	<b>1</b> 自治基本条例の策定への意見反映として, 一部の職員ではあるが, ワークショップを開催した。また, 行財政改革5か年計画において, 市民協働に係る取り組みを進めていくことを明記し, 全職員に対し周知を図っている。	<b>1.5</b>
	(3) 庁内における市民参加の実践事例の共有及び活用について	平均
	<b>1</b> 本市における協働事例等のとりまとめを現在進めている。	<b>1.4</b>

3. 制度を浸透させるための具体的方策について	(1) 行政情報の発信について	平均
	6 行政計画や条例等の策定過程において審議会等を設置した場合は、各種広報媒体(ホームページ・広報誌・新聞等)を活用し、審議会等の年間スケジュール、市民委員の募集、テーマごとの審議会等開催予定と議事録・資料、パブリックコメントの募集情報とその結果などの市民参加情報について市民に情報提供をしている。	3.7
	(2) 市民参加手法の整備について	平均
	2 パブリックコメント制度が要綱で定められている。	2.7
	(3) 審議会等委員の選任方法	
	ア) 審議会等委員への公募市民の選任について	平均
	3 審議会等委員に公募市民が選任されている比率は16.3%である。	2.2
	イ) 審議会等委員への女性の登用率について	平均
	3 審議会等委員に女性が選任されている比率は21.4%である。	3.3
	ウ) 審議会等委員の選考機関への市民参加について	平均
0 審議会等委員の選考機関はない。公募要領に基づき、各部署が募集通知を行い、応募者が多い場合は抽選を行い選考するのが通例となっている。	0.5	
(4) 市民参加手続のふりかえりについて	平均	
0 市民参加手続のふりかえりを実施していない。	1.2	
4. 総合計画と行政評価への市民参加	(1) 総合計画への市民参加	平均
	6 函館市総合計画審議会条例により「審議会は、委員30人以内をもって組織する。2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。(1) 学識経験を有する者(2) 各種団体の推薦する者(3) 公募による者(4) その他市長が必要と認める者」とあり、公募市民が参加している。	4.5
	(2) 行政評価への市民参加	平均
	3 行政評価(内部評価)を行っている。(シゴトまるごとチェックの実施:現在行っている全ての業務を事実確認と点検を行い、業務執行体質の"カイゼン"を図ることを目的に実施)	3.1
5. 地域社会への市民参加の取り組みについて		平均
0 地域協議会の設置を検討していない。		1.1

# 函館市

6. ホームページの活用について	(1) ホームページは発見しやすいか？	平均
	<p><b>3</b></p> <p>トップページの部局名やメニューから類推すれば、「市民参加」にたどり着ける。今後、内容の充実に向けて取り組みを進めていく。</p>	2.3
	(2) ホームページからどんな情報が入手できるか？	
	市民参加各種委員会等の会議開催のお知らせ、フィルムコミッション、客船・練習船等の入出港予定、はこだてクルーズサポータークラブ、市立函館病院ボランティア、市議会を傍聴しませんか	

7. 貴市における市民参加を推進する上でとくに今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

・公共分野を担う市民活動の全市的な認識の共有・市民活動のニーズと行政施策のマッチング・公共分野での市民協働事例の拡充や協働を推進するための仕組みの構築・市民活動団体間の交流・ネットワーク・連携・協働を推進していくための市民・職員の意識改革、庁内推進体制のあり方

8. 貴市において市民参加を考えるにあたって、参考になる、あるいは参考にしている自治体(市だけでなく町村を含めて)を挙げてください。

札幌市、旭川市、稚内市、帯広市、苫小牧市、江別市、ニセコ町、千葉県、横浜市、宇都宮市、その他自治基本条例や協働に関する条例・指針策定済みの政令市および中核市

<h1>小樽市</h1>	平均値 <h2>1.3</h2>	項目別 平均点 比較	
	[担当部局] 総務部企画政策室		
	[ホームページ] <a href="http://www.city.otaru.hokkaido.jp/index.htm">http://www.city.otaru.hokkaido.jp/index.htm</a>		

1 市民参加の 制度化プロセスについて	(1) 市民参加を推進する条例や指針等の制定について	平均
	1 首長の公約には掲げられており、自治基本条例策定に取り組むこととしている。	3.0
	(2) 制度を策定するプロセスへの市民参加の状況について	平均
	0 条例が策定されていない。	2.7
	(3) 市民参加の制度化プロセスの情報提供について	平均
	0 市民検討委員会等(例:市民懇話会)の設置がされていない。	2.9

2. 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	(1) 市民参加を推進するための庁内体制について	平均
	0 全庁的な推進体制の整備については考えていない。	1.7
	(2) 職員の育成や能力の向上をさせる体制について	平均
	0 「市民参加の制度等」に特化した研修はない。	1.5
	(3) 庁内における市民参加の実践事例の共有及び活用について	平均
	1 企画政策室においてとりまとめを行っている。	1.4

小樽市

3. 制度を浸透させるための具体的方策について	(1) 行政情報の発信について	平均	
	5	ホームページと広報誌でパブリックコメントの募集情報とその結果について市民に情報提供をしている。審議会等の開催予定と議事録・資料についても、各担当部署で市民に情報提供している。	3.7
	(2) 市民参加手法の整備について	平均	
	2	案件に応じて2つ以上の市民参加手法を取り入れている。例: 総合計画(地区懇談会+パブリックコメント+審議会)	2.7
	(3) 審議会等委員の選任方法		
	ア) 審議会等委員への公募市民の選任について	平均	
	2	審議会等委員に公募市民を選任されている。(公募市民が一部の審議会に入る程度)	2.2
	イ) 審議会等委員への女性の登用率について	平均	
	4	小樽市の審議会・委員会等への女性登用状況によると、19年度は32.2%であることがわかる。	3.3
	ウ) 審議会等委員の選考機関への市民参加について	平均	
0	審議会等委員の選考機関はない。	0.5	
(4) 市民参加手続のふりかえりについて	平均		
0	市民参加手続のふりかえりを実施していない。	1.2	
4. 総合計画と行政評価への市民参加	(1) 総合計画への市民参加	平均	
	4	小樽市総合計画審議会に公募市民委員が5名参加している。	4.5
(2) 行政評価への市民参加	平均		
0	現在、再導入に向けシステムを再構築中。策定中の次期総合計画の進行管理ツールとして活用していく予定である。	3.1	
5. 地域社会への市民参加の取り組みについて	平均		
0	地域協議会の設置を検討していない。	1.1	

6. ホームページの活用について	(1) ホームページは発見しやすいか？	平均
	<p>2</p> <p>ホームページのトップページからは「市民参加」のページにたどり着けない。パブリックコメントや審議会の開催情報といった「市民参加」の情報が提供されてはいるが、「市民参加」を意識されたホームページの作りになっていない。</p>	2.3
	(2) ホームページからどんな情報が入手できるか？	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントを募集します。</li> <li>・小樽港将来ビジョン案に対するご意見と市の考え方をお知らせします</li> <li>・「小樽市中心市街地活性化基本計画」(素案)に対するご意見と市の考え方をお知らせします。</li> <li>・小樽市文化芸術振興基本計画案」に対するご意見とご要望を受けて整理した考え方をお知らせします</li> <li>・小樽市高齢者保健福祉計画等策定委員会委員を募集</li> <li>・平成19年度小樽市食品衛生監視指導計画(案)に対するご意見と市の考え方</li> </ul>	

7. 貴市における市民参加を推進する上でとくに今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民のまちづくりに対する意識の醸成と、担い手を育成できる環境の整備</li> </ul>

8. 貴市において市民参加を考えるにあたって、参考になる、あるいは参考にしている自治体(市だけでなく町村を含めて)を挙げてください。
特になし

旭川市

<h1>旭川市</h1>	平均値 <b>4.0</b>	項目別平均点比較	
[担当部局] 市民生活部市民協働室 市民活動課市民参加推進係			
[ホームページ] <a href="http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/shiminkatsudo/">http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/shiminkatsudo/</a>			

1 市民参加の制度化プロセスについて	(1) 市民参加を推進する条例や指針等の制定について	平均
	<b>5</b> <p>平成15年4月1日に「旭川市市民参加推進条例」が施行されている。</p>	3.0
	(2) 制度を策定するプロセスへの市民参加の状況について	平均
6	<b>6</b> <p>条例素案について意見、提案の募集(パブリックコメント)を行い、市民意見を反映し、条例案を議会に提出した。</p>	2.7
	(3) 市民参加の制度化プロセスの情報提供について	平均
5	<b>5</b> <p>HPで旭川市市民参加を推進するための条例検討委員会での条例の検討内容、開催予定、会議録が公開されている。会議時の配布資料は公開されていない。</p>	2.9

2. 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	(1) 市民参加を推進するための庁内体制について	平均
	<b>2</b> <p>旭川市事務分掌条例施行規則において各部庶務担当課の庶務事務として、「部内事務事業等への市民参加に関すること」を規定。また、市民参加に関するマニュアル(意見提出手続、附属機関の委員選任、附属機関の会議の公開)を作成している。</p>	1.7
	(2) 職員の育成や能力の向上をさせる体制について	平均
2	<b>2</b> <p>市民参加に関するマニュアルを庁内のネットワークで公開して、全職員が閲覧及び入手することができ、必要に応じてマニュアルを参照しながら、執務を行っている。</p>	1.5
	(3) 庁内における市民参加の実践事例の共有及び活用について	平均
3	<b>3</b> <p>前年度の市民参加の取組結果と当該年度の市民参加の取組予定をとりまとめる過程で、全職員に内容を公開している。</p>	1.4

3. 制度を浸透させるための具体的方策について	(1) 行政情報の発信について		平均	
	5	ホームページでは、予定しているパブリックコメントの案件名、実施しているパブリックコメントの案件の内容、担当課の連絡先、過去のパブリックコメントの結果(意見内容と市の考え方)、附属機関等の委員募集、附属機関等の会議の開催の予定の情報、担当課の連絡先を掲載している。広報誌では、パブリックコメントの募集案件と附属機関等の委員募集については、必ず掲載している。新聞、テレビへの公開は、個々の案件により、実施しているものがある。	3.7	
	(2) 市民参加手法の整備について		平均	
	6	市民参加の手法として、パブリックコメント、委員会(附属機関と私的諮問機関)、市民会議(意見交換会、フォーラムなど)、アンケート、ワークショップ、公募・コンペなどを示し、施策によって、これらのうち2つ以上の市民参加の手法を組み合わせることで市民参加を行っている。また、市民投票の制度を条例で定めている。	2.7	
	(3) 審議会等委員の選任方法			
	ア) 審議会等委員への公募市民の選任について		平均	
	2	附属機関等の委員に公募市民を選任している。(公募市民が一部の審議会にはいる程度)※平成20年4月1日現在の比率※委員公募を実施している機関の委員総数の20%以上を目標としている。	2.2	
	イ) 審議会等委員への女性の登用率について		平均	
	4	平成20年4月1日現在の女性委員の比率は29.01%である。附属機関の女性委員の比率を50%以上にすることを目指している。	3.3	
	ウ) 審議会等委員の選考機関への市民参加について		平均	
2	附属機関等の公募委員を選考する際、担当部内に選考委員会を設置する。	0.5		
(4) 市民参加手続のふりかえりについて		平均		
6	旭川市市民参加推進条例に基づき、市民参加に関する基本的事項を調査審議するために設置された旭川市市民参加推進会議の2年間の評価・検証の作業を通して、委員から市民参加の現状の認識や市民参加を推進するための意見を意見書にまとめられ、意見書はホームページに公開されている。意見書は全庁で共有、研修が行われ、次年度の市民参加事業に活用されている。	1.2		
4. 総合計画と行政評価への市民参加	(1) 総合計画への市民参加		平均	
	5	要綱設置の総合計画推進委員会の委員を市民から公募している。第7次総合計画については委員会8名に対して2名を公募。	4.5	
	(2) 行政評価への市民参加		平均	
5	行政評価委員会設置要綱により行政評価委員会が学識経験者及び専門家並びに公募の市民による行政評価(外部評価)を行っている。	3.1		

5. 地域社会への市民参加の取り組みについて	平均
0 地域協議会の設置を検討していない。	1. 1

6. ホームページの活用について	(1) ホームページは発見しやすいか？	平均
	6 トップページの「まちづくり」の「市民参加」が1クリックで該当ページが開ける。見つけやすい工夫や配慮がされている。	2. 3
	(2) ホームページからどんな情報が入手できるか？ 市民参加推進条例の条文、解説、制定までの過程審議会の設置情報、スケジュール、会議録、公募情報その他市民参加の取り組み予定、意見提出手続の予定、実施している意見提出手続の内容、実施した意見提出手続の際の意見の内容と市の考え方	

7. 貴市における市民参加を推進する上でとくに今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。
なし

8. 貴市において市民参加を考えるにあたって、参考になる、あるいは参考にしている自治体(市だけでなく町村を含めて)を挙げてください。
なし

<h1>室蘭市</h1>	平均値 <b>1.1</b>	項目別平均点比較	
	[担当部局] 市民活動推進課		
	[ホームページ] <a href="http://www.city.muroran.lg.jp/main/org100.html">http://www.city.muroran.lg.jp/main/org100.html</a>		

1 市民参加の制度化プロセスについて	(1) 市民参加を推進する条例や指針等の制定について	平均 <b>3.0</b>
	1 市民参加を推進する条例等の制定はないが、平成20年第1回市議会定例会の市政方針に「多くの市民の声をまちづくりの計画や施策、事業などに活かす市民意見公募制度の導入については、市民の意見をいただきながら、制度化に向けて取り組む」とし、平成21年度実施に向け検討中である。	平均 <b>2.7</b>
	(2) 制度を策定するプロセスへの市民参加の状況について 0 条例及び規定等の策定が行われていない。	平均 <b>2.9</b>

2. 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	(1) 市民参加を推進するための庁内体制について	平均 <b>1.7</b>
	1 市民意見公募制度の導入検討に当たっては、「協働のまちづくり指針」に基づき、協働の推進や多分野にまたがる政策課題の調整・推進を図るため、庁内関係部署により設置した「室蘭市まちづくり・市民活動推進本部」にて随時協議していく予定。	平均 <b>1.5</b>
	(2) 職員の育成や能力の向上をさせる体制について 0 現在のところ、特に何もしていない。	平均 <b>1.4</b>

室蘭市

3. 制度を浸透させるための具体的方策について	(1) 行政情報の発信について		平均
	2	パブリックコメントの制度化(要綱等の制定)は未済だが、各種計画等の策定時には、策定状況に合わせ、随時、市民参加(市民説明会やアンケートなど)に関する情報を広報紙やホームページ等に掲載している。	3.7
	(2) 市民参加手法の整備について		平均
	1	首長への手紙等市民からの意見を言える窓口を常設(広聴担当課)しているほか、市が実施している施策やまちづくり事業などについて市職員が出向き、市民の意見を聴きながら、知りたい情報を提供して、市民と一緒にまちづくりを進めていくことを目的とした「まちづくり出前講座」を要綱で定め実施している。	2.7
	(3) 審議会等委員の選任方法		
	ア) 審議会等委員への公募市民の選任について		平均
	2	市政に市民参加の場を拡大し、意思決定過程に広く市民意見を反映するため、「室蘭市審議会等の設置及び運営に関する要綱」において、「委員総数の20%以上を市民公募委員となるよう努めること」と規定しているところであるが、H20.4.1現在において市全体では目標は達成されていない。	2.2
	イ) 審議会等委員への女性の登用率について		平均
	3	「室蘭市男女平等参画基本計画」に基づく女性登用推進のため、「室蘭市審議会等の設置及び運営に関する要綱」において、「委員総数の30%以上を女性委員となるよう努めること」と規定しているところであるが、H20.4.1現在において市全体では17.7%となっている。	3.3
	ウ) 審議会等委員の選考機関への市民参加について		平均
0	審議会等委員の選考機関はない。	0.5	
(4) 市民参加手続のふりかえりについて		平均	
0	市民参加手続のふりかえりは実施していない。	1.2	
4. 総合計画と行政評価への市民参加	(1) 総合計画への市民参加		平均
	3	第5次室蘭市総合計画(H20~H29)の策定に当たっては、市内の各種団体等から推薦を受けた者(8名)で構成する、「第4次室蘭市総合計画新基本計画検討委員会」(要綱設置)において、十分な協議・検討を加え策定した。	4.5
(2) 行政評価への市民参加		平均	
3	平成15年度から行政評価のうち事務事業評価(内部評価)を実施している。	3.1	
5. 地域社会への市民参加の取り組みについて		平均	
0	地域協議会の設置を検討していない。	1.1	

6. ホームページの活用について	(1) ホームページは発見しやすいか？	平均
	○ ホームページに全庁的な「市民参加」のページがない。(ただし、各種計画等策定時において、市民説明会やアンケート等を実施する場合は個別に随時掲載)	2.3
	(2) ホームページからどんな情報が入手できるか？	
	ホームページから「市民参加」の情報が入手できない。(ただし、各種計画等策定時において、市民説明会やアンケート等を実施する場合は個別に随時、案件名や市民参加方法・内容等の情報を掲載)	

7. 貴市における市民参加を推進する上でとくに今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

○市民意見公募(パブリックコメント)の制度化(要綱等の制定)...本市では、市民参加による「協働のまちづくり」を推進するため、各種計画の策定等に当たっては、市民説明会や市民アンケート等を積極的に行なっているが、現在、市民参加等における市としての統ルールがない現状にある。したがって、今後、さらにより多くの市民意見をまちづくりに反映させるため、市民意見公募の制度化(要綱等の制定)を検討する。

8. 貴市において市民参加を考えるにあたって、参考になる、あるいは参考にしている自治体(市だけでなく町村を含めて)を挙げてください。

○道内・外の先進都市

# 釧路市

<h2>釧路市</h2>	平均値 <b>3.4</b>	項目別平均点比較		
	[担当部局] 企画財政部 企画課 企画担当			
	[ホームページ] <a href="http://www.city.kushiro.hokkaido.jp/">http://www.city.kushiro.hokkaido.jp/</a>			

1 市民参加の制度化プロセスについて	(1) 市民参加を推進する条例や指針等の制定について	平均
	<b>4</b> 市民意見提出手続条例(パブリックコメント)を平成19年2月制定。市民と協働するまちづくり推進指針を平成20年3月に全面改定。	3.0
	(2) 制度を策定するプロセスへの市民参加の状況について	平均
4	特に重要な案件については、中間・最終提言等は市民委員会等が作成し、それを基にした行政素案はパブリックコメントを実施するほか、必要に応じて議会に提案を行う。	2.7
	(3) 市民参加の制度化プロセスの情報提供について	平均
6	特に重要な案件については、多様な方法(ホームページ、広報誌、本庁舎・支所の情報コーナー、報道等)で、策定委員会等の開催予定、議事録・議事要旨、会議資料等を提供している。	2.9

2. 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	(1) 市民参加を推進するための庁内体制について	平均
	<b>3</b> 全市的な懸案事項等を協議、検討する場として「各部庶務担当課長会議」を設置し、市民協働として現在すでに取り組んでいるものを含め、今後より進めていくための協議を行っている。	1.7
	(2) 職員の育成や能力の向上をさせる体制について	平均
1	ホームページや庁内LANIに「市民と協働するまちづくり推進指針」を掲載している。	1.5
(3) 庁内における市民参加の実践事例の共有及び活用について	平均	
1	各部においてとりまとめている。	1.4

3. 制度を浸透させるための具体的方策について	(1) 行政情報の発信について	平均
	4 自治体のホームページと広報誌でパブリックコメントの募集情報とその結果について市民に情報提供をしている。さらに、審議会等の開催予定と議事録や議事要旨、資料について市民に情報提供をしている。	3.7
	(2) 市民参加手法の整備について	平均
	6 ワークショップや市民説明会などの開催とともにパブリックコメント制度を条例で定めている。	2.7
	(3) 審議会等委員の選任方法	
	ア) 審議会等委員への公募市民の選任について	平均
	2 公募委員については、各課において対応しており、現在、多くの審議会において公募市民が選任されていますが、現行の登用比率は4.7%です。	2.2
	イ) 審議会等委員への女性の登用率について	平均
	4 「くしろ男女平等参画プラン」において、女性の登用割合については40%の目標値を設定し、現行の実績登用率は25%です。	3.3
	ウ) 審議会等委員の選考機関への市民参加について	平均
0 審議会等委員の選考については、都度、関係部署により実施されるが、市民参加はない状況にある。	0.5	
(4) 市民参加手続のふりかえりについて	平均	
0 市民参加手続のふりかえりを実施していない。	1.2	

4. 総合計画と行政評価への市民参加	(1) 総合計画への市民参加	平均
	5 広く市民の意見を聞くため、総合計画の策定に関する規則及び釧路市まちづくり市民委員会規則を定め、公募により市民委員を募集し、まちづくり市民委員会の提言を受けている。 このほか各種市民団体や住民との懇談会、またアンケート調査等により、一層の市民意見の反映させる機会を設けている。	4.5
(2) 行政評価への市民参加	平均	
3 平成12年度から16年度まで行政評価を実施してきたが、合併により一時中断し、平成19年度より再開しました。	3.1	

5. 地域社会への市民参加の取り組みについて		平均
5	市長の附属機関として公募市民等で組織される「釧路市地域協議会」が市内3か所に設置され、総合計画に関する事、地域固有の事務事業に関する事、市民協働の推進に関する事、また、地域に必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べる事ができる仕組みが作られている。	1.1

6. ホームページの活用について	(1) ホームページは発見しやすいか？	平均
	6 「市民参加」などのキーワードでトップページから1クリックで該当ページが開ける。見つけやすい工夫や配慮がされている。	2.3
	(2) ホームページからどんな情報が入手できるか？	
	釧路市民意見提出手続(パブリックコメント)による意見募集 市民と協働するまちづくり推進指針 市民団体協働補助金	

7. 貴市における市民参加を推進する上でとくに今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。
なし

8. 貴市において市民参加を考えるにあたって、参考になる、あるいは参考にしている自治体(市だけでなく町村を含めて)を挙げてください。
なし

<h1>帯広市</h1>	平均値	項目別平均点比較	
	3.2		
	[担当部局] 帯広市市民活動推進課		
[ホームページ] <a href="http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/">http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/</a>			

1 市民参加の制度化プロセスについて	(1) 市民参加を推進する条例や指針等の制定について	平均	
	5	帯広市まちづくり基本条例の施行が平成19年4月にされている。	3.0
	(2) 制度を策定するプロセスへの市民参加の状況について	平均	
6	まちづくり基本条例の制定にあたり、まず市民検討委員会を設置し、条例の内容等についての提言を得た。この提言をもとに、庁内検討委員会で条例素案をまとめ、パブリックコメントを実施した後、議会提案し、可決・成立した。	2.7	
(3) 市民参加の制度化プロセスの情報提供について	平均		
5	市民検討委員会等の検討状況(開催予定、会議録、資料等)は、随時、ホームページにて公開したほか、庁内でも情報を共有した。	2.9	

2. 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	(1) 市民参加を推進するための庁内体制について	平均	
	3	まちづくり基本条例の規定に沿った行政運営をすすめるために、庁内で推進委員会を設置・随時開催し、条例に基づく取り組みの進捗管理を行なっている。	1.7
	(2) 職員の育成や能力の向上をさせる体制について	平均	
2	市民協働のマニュアル作成配布。	1.5	
(3) 庁内における市民参加の実践事例の共有及び活用について	平均		
4	各課の市民協働の実践事業をとりまとめてホームページに掲載。	1.4	

# 帯広市

3. 制度を浸透させるための具体的方策について	(1) 行政情報の発信について	平均
	3 自治体のホームページでパブリックコメントの募集情報とその結果について市民に情報提供をしている。	3.7
	(2) 市民参加手法の整備について	平均
	2 パブリックコメント制度が要綱で定められている。	2.7
	(3) 審議会等委員の選任方法	
	ア) 審議会等委員への公募市民の選任について	平均
	2 全委員数に占める公募委員の割合は、5.3%であった(平成19年8月現在、常設31審議会)。	2.2
	イ) 審議会等委員への女性の登用率について	平均
	4 審議会委員への女性委員の登用率は、平均で31.5%であった(平成20年3月現在、常設31審議会)。	3.3
	ウ) 審議会等委員の選考機関への市民参加について	平均
0 審議会等委員の選考機関はない。	0.5	
(4) 市民参加手続のふりかえりについて	平均	
2 各課において市民参加の見直し等は適時行っている。	1.2	
4. 総合計画と行政評価への市民参加	(1) 総合計画への市民参加	平均
	6 帯広市総合計画策定審議会条例では、「審議会は、委員30名以内をもって組織し、その委員は、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。」とあり、委員の一部は公募制をとっている。	4.5
	(2) 行政評価への市民参加	平均
3 総合計画の政策等を成果指標の達成度や市民満足度などを用いて、成果重視の視点から総合的に進捗状況を評価する「政策・施策評価」(内部評価)を試行的に導入し、総合計画の推進を図っている。	3.1	
5. 地域社会への市民参加の取り組みについて	平均	
0 地域協議会の設置を検討していない。	1.1	

6. ホームページの活用について	(1) ホームページは発見しやすいか？	平均
	<p>4</p> <p>トップページからは「帯広まちづくり」のページから、「市民参加とパブリックコメント制度」にたどり着ける。</p>	2.3
	(2) ホームページからどんな情報が入手できるか？	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民協働指針、事例の紹介</li> <li>・市民が提案実施する「協働のまちづくり」事業</li> <li>・市民活動団体「ボランティア、NPO等」情報</li> </ul>	

7. 貴市における市民参加を推進する上でとくに今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。
市民活動に関する情報のネットワーク化

8. 貴市において市民参加を考えるにあたって、参考になる、あるいは参考にしている自治体(市だけでなく町村を含めて)を挙げてください。
なし

北見市

<h1>北見市</h1>	平均値 <b>2.1</b>	項目別平均点比較	
[担当部局] 企画財政部企画課			
[ホームページ] <a href="http://www.city.kitami.lg.jp/kikaku/matijou/matijou.htm">http://www.city.kitami.lg.jp/kikaku/matijou/matijou.htm</a>			

1 市民参加の制度化プロセスについて	(1) 市民参加を推進する条例や指針等の制定について	平均
	<b>3</b> (仮称)まちづくり条例の制定に向けて、平成19年度より検討市民会議及び庁内検討会議を設置し、平成21年度本条例の施行を目指している。	3.0
	(2) 制度を策定するプロセスへの市民参加の状況について	平均
	<b>1</b> 現在、(仮称)まちづくり条例検討市民会議(公募委員2名を含む)を設置し条例制定に向けた検討をしている。	2.7
2 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	(3) 市民参加の制度化プロセスの情報提供について	平均
	<b>2</b> 「(仮称)まちづくり条例」について検討市民会議の開催日時等をホームページ及び地元情報紙を通じてお知らせしている。	2.9
	(1) 市民参加を推進するための庁内体制について	平均
	<b>0</b> 市民参加については全庁的な推進体制の整備については未着手である。	1.7
2 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	(2) 職員の育成や能力の向上をさせる体制について	平均
	<b>1</b> 先述の「北見市市民協働推進指針」の策定については、庁内電子掲示板を通じて全職員に周知している。	1.5
	(3) 庁内における市民参加の実践事例の共有及び活用について	平均
2 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	<b>1</b> 担当部署(市民協働推進室)がとりまとめている。 <a href="http://www.city.kitami.lg.jp/katsudou/kyodosuisin.htm">http://www.city.kitami.lg.jp/katsudou/kyodosuisin.htm</a>	1.4

3. 制度を浸透させるための具体的方策について	(1) 行政情報の発信について	平均
	5 ホームページ及び広報紙で意見募集(パブリックコメント)を行い、その結果を公開している。また、一部の審議会や住民懇談会については、その結果等をホームページでお知らせしている。	3.7
	(2) 市民参加手法の整備について	平均
	2 パブリックコメントに関する条例や要綱は定めていない。各種計画策定時などにおいて、市民意見の募集は実施している。市長への手紙(広報紙折込)や市長へのポスト(Web)は設けている。	2.7
	(3) 審議会等委員の選任方法	
	ア) 審議会等委員への公募市民の選任について	平均
	2 審議会等委員に公募市民を選任されている。	2.2
	イ) 審議会等委員への女性の登用率について	平均
	2 「北見市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」では、附属機関等における女性委員の割合が30%以上となるよう努めることとしている。	3.3
	ウ) 審議会等委員の選考機関への市民参加について	平均
0 附属機関等を設置する際、公募委員の選考については個別に選考委員会等を設け(要綱・内規等による)、選考を行っている。	0.5	
(4) 市民参加手続のふりかえりについて	平均	
0 市民参加手続のふりかえりを実施していない。	1.2	
4. 総合計画と行政評価への市民参加	(1) 総合計画への市民参加	平均
	5 現在、新たな総合計画を策定中。策定にあたっては、条例に基づく総合計画審議会(公募市民を含む)で基本構想案等の素案を作成。	4.5
	(2) 行政評価への市民参加	平均
5 北見市は北見市行政評価委員会設置要綱により、行政評価を第三者の立場から充実させ、その客観性及び透明性を確保するため、学識経験者及び専門家による「北見市行政評価委員会」を設置している。委員会は、委員5名以内で組織する。2 委員は、学識経験者及び市在住の専門家等の中から市長が委嘱する。	3.1	

5. 地域社会への市民参加の取り組みについて		平均
5	北見市自治区設置条例(平成18年3月5日施行)により、それぞれの自治区にまちづくり協議会(以下「協議会」という。)が設置されている。協議会の名称は、北見自治区 北見まちづくり協議会 端野自治区 端野まちづくり協議会 常呂自治区 常呂まちづくり協議会 留辺蘂自治区 留辺蘂まちづくり協議会で、協議会を組織する構成員(以下「委員」という。)は、それぞれの自治区ごとに15人以内とする。2 委員は、関係自治区の区域内に住所を有する者で、次に掲げるもののうちから市長が選任する。(1) 関係自治区の区域内の公共的団体が推薦する者(2) 識見を有する者(3) 公募による者(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者となっている。	1. 1
6. ホームページの活用について	(1) ホームページは発見しやすいか？	平均
	0 市民参加の情報は整備していない	2. 3
(2) ホームページからどんな情報が入手できるか？		
7. 貴市における市民参加を推進する上でとくに今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。		
現在、(仮称)まちづくり条例(自治基本条例)の制定に向けて市民会議を中心に検討を進めており、条例制定後は、先に策定している市民協働推進指針と併せて周知・推進していく。		
8. 貴市において市民参加を考えるにあたって、参考になる、あるいは参考にしている自治体(市だけでなく町村を含めて)を挙げてください。		
なし		

<h1>岩見沢市</h1>	平均値 <b>1.6</b>	項目別平均点比較	
	[担当部局] 住民安全安心対策室		
	[ホームページ] <a href="http://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/i/etc/jiti/index.html">http://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/i/etc/jiti/index.html</a>		

1	市民参加の制度化プロセスについて	(1) 市民参加を推進する条例や指針等の制定について	平均
		1 平成20年度の市政方針に「新たな総合計画のもと、住民自治の推進や市民と行政が協働する取り組みを拡充するなど、真の市民参画型の市政運営を基本として、岩見沢市にふさわしい参画と協働のまちづくりを進めます。」と市民参加の基本方針が掲げられている。	3.0
		(2) 制度を策定するプロセスへの市民参加の状況について	平均
		0 条例及び規定等の策定がされていない。	2.7
		(3) 市民参加の制度化プロセスの情報提供について	平均
		0 市民検討委員会等は設置されていない。	2.9

2	制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	(1) 市民参加を推進するための庁内体制について	平均
		0 全庁的な推進体制の整備については、まだ検討されておりません。	1.7
		(2) 職員の育成や能力の向上をさせる体制について	平均
		2 ●職員を対象とした、住民自治説明会を開催した。 ・当市の財政状況と住民自治の必要性 ・市が進めている住民自治とは ●住民自治モデル地区広報誌の庁内回覧	1.5
		(3) 庁内における市民参加の実践事例の共有及び活用について	平均
		2 住民自治の取組については、担当部署で取りまとめを行っており、又モデル地区の取組は、ホームページで公開している。	1.4

# 岩見沢市

3. 制度を浸透させるための具体的方策について	(1) 行政情報の発信について	平均
	3 自治体のホームページでパブリックコメントの募集情報とその結果について市民に情報提供をしている。	3.7
	(2) 市民参加手法の整備について	平均
	2 条例又は要綱で定められていないが、パブリックコメントが行われている。	2.7
	(3) 審議会等委員の選任方法	
	ア) 審議会等委員への公募市民の選任について	平均
	2 審議会等委員に公募市民を選任されている。	2.2
	イ) 審議会等委員への女性の登用率について	平均
	4 審議会等委員に女性が選任されている比率が全体の27%である。	3.3
	ウ) 審議会等委員の選考機関への市民参加について	平均
0 審議会等委員の選考機関はない。	0.5	
(4) 市民参加手続のふりかえりについて	平均	
0 市民参加手続のふりかえりを実施していない。	1.2	
4. 総合計画と行政評価への市民参加	(1) 総合計画への市民参加	平均
	5 新岩見沢市総合計画策定市民会議設置要綱に基づき公募市民6名を含む19名により平成19年7月から平成20年3月まで総合計画のまとめが行われた。	4.5
(2) 行政評価への市民参加	平均	
2 行政評価(内部評価)の実施を検討している。	3.1	
5. 地域社会への市民参加の取り組みについて	平均	
0 地域協議会の設置を検討していない。	1.1	

6. ホームページの活用について	(1) ホームページは発見しやすいか？	平均
	<p>2</p> <p>トップページの「住民自治の推進」から類推すれば、「市民参加」にたどり着ける。しかし、パブリックコメントの募集状況や審議会の開催日程・議事録等「市民参加」の具体的情報が少ない。</p>	2.3
	(2) ホームページからどんな情報が入手できるか？	
	<p>住民自治の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な考え方</li> <li>・これまでの取り組み</li> <li>・モデル地区の取り組み</li> <li>・ご意見</li> </ul>	

7. 貴市における市民参加を推進する上でとくに今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。
なし

8. 貴市において市民参加を考えるにあたって、参考になる、あるいは参考にしている自治体(市だけでなく町村を含めて)を挙げてください。
なし

# 網走市

<h2 style="font-size: 2em;">網走市</h2>	平均値 <span style="font-size: 2em; background-color: black; color: white; padding: 5px;">1.2</span>	項目別平均点比較	<p style="text-align: right;">点線が平均値</p>	
	[担当部局] 企画総務部企画調整課企画係			
	[ホームページ] <a href="http://www.city.abashiri.hokkaido.jp/">http://www.city.abashiri.hokkaido.jp/</a>			

1 市民参加の制度化プロセスについて	(1) 市民参加を推進する条例や指針等の制定について	平均 <span style="font-size: 2em; background-color: black; color: white; padding: 5px;">3.0</span>
	(2) 制度を策定するプロセスへの市民参加の状況について	平均 <span style="font-size: 2em; background-color: black; color: white; padding: 5px;">2.7</span>
	(3) 市民参加の制度化プロセスの情報提供について	平均 <span style="font-size: 2em; background-color: black; color: white; padding: 5px;">2.9</span>

2. 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	(1) 市民参加を推進するための庁内体制について	平均 <span style="font-size: 2em; background-color: black; color: white; padding: 5px;">1.7</span>
	(2) 職員の育成や能力の向上をさせる体制について	平均 <span style="font-size: 2em; background-color: black; color: white; padding: 5px;">1.5</span>
	(3) 庁内における市民参加の実践事例の共有及び活用について	平均 <span style="font-size: 2em; background-color: black; color: white; padding: 5px;">1.4</span>

3. 制度を浸透させるための具体的方策について	(1) 行政情報の発信について		平均
	2	自治体の広報誌で市民に行政情報を提供している。	3.7
	(2) 市民参加手法の整備について		平均
	1	首長への手紙等市民からの意見を言える窓口が設けられている。	2.7
	(3) 審議会等委員の選任方法		
	ア) 審議会等委員への公募市民の選任について		平均
	2	審議会の性質により委員として公募を規定していないものもあるため。基本的に、公募委員を登用するようにしている。	2.2
	イ) 審議会等委員への女性の登用率について		平均
	4	平成18年度実績で25%	3.3
	ウ) 審議会等委員の選考機関への市民参加について		平均
0	選考機関は無いが、「網走市附属機関等の設置運営に関する基準」によって各所管で選考している。(基準は、重複制限、女性登用率、通算期間制限など)	0.5	
(4) 市民参加手続のふりかえりについて		平均	
0	市民参加手続のふりかえりを実施していない。	1.2	
4. 総合計画と行政評価への市民参加	(1) 総合計画への市民参加		平均
	4	網走市附属機関条例別表では、網走市総合計画審議会は25名以内で、その構成は・学識経験者・民間諸団体の代表者・市民からの公募による者・その他市長が必要と認める者となっており、公募市民が参加している。	4.5
	(2) 行政評価への市民参加		平均
3	事務事業評価を内部で実施している。	3.1	
5. 地域社会への市民参加の取り組みについて		平均	
0	行政が設置した協議会が無いが、町内会組織で単位町内会が小若しくは中学校区単位で地区連合町内会、市全域では町内会連合会が組織されている。毎年、概ねその単位で、市長及び部課長が出席して各地区のまつくり推進住民会議を実施している。(H <sup>19</sup> 10箇所)	1.1	

# 網走市

6. ホームページの活用について	(1) ホームページは発見しやすいか？	平均
	<input type="radio"/> 市民活動センターなど各施策又は所管分野の中に情報が掲載されている。 市民参加を取りまとめたページは無い。	2.3
	(2) ホームページからどんな情報が入手できるか？	
	ボランティア活動(市民活動、子育てサポート、など)や各種審議会の募集(時期による)、社会教育教室の参加案内等。	

7. 貴市における市民参加を推進する上でとくに今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

公共サービスの提供主体が、行政だけではなく、会社や住民から提供されるサービスも多くある。今後は、行政だけが公共サービスを提供するのではなく、自助、互助、公助の役割も理解しつつ、行政と市民の信頼を高めていくことが必要である。そのためには、様々な人や団体とまちづくりについて話し合い、助け合って創り上げていくことが必要である。その結果、市民や団体に理解され信頼されたならば、その広がりは確実に市民全体に展開すると考えている。

8. 貴市において市民参加を考えるにあたって、参考になる、あるいは参考にしている自治体(市だけでなく町村を含めて)を挙げてください。

栃木県宇都宮市、益子町など栃木県内  
 広島県安芸高田市など

<h1>苫小牧市</h1>	平均値 <b>3.1</b>	項目別平均点比較	
	[担当部局] 企画調整部都市開発室 企画課分権評価推進主幹		
	[ホームページ] <a href="http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/">http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/</a>		

1 市民参加の制度化プロセスについて	(1) 市民参加を推進する条例や指針等の制定について	平均
	<b>5</b> 本市自治基本条例の規定に基づき、市民参加条例(仮称)の策定に取り組中です。(平成20年9月議会に提案予定)	3.0
	(2) 制度を策定するプロセスへの市民参加の状況について	平均
2 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	<b>6</b> 提言をまとめた懇話会では、市民説明会、パブリックコメント、市議会議員及び職員との意見交換を実施した。また、提言をもとに市がまとめた行政素案についても、市民説明会、パブリックコメント、市議会議員及び職員との意見交換を実施しました。	2.7
	(3) 市民参加の制度化プロセスの情報提供について	平均
	<b>6</b> ホームページや広報誌、地元新聞で、まちづくり基本条例等検討懇話会の開催予定・議事録・会議資料等の情報を公開しています。	2.9

2 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	(1) 市民参加を推進するための庁内体制について	平均
	<b>1</b> 市民参加を推進するための特別な体制は設けておりません。当職の所管事項として、自治基本条例に基づく市民自治のまちづくりの一環として市民参加の推進に取り組んでおり、市民参加条例の策定に取り組中です。	1.7
	(2) 職員の育成や能力の向上をさせる体制について	平均
2 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	<b>2</b> 市民参加の考え方と取組の予定について全職員に向けて電子掲示板で自治基本条例の説明資料を掲示するとともに、全職員を対象に説明会を開催しました。	1.5
	(3) 庁内における市民参加の実践事例の共有及び活用について	平均
	<b>1</b> 市民参加担当部署において市民参加事例のとりまとめを行っています。	1.4

苦小牧市

3. 制度を浸透させるための具体的方策について	(1) 行政情報の発信について		平均
	5	自治体のホームページと広報誌でパブリックコメントの募集情報とその結果について市民に情報提供をしている。さらに、各種審議会等の開催予定とその結果及び会議の概要等を公表し、情報提供しています。	3.7
	(2) 市民参加手法の整備について		平均
	3	首長への手紙等市民からの意見を伝える窓口「まちづくり提案箱」を設置しています。また、現在、市民参加条例案の取りまとめを行っているが、この中で具体的に意見交換会(ワークショップ)、説明会、パブリックコメントを行っています。	2.7
	(3) 審議会等委員の選任方法		
	ア) 審議会等委員への公募市民の選任について		平均
	2	審議会等の委員総数837名中公募委員数は85名で10.15%	2.2
	イ) 審議会等委員への女性の登用率について		平均
	4	審議会等の委員総数649名中女性委員数は163名で25.1%	3.3
	ウ) 審議会等委員の選考機関への市民参加について		平均
0	審議会等委員の選考機関はありません。	0.5	
(4) 市民参加手続のふりかえりについて		平均	
4	公募市民を含む市民自治推進会議(市長の附属機関)において「市民自治のまちづくり推進計画」の執行状況を審議する中で、市民参加の取組についても審議され、その結果は、市民自治推進会議の資料とともにホームページで公表しています。	1.2	
4. 総合計画と行政評価への市民参加	(1) 総合計画への市民参加		平均
	5	苦小牧市総合計画市民懇話会設置要綱では、「苦小牧市総合計画の策定にあたり、市民の意見を反映させた市民参加型の計画づくりを行うため、苦小牧市総合計画市民懇話会(以下「市民懇話会」という。)を設置する。」「市民懇話会は、次にあげる者のうち15名以内で組織し、市長が委嘱する。(1)公募により選出された市民 (2)団体からの推薦者(3)市で選考した者」公募市民が参加して総合計画の策定をしています。	4.5
(2) 行政評価への市民参加		平均	
2	行政評価については、14～17年度と事務事業評価を実施してきたが、平成18年度からスタートした第五次総合計画の改定に合わせて総合計画の進捗管理に生かすため、施策評価について検討を行っており、事務事業評価については休止中です。外部評価については実施していません。	3.1	

5. 地域社会への市民参加の取り組みについて	平均
0 地域社会に対する市民参加の在り方については検討しておりますが、地域協議会が最適の方法か結論が出ていません。	1.1

6. ホームページの活用について	(1) ホームページは発見しやすいか？	平均
	3 トップページのメニューには「市民参加」の項目がないが、部局名やメニューから類推すれば、「市民参加」の情報にたどり着ける。「市民参加」のページは検討中。	2.3
	(2) ホームページからどんな情報が入手できるか？	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民参加条例制定の取組み <ul style="list-style-type: none"> <li>・9月17日(月)に市民参加フォーラムを開催しました。</li> <li>・10月13日から行う市民参加ワークショップの参加者を募集しました。</li> <li>・市民参加ワークショップを開催しています。</li> </ul> </li> <li>●住民投票制度について <ul style="list-style-type: none"> <li>住民投票制度の論点を中心に、市民、議会、職員等による議論を積み重ね、市としての取り組みの方向性を検討していきます。</li> </ul> </li> </ul>	

7. 貴市における市民参加を推進する上でとくに今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市民参加制度に関する市民周知の方法</li> <li>② 市民の参加をどのように確保するか。</li> </ul>

8. 貴市において市民参加を考えるにあたって、参考になる、あるいは参考にしている自治体(市だけでなく町村を含めて)を挙げてください。
道内の先行市の事例を参考にしています。

稚内市

<h1>稚内市</h1>	平均値 <b>3.1</b>	項目別平均点比較	
[担当部局] 政策経営室			
[ホームページ] <a href="http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/section.main/seisaku.keiei/index.htm">http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/section.main/seisaku.keiei/index.htm</a>			

1	市民参加の制度化プロセスについて	(1) 市民参加を推進する条例や指針等の制定について	平均
	<b>5</b>	平成19年4月から自治基本条例が施行されている。	<b>3.0</b>
	(2) 制度を策定するプロセスへの市民参加の状況について	平均	
<b>3</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例審議会案の答申作成にあたり、委員が作成した。</li> <li>・素案の参考にするため、市民ワークショップ、高校生を対象としたワークショップを行った。</li> <li>・自治基本条例審議会案の答申作成にあたり、委員が作成した。</li> <li>・素案の参考にするため、市民ワークショップ、高校生を対象としたワークショップを行った。</li> </ul>	<b>2.7</b>	
(3) 市民参加の制度化プロセスの情報提供について	平均		
<b>5</b>	ホームページで、市民検討委員会等(例:市民懇話会)の開催予定・議事録・会議資料等の情報を公開している。	<b>2.9</b>	

2	制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	(1) 市民参加を推進するための庁内体制について	平均
	<b>3</b>	年1~2回程度、市民・職員を対象にした「まちづくりセミナー」を開催している。	<b>1.7</b>
	(2) 職員の育成や能力の向上をさせる体制について	平均	
<b>3</b>	全職員に自治基本条例の理念について説明している。	<b>1.5</b>	
(3) 庁内における市民参加の実践事例の共有及び活用について	平均		
<b>1</b>	まちづくりセミナーの内容をとりまとめている。	<b>1.4</b>	

3. 制度を浸透させるための具体的方策について	(1) 行政情報の発信について	平均	
	3	・広報誌にパブリックコメントの募集情報を掲載しているが、結果については掲載していない。 ・HP上で審議会の開催予定、議事録、資料を公開している。	3.7
	(2) 市民参加手法の整備について	平均	
	5	「稚内市住民投票に関する条例」を制定した。(平成20年4月1日施行)	2.7
	(3) 審議会等委員の選任方法		
	ア) 審議会等委員への公募市民の選任について	平均	
	2	公募委員の比率は5.5%である。	2.2
	イ) 審議会等委員への女性の登用率について	平均	
	3	女性委員の比率は19.2%である。	3.3
	ウ) 審議会等委員の選考機関への市民参加について	平均	
3	稚内市審議会等の設置及び運営に関する規程では「稚内市公募委員選考委員会」は委員長は、副市長をもって充てる。委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。(1) 総務部長 (2) 総務部副部長 (3) 政策経営室長(4) 秘書人事課長 (5) 総務課長 (6) 公募を行う審議会等を所管する部長及び課長とある。したがって、審議会等委員の選考機関(条例・規則)の制度がある。	0.5	
(4) 市民参加手続のふりかえりについて	平均		
0	市民参加手続のふりかえりを実施していない。	1.2	
4. 総合計画と行政評価への市民参加	(1) 総合計画への市民参加	平均	
	4	・審議会の公募市民は7名である。 ・庁内の総合計画策定委員が作成した「素案」を審議会で審議している。策定委員会では審議会の意見をフィードバックし、「素案」に加筆・修正などを行い、民意を反映させている。	4.5
	(2) 行政評価への市民参加	平均	
	4	・H16年度から事務事業評価を実施(試行)、H18年度から全事務事業について評価を実施しているが、公表はしていない。 ・H21年度からの新総合計画より外部評価の実施を検討している。	3.1

<p>2</p>	<p>5. 地域社会への市民参加の取り組みについて</p> <p>稚内市は地域の抱える様々な問題をテーマとした地域の皆さんの自主的な検討組織として「まちづくり委員会」の設立をしてきた。平成12年度からスタートし、平成14年度で15地区全てで委員会が設置されている。「まちづくり委員会」は地域の抱える問題を地域住民が自ら考え、行政と一体となり解決策を見だし、市政に反映させていくことを目的に組織されます。まちづくり委員会の基本的な役割としては、1.様々なテーマを設定し地域の主体的なまちづくりを推進2.地域の皆さんと地域担当員(市職員)の連携の場 3.地域の皆さんと行政の交流、情報交換の場 4.地域の意見や提言を市政に反映させる場など</p>	<p>平均</p> <p>1.1</p>
<p>6. ホームページの活用について</p>	<p>(1) ホームページは発見しやすいか？</p> <p>4</p> <p>トップページ「働く・参加する・まちづくり」の「住民参加・まちづくり」から2クリックで該当ページが開ける。しかし、「市民参加」の情報が整理されていない。</p> <p>(2) ホームページからどんな情報が入手できるか？</p> <p>まちづくり出前講座、パブリックコメント、総合計画、住民投票に関する条例、まちづくり寄附条例</p>	<p>平均</p> <p>2.3</p>
<p>7. 貴市における市民参加を推進する上でとくに今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。</p> <p>市民参加、市民協働を推進するにあたっては、市民等の意識の向上もさることながら、市職員側の意識改革、意識の向上が重要と考えるが、本市では職員の意識改革を促すような仕組み・制度が整っていない。(協働に関する研修の実施、情報等の蓄積・共有など)また組織体制においても、明確に「市民参加」「市民協働」を担当する部署が存在しないが、「協働のまちづくり」を推進し、定着させるためには、中心となって取り進める専門部署の設置が必要になるのではないかと考えている。</p>		
<p>8. 貴市において市民参加を考えるにあたって、参考になる、あるいは参考にしている自治体(市だけでなく町村を含めて)を挙げてください。</p> <p>なし</p>		

<h1>美唄市</h1>	平均値	項目別平均点比較	
	3.1		
	[担当部局] 総務部地域経営室協働推進グループ		
[ホームページ] <a href="http://www.city.bibai.hokkaido.jp/">http://www.city.bibai.hokkaido.jp/</a>			

1 市民参加の制度化プロセスについて	(1) 市民参加を推進する条例や指針等の制定について	平均	
	5	「美唄市まちづくり基本条例」を平成19年3月27日に公布し、同年9月1日から施行している。	3.0
	(2) 制度を策定するプロセスへの市民参加の状況について	平均	
6	美唄市わたしたちの自治検討委員会による「最終報告書」をもとに、市で「条例(素案)」を作成し、市民意見募集を実施した後に、「条例(案)」として市議会に提案した。	2.7	
(3) 市民参加の制度化プロセスの情報提供について	平均		
5	ホームページで、市民検討委員会等の開催予定・議事録・会議資料等の情報を公開している。	2.9	

2 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	(1) 市民参加を推進するための庁内体制について	平均	
	2	市民参加を推進するため、平成19年2月に「協働のまちづくり指針」を策定している。	1.7
	(2) 職員の育成や能力の向上をさせる体制について	平均	
2	基本条例を制定する段階で、全職員を対象にした研修会を開催し条例内容の説明を行うとともに、資料に関しては庁内LANにより全職員がいつでも閲覧できるようにしている。	1.5	
(3) 庁内における市民参加の実践事例の共有及び活用について	平均		
2	協働のまちづくり指針の中で事例集を作成し、公表している。	1.4	

美 唄 市

3. 制度を浸透させるための具体的方策について	(1) 行政情報の発信について	平均	
	5	市のホームページと広報誌でパブリックコメントの募集情報とその結果について市民に情報提供をしている。また、審議会等の開催予定と議事録・資料についても市のホームページで情報提供している。	3.7
	(2) 市民参加手法の整備について	平均	
	6	市にとって重要な条例や計画を制定・策定する際は、まちづくり地区懇談会(市民説明会)とパブリックコメント等を組み合わせて市民参加を行っている。	2.7
	(3) 審議会等委員の選任方法		
	ア) 審議会等委員への公募市民の選任について	平均	
	2	審議会等委員に公募市民を選任している。	2.2
	イ) 審議会等委員への女性の登用率について	平均	
	3	審議会等委員に女性が選任されている比率が全体の16.7%である。(平成20年4月1日現在～道からの調査で報告済みの比率)	3.3
	ウ) 審議会等委員の選考機関への市民参加について	平均	
0	審議会等委員の選考機関はない。	0.5	
(4) 市民参加手続のふりかえりについて	平均		
0	市民参加手続のふりかえりを実施していない。	1.2	
4. 総合計画と行政評価への市民参加	(1) 総合計画への市民参加	平均	
	3	総合計画審議会に関しては、同上のとおり委員構成で審議しているが、計画を策定する際には、公募市民により「まちづくり委員会」を組織し、計画に関する調査・検討を行い「提言書」をいただいている。	4.5

	<p>(2) 行政評価への市民参加</p> <p>6</p> <p>美唄市事務事業評価システム実施要綱によれば、「(事務事業の評価)第4条 実施機関の各所属長は、その所管する事務事業について毎年度一次評価を行う。2 一次評価の結果について、全庁的な視点に立った二次評価を行うため美唄市事務事業評価チーム(以下「評価チーム」という。)を設置する。3 評価チームは、次の各号に掲げる職にある者で構成する。(1) 地域経営室長(2) 財政課長(3) 総務課長(4) 地域経営室主幹(地域経営担当)」と内部評価となっている。「事務事業評価」「施策評価」「まちづくり評価」の3階層による評価システムを採っており、「事務事業評価」と「施策評価」は市による内部評価として毎年度、「まちづくり評価」は外部評価(市民評価)により3年に1回実施しています。美唄市事務事業評価システム実施要綱では、「実施機関は、政策について3年ごとにまちづくり評価(政策に関する評価をいう。)を行う。2 前項の評価は、外部評価により行うものとする。」「評価結果は、総合計画の推進管理、政策検討・重点施策などの政策展開、予算編成、組織機構整備、事務改善等市政のあらゆる分野に活用させるものとする。」とある。美唄市まちづくり評価委員会設置要綱では、「美唄市が実施するまちづくり評価(事務事業評価システム実施要綱第2条第4号に規定する「政策」に関する評価をいう。以下同じ。)に関し、市民の視点で行うことを目的として、美唄市まちづくり評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。」「委員会は、委員11人以内をもって組織し、美唄市の公募に応募し、市長が委嘱する者をもって構成する。」とある。</p>	<p>平均</p> <p>3.1</p>
--	---	----------------------

	<p>5. 地域社会への市民参加の取り組みについて</p> <p>0</p> <p>平成16年3月に策定した「美唄市地域福祉計画」の第5章「課題への取組み」において、地域の課題解決に必要な取組みを進めるため、地域住民の発意による地域協議会を立ち上げることが明記されているが、現在のところ設置はされていない。</p>	<p>平均</p> <p>1.1</p>
--	---	----------------------

<p>6. ホームページの活用について</p>	<p>(1) ホームページは発見しやすいか?</p> <p>3</p> <p>トップページのメニューに「パブリックコメント」の表示があり、募集状況や結果は掲載している。「市民参加」の情報については、トップページの「市政に関する情報」や「組織一覧」から類推するとたどり着ける。</p>	<p>平均</p> <p>2.3</p>
	<p>(2) ホームページからどんな情報が入手できるか?</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり評価、施策評価、事務事業評価の結果</li> <li>・パブリックコメント手続実施状況・結果</li> <li>・市民アンケート実施結果</li> <li>・まちづくり地区懇談会の開催結果</li> </ul>	

<p>7. 貴市における市民参加を推進する上でとくに今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意識の高揚</li> <li>・市民に対する周知不足</li> <li>・参加する市民が固定化されないよう、参加できる機会を拡大していく</li> <li>・協働支援組織を構築していく(ネットワーク、コーディネート等)</li> </ul>

<p>8. 貴市において市民参加を考えるにあたって、参考になる、あるいは参考にしている自治体(市だけでなく町村を含めて)を挙げてください。</p>
<p>なし</p>

# 芦別市

<h2>芦別市</h2>	平均値 <b>1.7</b>	項目別平均点比較	
[担当部局] 総務部企画課まちづくり推進係			
[ホームページ] <a href="http://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/">http://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/</a>			

1 市民参加の制度化プロセスについて	(1) 市民参加を推進する条例や指針等の制定について	平均	
	<b>3</b>	平成20年3月市議会(定例会)において、芦別市まちづくり基本条例(案)を提出している。	3.0
	(2) 制度を策定するプロセスへの市民参加の状況について	平均	
<b>4</b>	市民検討委員会より出された提言書を基に、市職員で構成する庁内検討委員会において行政素案を作成。行政素案については、全職員を対象とした説明会において意見を収集し、反映する箇所については、内容を修正している。	2.7	
(3) 市民参加の制度化プロセスの情報提供について	平均		
<b>2</b>	芦別市まちづくり基本条例市民検討委員会の検討経緯は広報紙にのみ公開している。	2.9	

2. 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	(1) 市民参加を推進するための庁内体制について	平均	
	<b>1</b>	条例素案について意見収集する目的で職員説明会を実施したが、市民参加を推進するための職員説明については、条例施行前までに実施する。	1.7
	(2) 職員の育成や能力の向上をさせる体制について	平均	
<b>3</b>	条例素案を説明し意見を収集するため、全職員を対象とした説明会を実施した。	1.5	
(3) 庁内における市民参加の実践事例の共有及び活用について	平均		
<b>0</b>	特に何もしていない。	1.4	

3. 制度を浸透させるための具体的方策について	(1) 行政情報の発信について	平均
	2 市広報紙を通じて行政情報を提供している。	3. 7
	(2) 市民参加手法の整備について	平均
	1 「市長への手紙」「市長へのメール」及び「市長へのファクシミリ」を実施している。	2. 7
	(3) 審議会等委員の選任方法	
	ア) 審議会等委員への公募市民の選任について	平均
	2 本市において公募市民を選任している審議会は、39審議会中6審議会(15.4%)にのぼる。ただし、公募枠は設置しているものの、現在、委員を募集していなかったり応募者がいなかったりする審議会を含めると11審議会(28.2%)になる。	2. 2
	イ) 審議会等委員への女性の登用率について	平均
	2 現在、一部の審議会等において女性の公募委員を選任している。	3. 3
	ウ) 審議会等委員の選考機関への市民参加について	平均
0 審議会等委員の選考機関は設置していない。	0. 5	
(4) 市民参加手続のふりかえりについて	平均	
0 現在、市民参加手続のふりかえりは実施していない。	1. 2	
4. 総合計画と行政評価への市民参加	(1) 総合計画への市民参加	平均
	5 市民公募者を組織に入れるため、平成11年1月に条例改正を行い、「その他市長が認める者」の項目を追加し、平成11年の前回策定時に3名の公募者を入れたところである。また、本市は、計画策定時のみ条例によって審議会を構成している。	4. 5
(2) 行政評価への市民参加	平均	
2 行政評価(内部評価)の実施を検討している。	3. 1	
5. 地域社会への市民参加の取り組みについて	平均	
0 地域協議会の設置を検討していない。	1. 1	

芦別市

6. ホームページの活用について	(1) ホームページは発見しやすいか？	平均
	 現在、ホームページに「市民参加」のページがない。	2.3
	(2) ホームページからどんな情報が入手できるか？	
	「市民参加」の情報がない。	

7. 貴市における市民参加を推進する上でとくに今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

- ・まちづくり基本条例など情報共有及び市民参加を推進するための制度を整備した段階で、市が市民に対して、制度の理解とまちづくりについて関心を持つことができるための方法
- ・市民が権利と一定の責任を持つことについて
- ・青少年及び子どものまちづくりへの参加

8. 貴市において市民参加を考えるにあたって、参考になる、あるいは参考にしている自治体(市だけでなく町村を含めて)を挙げてください。

帯広市、稚内市、ニセコ町、奈井江町

<h1>江別市</h1>	平均値	項目別平均点比較	
	3.1		
	[担当部局] 江別市企画政策部参事 (市民協働推進担当)		
[ホームページ] <a href="http://www.city.enetsu.hokkaido.jp">http://www.city.enetsu.hokkaido.jp</a>			

1 市民参加の制度化プロセスについて	(1) 市民参加を推進する条例や指針等の制定について	平均	
	3	江別市自治基本条例(仮称)市民懇話会が「江別市自治基本条例(仮称)のあり方に関する提言(最終報告書)」提出を市長にしている。さらに、江別市自治基本条例(仮称)制定審査委員会が条例原案を検討している。	3.0
	(2) 制度を策定するプロセスへの市民参加の状況について	平均	
3	自己採点は「3」としたが、江別市自治基本条例(仮称)市民懇話会では、市の職員もメンバーとして議論に参加してきたほか、議員との意見交換も実施した上で、提言案が作成された。	2.7	
(3) 市民参加の制度化プロセスの情報提供について	平均		
5	ホームページで、市民検討委員会等(例:市民懇話会)の開催予定・議事録・会議資料等の情報を公開している。	2.9	

2 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	(1) 市民参加を推進するための庁内体制について	平均	
	2	計画・実行・評価の各過程への市民参加は、日頃の行政運営の中で庁内に定着してきているが、特に指針等は設けていない。今後の自治基本条例の制定等が市民参加を明確に位置づける契機になるものとする。	1.7
	(2) 職員の育成や能力の向上をさせる体制について	平均	
2	市民参加の重要性について、職員研修や講演等を通じて意識向上を図っている。	1.5	
(3) 庁内における市民参加の実践事例の共有及び活用について	平均		
2	市民参加事例等について、随時、庁内LAN等で職員間の情報共有に努めている。	1.4	

# 江別市

3. 制度を浸透させるための具体的方策について	(1) 行政情報の発信について	平均
	5 自治体のホームページと広報誌でパブリックコメントの募集情報とその結果について市民に情報提供をしている。さらに、審議会等の開催予定と議事録・資料について市民に情報提供をしている。	3.7
	(2) 市民参加手法の整備について	平均
	3 意見交換会(ワークショップ)、シンポジウム、アンケート調査、説明会が行われている。	2.7
	(3) 審議会等委員の選任方法	
	ア) 審議会等委員への公募市民の選任について	平均
	2 審議会等委員に公募市民を選任されている。	2.2
	イ) 審議会等委員への女性の登用率について	平均
	3 審議会等委員に女性が選任されている比率が全体の20%程度である。	3.3
	ウ) 審議会等委員の選考機関への市民参加について	平均
0 審議会等委員の選考機関はない。	0.5	
(4) 市民参加手続のふりかえりについて	平均	
0 市民参加手続のふりかえりを実施していない。	1.2	
4. 総合計画と行政評価への市民参加	(1) 総合計画への市民参加	平均
	6 江別市行政審議会条例に基づく江別市行政審議会では公募市民を4人募集し、さまざまな分野の団体代表や学識経験者12人で審議されている。	4.5
	(2) 行政評価への市民参加	平均
6 行政評価としての江別市行政改革大綱に基づく行政改革推進委員会は公募市民が参加して行われている。また、行政内部による事務事業評価(内部評価)も行われている。	3.1	
5. 地域社会への市民参加の取り組みについて	平均	
4 市内の中学校区単位に地域担当職員を配置し、地元自治会や関係機関、市民活動団体等とともに「地域まちづくり会議」を設置している。	1.1	

6. ホームページの活用について	(1) ホームページは発見しやすいか？	平均
	3 トップページの部局名やメニューから類推すれば、「市民参加」にたどり着ける。	2.3
	(2) ホームページからどんな情報が入手できるか？	
	まちづくりの基本になる「第5次総合計画」や、「行政評価」「市民協働」など、江別市における新たな取組みが「企画政策部」のページから情報が入手できる。	

7. 貴市における市民参加を推進する上でとくに今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

①自治会と市民活動団体との連携 ②行政参加(協働)に対する市民意識の向上

8. 貴市において市民参加を考えるにあたって、参考になる、あるいは参考にしている自治体(市だけでなく町村を含めて)を挙げてください。

ケースに応じ、様々な自治体の取り組みを参考にさせていただいている。

# 赤平市

赤平市	平均値	0.7	ホームページ 項目別平均点 地域社会 比較		
	[担当部局]	赤平市企画財政課地域対策係			
	[ホームページ]	<a href="http://www.city.akabira.hokkido.jp/index.php">http://www.city.akabira.hokkido.jp/index.php</a>			

1 市民参加の 制度化 プロセス について	(1) 市民参加を推進する条例や指針等の制定について	平均
	<input type="radio"/> 条例及び規定等の策定予定はない。	3.0
	(2) 制度を策定するプロセスへの市民参加の状況について	平均
<input type="radio"/> 条例及び規定等の策定がされていない。	2.7	
(3) 市民参加の制度化プロセスの情報提供について	平均	
<input type="radio"/> 市民検討委員会等は設置されていない。	2.9	
2. 制度が効果的 に活用される ための 庁内の 取り 組み について	(1) 市民参加を推進するための庁内体制について	平均
	<input type="radio"/> 1 全庁的な推進体制の整備について検討中	1.7
	(2) 職員の育成や能力の向上をさせる体制について	平均
<input type="radio"/> 0 特に何もしていない。	1.5	
(3) 庁内における市民参加の実践事例の共有及び活用について	平均	
<input type="radio"/> 0 特に何もしていない。	1.4	

3. 制度を浸透させるための具体的方策について	(1) 行政情報の発信について	平均
	2 自治体の広報誌で市民に行政情報を提供している。	3.7
	(2) 市民参加手法の整備について	平均
	1 「市長への手紙」「こんばんは市長室(市長との個人懇談)」を行っており、市民からの意見・要望などを受けられるよう窓口が設けられている。	2.7
	(3) 審議会等委員の選任方法	
	ア) 審議会等委員への公募市民の選任について	平均
	0 審議会等委員への公募は行っていない。	2.2
	イ) 審議会等委員への女性の登用率について	平均
	2 審議会等委員に女性が選任されている。	3.3
	ウ) 審議会等委員の選考機関への市民参加について	平均
0 審議会等委員の選考機関はない。	0.5	
(4) 市民参加手続のふりかえりについて	平均	
0 市民参加手続のふりかえりを実施していない。	1.2	
4. 総合計画と行政評価への市民参加	(1) 総合計画への市民参加	平均
	3 諮問機関として、各団体、町内会から委員を選出していただいた。	4.5
5. 地域社会への市民参加の取り組みについて	(2) 行政評価への市民参加	平均
	0 行政評価を行っていない。	3.1
0 地域協議会の設置を検討していない。	1.1	

# 赤平市

6. ホームページの活用について	(1) ホームページは発見しやすいか？	平均
	<p>2 「市民参加」というページは設けていないが、「市長への手紙」「こんばんは市長室(市長との個人懇談)」「赤平市みんなの掲示板」をホームページに掲載している。</p>	2.3
	(2) ホームページからどんな情報が入手できるか？	
	「市長への手紙」「こんばんは市長室(市長との個人懇談)」「赤平市みんなの掲示板」	

7. 貴市における市民参加を推進する上でとくに今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

住民・行政の意識改革

8. 貴市において市民参加を考えるにあたって、参考になる、あるいは参考にしている自治体(市だけでなく町村を含めて)を挙げてください。

・ニセコ町・恵庭市

# 紋別市

<h2>紋別市</h2>	平均値 <span style="font-size: 2em; font-weight: bold;">0.7</span>	項目別平均点比較		
	[担当部局] 総務部企画調整課公聴広報係			
	[ホームページ] <a href="http://mombetsu.jp/">http://mombetsu.jp/</a>			

1 市民参加の制度化プロセスについて	(1) 市民参加を推進する条例や指針等の策定について	平均
	<input type="radio"/> 今のところ、条例及び規定等の策定予定はない。	3.0
	(2) 制度を策定するプロセスへの市民参加の状況について	平均
<input type="radio"/> 条例及び規定等の策定がされていない。	2.7	
(3) 市民参加の制度化プロセスの情報提供について	平均	
<input type="radio"/> 市民検討委員会等は設置されていない。	2.9	

2. 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	(1) 市民参加を推進するための庁内体制について	平均
	<input type="radio"/> 全庁的な推進体制の整備はされていない。	1.7
	(2) 職員の育成や能力の向上をさせる体制について	平均
<input type="radio"/> 特に何もしていない。	1.5	
(3) 庁内における市民参加の実践事例の共有及び活用について	平均	
<input type="radio"/> 特に何もしていない。	1.4	

# 紋別市

3. 制度を浸透させるための具体的方策について	(1) 行政情報の発信について	平均	
	2	市民参加を推進する制度を策定していないため、各審議会の担当部署が必要に応じ市民委員の募集、パブリックコメント等を実施し、その都度広報誌、ホームページ等で市民周知している。	3.7
	(2) 市民参加手法の整備について	平均	
	1	首長へのメールで市民からの意見を言える窓口を設けている。	2.7
	(3) 審議会等委員の選任方法		
	ア) 審議会等委員への公募市民の選任について	平均	
	2	審議会等委員に公募市民を選任されている。(公募市民が一部の審議会にはいる程度)	2.2
	イ) 審議会等委員への女性の登用率について	平均	
	2	審議会等委員に女性が選任されている。(女性が一部の審議会にはいる程度)	3.3
	ウ) 審議会等委員の選考機関への市民参加について	平均	
0	審議会等委員の選考機関はない。	0.5	
(4) 市民参加手続のふりかえりについて	平均		
0	市民参加手続のふりかえりを実施していない。	1.2	
4. 総合計画と行政評価への市民参加	(1) 総合計画への市民参加	平均	
	4	総合計画取扱規程で市が公募する市民が参加している。	4.5
5. 地域社会への市民参加の取り組みについて	(2) 行政評価への市民参加	平均	
	0	行政評価を行っていない。	3.1
0	地域協議会の設置を検討していない。	1.1	

6. ホームページの活用について	(1) ホームページは発見しやすいか？	平均
	<input type="radio"/> ホームページに「市民参加」のページがない。	2.3
	(2) ホームページからどんな情報が入手できるか？	
	「市民参加」の情報はありません。	

7. 貴市における市民参加を推進する上でとくに今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

現状では、各担当部署が事業実施の際に市民参加の必要性を勘案して対応しているが、さらに市民参加を推進するためには、制度、環境の整備や積極的な市民の参加も必要であると考えます。

8. 貴市において市民参加を考えるにあたって、参考になる、あるいは参考にしている自治体(市だけでなく町村を含めて)を挙げてください。

なし

# 士別市

<b>士別市</b>	平均値 <b>1.8</b>	項目別平均点比較	
[担当部局]	総務部企画振興室企画課		
[ホームページ]	<a href="http://www.shibetsu.jp/">http://www.shibetsu.jp/</a>		

1 市民参加の制度化プロセスについて	(1) 市民参加を推進する条例や指針等の制定について	平均
	<b>3</b> <p>本年(平成20年)5月から、「政策会議検討会」及び「士別市振興審議会」を中心として、自治基本条例(仮称)制定に向けての検討を開始した。</p>	3.0
	(2) 制度を策定するプロセスへの市民参加の状況について	平均
2 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	<b>1</b> <p>条例等の制定に向けた検討が開始された状況にあり、その審議等の中心となる「士別市振興審議会」には、公募委員が選出されている。 なお、この審議会とは別に、公募市民を主体とする意見交換・検討組織等の設置を予定している。</p>	2.7
	(3) 市民参加の制度化プロセスの情報提供について	平均
	<b>0</b> <p>現時点においては、ホームページに振興審議会における市民参加の制度化についての審議状況等を掲載していないが、今後掲載する予定である。また、地元新聞報道において、市民への情報提供がなされている。</p> <p>なお、「士別市振興審議会」での審議状況等の情報提供については、平成18～19年度における総合計画の策定の際に実施したように、開催日時・議論経過及び結果等を含めて、ホームページ(一部、広報紙でも掲載)において公開していく予定である。</p>	2.9
2 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	(1) 市民参加を推進するための庁内体制について	平均
	<b>1</b> <p>現在、「政策会議」(副市長と各部次長で構成)において市民参加に関する条例制定に向けた検討を開始したところであり、さらに新たな検討組織の設置のもとに、具体的な調査・研究作業等を進める予定である。</p>	1.7
	(2) 職員の育成や能力の向上をさせる体制について	平均
2 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	<b>0</b> <p>現時点においては、一般的な職員研修のメニューのなかで、情報提供を行っている程度であり、踏み込んだ内容に関わる情報の提供や職員のレベルアップに関する取り組みについては、今後の検討事項である。</p>	1.5
	(3) 庁内における市民参加の実践事例の共有及び活用について	平均
	<b>0</b> <p>現時点では、そのような取り組みは行っていない。</p>	1.4

3. 制度を浸透させるための具体的方策について	(1) 行政情報の発信について	平均
	4 総合計画の策定(平成18～19年度)などにおいては、ホームページや広報紙、地元新聞などにおいて、計画案等の周知を図り、これに対する意見聴取をメールやFAX等の活用のもとに実施してきている。	3.7
	(2) 市民参加手法の整備について	平均
	1 本市においては、「市長への手紙」や「総合計画策定にあたっての意見聴取」など、ホームページや広報で周知し、メール・FAX・文書等での意見聴取を実施しています。	2.7
	(3) 審議会等委員の選任方法	
	ア) 審議会等委員への公募市民の選任について	平均
	2 士別市の審議会・委員会等の附属機関については、取扱要綱において、一部を除き公募委員数を10%程度とすることが定めており、実態も同程度である。	2.2
	イ) 審議会等委員への女性の登用率について	平均
	4 「士別市男女共同参画行動計画」(平成15年度～平成24年度)においては、40%以上を目標としている。なお、現在(H20.4.1)の女性の登用率は、29.2%である。	3.3
	ウ) 審議会等委員の選考機関への市民参加について	平均
2 審議会等委員の選考については、要綱に基づき、副市長・総務部長・関係部長において審査を行っている。	0.5	
(4) 市民参加手続のふりかえりについて	平均	
0 市民参加についての制度が確立されていないため、手続のふりかえりを実施するには至らない。	1.2	

4. 総合計画と行政評価への市民参加	(1) 総合計画への市民参加	平均
	6 総合計画については、「士別市振興審議会」(委員20名、うち2名公募委員)がその所掌審議機関に位置づけられており、白紙諮問のもとに調査・研究・審議を行っている。 このほか、公募による市民(30名)によって構成された「まちづくりワークショップ」において、率直な意見交換を踏まえた意見・提言の集約が行われ、この内容は、基本構想(まちづくりの理念、重点プロジェクト)などに反映されている。これ以外に、商工会議所などの団体との意見交換を実施している。	4.5
	(2) 行政評価への市民参加	平均
3 ホームページでの公開はしていないが、内部における事務事業評価を実施している。	3.1	

5. 地域社会への市民参加の取り組みについて		平均
2	<p>地方自治法に定める地域協議会については、合併協議会における合併協議(合併協定)のなかで、「地域協議会は設置しないこと」、その一方「振興審議会及び特例区(特例区協議会)を設置すること」が確認されており、十分な検討のもとに、民意を反映した結果、協議会は設置しないこととなっている。</p> <p>一方、地域社会における住民参加の基礎組織としては、自治会及び自治会連絡協議会が、その役割を担っている。</p>	1.1

6. ホームページの活用について	(1) ホームページは発見しやすいか?	平均	
	0	<p>ホームページに「市民参加」のページがない。本年度において、ホームページの改善を図る予定である。</p>	2.3
	(2) ホームページからどんな情報が入手できるか?		
	「市民参加」の情報がない。		

7. 貴市における市民参加を推進する上でとくに今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。
なし

8. 貴市において市民参加を考えるにあたって、参考になる、あるいは参考にしている自治体(市だけでなく町村を含めて)を挙げてください。
なし

<h1>名寄市</h1>	平均値	項目別平均点比較	
	2.1		
	[担当部局] 地域振興課 地域自治係		
[ホームページ] <a href="http://www.city.nayoro.lg.jp">http://www.city.nayoro.lg.jp</a>			

1 市民参加の制度化プロセスについて	(1) 市民参加を推進する条例や指針等の制定について	平均	
	3	平成20年2月4日「自治基本条例市民懇話会」が立ち上がった。	3.0
	(2) 制度を策定するプロセスへの市民参加の状況について	平均	
1	自治基本条例市民懇話会13名に3名の公募市民が入っている	2.7	
(3) 市民参加の制度化プロセスの情報提供について	平均		
5	ホームページで、市民懇話会の決定事項と経緯の概要を公開するとともに会議開催予定を公開し、市民の傍聴を呼びかけている。また、市広報誌に市民懇話会の経過、概要を掲載しホームページでも広報誌を公開している	2.9	
2 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	(1) 市民参加を推進するための庁内体制について	平均	
	1	自治基本条例市民懇話会の検討経過をふまえ、条例を運用するための制度・体制の整備を検討する。	1.7
	(2) 職員の育成や能力の向上をさせる体制について	平均	
2	自治基本条例制定に向けた検討課題の整理や職員全体の共通認識を図り、職員側の環境整備を整えることを目的に、各部局推薦職員15名及び公募職員7名による庁内検討部会を立ち上げた。(H18.11) 外部講師を招聘し全職員を対象に「自治基本条例の意義」について職員研修を行うとともに庁内検討部会の中間報告を行い、職員との意見交換を行っている。また庁内LANを通じた職員からの意見も踏まえ最終報告をまとめ全職員に公開している。(H19.11)	1.5	
(3) 庁内における市民参加の実践事例の共有及び活用について	平均		
0	特に何もしていない。	1.4	

# 名寄市

3. 制度を浸透させるための具体的方策について	(1) 行政情報の発信について	平均	
	4	ホームページと市広報誌平成20年4月号に「名寄市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針案」に対する意見を募集がされている。また、提出された意見及び意見に対する教育委員会の考え方を名寄市のホームページに公表している。	3.7
	(2) 市民参加手法の整備について	平均	
	1	ホームページ上で「電子行政相談」また「みんなの伝言掲示板」として、市民からの問い合わせや意見、提言を受けつける窓口があり、回答についても行っている。	2.7
	(3) 審議会等委員の選任方法		
	ア) 審議会等委員への公募市民の選任について	平均	
	2	自治基本条例市民懇話会(審議会等委員)13名に3名の公募市民が入っている。	2.2
	イ) 審議会等委員への女性の登用率について	平均	
	4	地方自治法第202条の3に基づく審議会等を広域審議会を除いて33設置している。延委員数354人のうち117人が女性委員となっている。(H20.4.1現在 33.1%)	3.3
	ウ) 審議会等委員の選考機関への市民参加について	平均	
0	審議会等委員の選考機関はない。	0.5	
(4) 市民参加手続のふりかえりについて	平均		
0	市民参加手続のふりかえりを実施していない。	1.2	
4. 総合計画と行政評価への市民参加	(1) 総合計画への市民参加	平均	
	6	「名寄市総合計画」の策定に向けて、100人の委員で構成される「総合計画策定審議会」を設置。平成18年9月から12月までの4カ月にわたり策定審議会において審議を行い、平成19年1月17日に市長に対して答申した。平成19年度(2007年度)～平成28年度(2016年度)の10年。名寄市総合計画策定審議会条例を制定し、20歳以上の市民を対象に、20人の委員を公募したところ16人の応募があった。公募の他、団体等からの推せんを合わせた100人の委員が、9月6日開催の総合計画策定審議会に始まって、答申終了までの期間、総合計画の策定に参画した。また、市民生活環境部会・保健医療福祉部会・教育文化スポーツ部会・産業経済部会・都市基盤整備部の各専門部会に所属し、総合計画策定に参加を行った。さらに、名寄市総合計画策定審議会条例では「市民委員会」が設置され、「総合計画の推進及び進行管理に関すること」を所掌し継続的な進行管理に市民意見を反映できる仕組みとなっている。	4.5
	(2) 行政評価への市民参加	平均	
2	総合計画の推進に関する総合的な調査及び検討を行うために設置する総合計画推進市民委員会での実施を検討している。	3.1	

5. 地域社会への市民参加の取り組みについて	平均
<p>1</p> <p>地域協議会制度の検討を首長は今年度の市政執行方針に掲げられている。広報なよる平成20年3月号(No.024)には、『平成20年4月からは、走りながら話し合いをていねいに重ね、風連地区が合流するまでの間に、下段にある支援を有効に活用して、地域の連絡と協議のための仕組みづくりを進めるために、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。』『「協働のまちづくり」や「安全安心のまちづくり」を実現するために、おおむね小学校単位、または一定の広さの小学校区域を単位として、いくつかの町内会や地域の活動団体が組織するもので、子どもの安全や防災活動など、ある程度広い範囲での事業と地域の課題やまちづくりに関する地域住民の意見を行政に反映する活動に対して、市では次の支援を予定しています。』</p>	1. 1

6. ホームページの活用について	(1) ホームページは発見しやすいか？	平均
	<p>2</p> <p>ホームページに「市民参加」のページにたどり着けない。自治基本条例市民懇話会の開催内容や議事録へのアクセスが直接できない。</p>	2. 3
	(2) ホームページからどんな情報が入手できるか？	

- ・町内会連合会情報
- ・名寄市自治基本条例に関する情報
- ・名寄市地域自治区に関する情報

7. 貴市における市民参加を推進する上でとくに今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民と行政の情報共有の仕組みの開発</li> <li>・市民参加を促す仕組みの整備と参加意識の醸成</li> </ul>

8. 貴市において市民参加を考えるにあたって、参考になる、あるいは参考にしている自治体(市だけでなく町村を含めて)を挙げてください。
なし

# 三笠市

<h2>三笠市</h2>	平均値 <b>0.9</b>	項目別平均点比較	
[担当部局] 企画経済部企画振興課企画係			
[ホームページ] <a href="http://www.city.mikasa.hokkaido.jp/">http://www.city.mikasa.hokkaido.jp/</a>			

1 市民参加の制度化プロセスについて	(1) 市民参加を推進する条例や指針等の制定について	平均
	<b>3</b> 平成20年度をめぐりに自治基本条例を策定予定。現在検討している最中。	3.0
	(2) 制度を策定するプロセスへの市民参加の状況について	平均
	<b>0</b> 現在どのような形で行うか検討中。	2.7
	(3) 市民参加の制度化プロセスの情報提供について	平均
	<b>0</b> 現在どのような形で行うか検討中。	2.9
2. 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	(1) 市民参加を推進するための庁内体制について	平均
	<b>0</b> 市内を各連合町内会単位9地区に分け市役所の各部長を配置し市民参加組織の協働ルームを設置している。	1.7
	(2) 職員の育成や能力の向上をさせる体制について	平均
	<b>0</b> 特に何もしていない。	1.5
	(3) 庁内における市民参加の実践事例の共有及び活用について	平均
	<b>0</b> 特に何もしていない。	1.4

3. 制度を浸透させるための具体的方策について	(1) 行政情報の発信について	平均
	2 自治体の広報誌で市民に行政情報を提供している。	3.7
	(2) 市民参加手法の整備について	平均
	0 市政懇談会・まちづくり出前トーク・みんなで考えるまちづくり事業(まちづくりに対するアイデア募集事業)	2.7
	(3) 審議会等委員の選任方法	
	ア) 審議会等委員への公募市民の選任について	平均
	2 審議会等委員に公募市民を選任されている。(公募市民が一部の審議会にはいる程度)	2.2
	イ) 審議会等委員への女性の登用率について	平均
	2 審議会等委員に女性が選任されている。(女性が一部の審議会にはいる程度)	3.3
	ウ) 審議会等委員の選考機関への市民参加について	平均
0 審議会等委員の選考機関はない。	0.5	
(4) 市民参加手続のふりかえりについて	平均	
0 市民参加手続のふりかえりを実施していない。	1.2	
4. 総合計画と行政評価への市民参加	(1) 総合計画への市民参加	平均
	3 三笠市総合計画審議会条例では、「委員の定数は、12人以内とし、次の者のうちから市長が委嘱する。(1) 労働、農業、商工業、青年、婦人及び社会福祉団体の代表者 (2) 学識経験のある者」となっており、市長が指名する市民委員が参加して総合計画の策定をしている。	4.5
	(2) 行政評価への市民参加	平均
3 現在試行中で行っており、今年度本格実施に向けて検証中。	3.1	
5. 地域社会への市民参加の取り組みについて	平均	
0 地域協議会が設置され、町内会役員のほか、公募ではないが市民が参加している。	1.1	

三笠市

6. ホームページの活用について	(1) ホームページは発見しやすいか？	平均
	○ ホームページに「市民参加」のページがない。	2.3
	(2) ホームページからどんな情報が入手できるか？	
	「市民参加」の情報がない。	

7. 貴市における市民参加を推進する上でとくに今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

なし

8. 貴市において市民参加を考えるにあたって、参考になる、あるいは参考にしている自治体(市だけでなく町村を含めて)を挙げてください。

なし

<h1>千歳市</h1>	平均値 <h2>2.9</h2>	項目別平均点比較		
	[担当部局] 企画部市民協働推進課			
	[ホームページ] <a href="http://www.city.chitose.hokkaido.jp/index.cfm/82,21101,110,503,html">http://www.city.chitose.hokkaido.jp/index.cfm/82,21101,110,503,html</a>			

1 市民参加の制度化プロセスについて	(1) 市民参加を推進する条例や指針等の制定について	平均
	<b>5</b> まちづくりの基本理念や市民協働推進の基本的な事項を定めた「みんなで進める千歳のまちづくり条例」を平成19年4月に施行した。	3.0
	(2) 制度を策定するプロセスへの市民参加の状況について	平均
2 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	<b>6</b> 都市経営会議から提言を受けた「市民協働推進条例骨子案」をもとに行政素案を作成した。その行政素案については、パブリックコメントや市民フォーラムを実施し、市民意見を聴取し、条例案をとりまとめた。	2.7
	(3) 市民参加の制度化プロセスの情報提供について	平均
	<b>3</b> ホームページで、市民検討委員会等(例:市民懇話会)の決定事項と経緯の概要を公開している。	2.9

2 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	(1) 市民参加を推進するための庁内体制について	平均
	<b>5</b> 市民協働(市民参加を含む)を推進するため市民協働推進課を新設した。また、全庁的に市民協働に取り組むため、横断的な検討組織を設置している。	1.7
	(2) 職員の育成や能力の向上をさせる体制について	平均
3 市民参加の実践事例の共有及び活用について	<b>4</b> 昨年、全職員を対象として説明会を開催した。そのほか、より実践的な協働事業研修を実施している。	1.5
	(3) 庁内における市民参加の実践事例の共有及び活用について	平均
	<b>2</b> 市民協働の手引きを作成し、職員に公開している。また、より具体的な内容(市民参加手続の対象、方法、進め方)などを整理したマニュアルを本年度に作成する予定で、職員の業務の参考にする。	1.4

千歳市

3. 制度を浸透させるための具体的方策について	(1) 行政情報の発信について		平均
	2	個別にパブリックコメントを実施しているが、本年度中に制度化する予定である。	3.7
	(2) 市民参加手法の整備について		平均
	3	「みんなで進める千歳のまちづくり条例」の中で、市民参加手続を規定している。	2.7
	(3) 審議会等委員の選任方法		
	ア) 審議会等委員への公募市民の選任について		平均
	2	「みんなで進める千歳のまちづくり条例」で「第10条 審議会等の委員の任命又は委嘱に当たっては、委員の年齢構成、男女比率、在期数、他の審議会等との兼職状況等に配慮するとともに、市民を選任しようとする場合は、その全部又は一部を公募により選考し、市民等の多様な意見が反映されるよう努めます。」公募市民を選任している。	2.2
	イ) 審議会等委員への女性の登用率について		平均
	4	審議会等の委員の選任基準として、女性登用率は30%となっている。	3.3
	ウ) 審議会等委員の選考機関への市民参加について		平均
0	審議会等委員の選考機関はない。	0.5	
(4) 市民参加手続のふりかえりについて		平均	
4	市民協働推進会議等において市民参加手続の実施状況等を検証している。	1.2	

4. 総合計画と行政評価への市民参加	(1) 総合計画への市民参加		平均
	3	長期総合計画に幅広い市民の意見を反映させるため、審議会の設置前に、公募市民等によるまちづくり市民会議を設置し、検討を行った。	4.5
	(2) 行政評価への市民参加		平均
3	事務事業評価については、事業担当者が自己評価を行い、評価委員会が「二次評価」を行います。施策評価については課長が自己評価を行い、評価委員会の「二次評価」を経て、市民アンケートなどによる「第三者評価」を実施します。	3.1	

5. 地域社会への市民参加の取り組みについて		平均
<input type="radio"/>	地域協議会の設置を検討していない。	1.1

6. ホームページの活用について	(1) ホームページは発見しやすいか？	平均
	<input type="radio"/> ホームページに、パブリックコメント等の「市民参加手続」のページを作成検討中である。	2.3
	(2) ホームページからどんな情報が入手できるか？ 参加と協働 市民協働、都市経営会議、生涯学習、地域・ひと・まちづくり事業、出前講座、NPO活動、計画、はたちのつどい、東京千歳会、ふるさとポケット、みんなで、ひとまちづくり委員会、助成金、市民活動交流センター「ミナクール」、子ども活動支援センター、少年団体の紹介、やってみたよ	

7. 貴市における市民参加を推進する上でとくに今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・“協働”について理解を深めること(市民、市職員)</li> <li>・市民活動の自立に向けた取り組み。</li> <li>・担い手の掘り起こし、後継者の育成。</li> </ul>

8. 貴市において市民参加を考えるにあたって、参考になる、あるいは参考にしている自治体(市だけでなく町村を含めて)を挙げてください。
なし

# 滝川市

<h2>滝川市</h2>	平均値 <b>1.3</b>	項目別平均点比較		
	[担当部局] 総務部企画課			
	[ホームページ] <a href="http://www.city.takikawa.hokkaido.jp">http://www.city.takikawa.hokkaido.jp</a>			

1 市民参加の制度化プロセスについて	(1) 市民参加を推進する条例や指針等の制定について	平均
	<b>1</b> 「市民自治基本条例」については、市長マニフェストや市政執行方針にも記載しており、平成20年度中に庁舎内プロジェクトを設置し、骨格案の策定を目指す。また、その前段階として、「市民力推進プロジェクト事業」を創設し、市民力によるまちづくり活動を支援していく。	3.0
	(2) 制度を策定するプロセスへの市民参加の状況について	平均
2 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	<b>0</b> 市民検討会議を設置し、その提言をもとにまとめた行政素案については、パブリックコメントを実施し、議会へ提案する予定	2.7
	(3) 市民参加の制度化プロセスの情報提供について	平均
	<b>0</b> 市民検討委員会等の議事録・会議資料を公開する予定。また、広報等でも進捗状況や中間報告などを掲載するとともに、町内会と市が共催で行っている「まちづくり懇談会」でも進捗状況等を報告することも検討している。	2.9
2 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	(1) 市民参加を推進するための庁内体制について	平均
	<b>1</b> 平成20年度中に庁舎内プロジェクトを設置する予定。設置後は、随時会議や学習会を実施する予定。	1.7
	(2) 職員の育成や能力の向上をさせる体制について	平均
2 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	<b>0</b> 平成20年度中に設置する予定である庁舎内プロジェクトにおいて学習会なども検討中	1.5
	(3) 庁内における市民参加の実践事例の共有及び活用について	平均
	<b>0</b> 平成20年度中に、「市民力推進プロジェクト事業」において、市民参加による取組を取りまとめ、公表していく。	1.4

3. 制度を浸透させるための具体的方策について	(1) 行政情報の発信について	平均	
	2	ホームページ等でもパブリックコメントを実施してきた。また各種審議会等の議事録や会議資料を公開している。	3.7
	(2) 市民参加手法の整備について	平均	
	1	まちづくり提言BOXや提言はがき、提言メールなどにより市民からのご意見が寄せられている。また、事業によって、要綱などは定めていないが、意見交換会、シンポジウム、アンケート調査、説明会等を実施している。	2.7
	(3) 審議会等委員の選任方法		
	ア) 審議会等委員への公募市民の選任について	平均	
	4	審議会等委員に公募市民が選任されている比率が25.6%である。	2.2
	イ) 審議会等委員への女性の登用率について	平均	
	5	審議会等委員に女性が選任されている比率が全体の37.3%である。	3.3
	ウ) 審議会等委員の選考機関への市民参加について	平均	
0	審議会等委員の選考機関はなく、各審議会の設置根拠となる条例、規則、要綱等に基づき、委員を選出している。	0.5	
(4) 市民参加手続のふりかえりについて	平均		
0	市民参加手続のふりかえりを実施していない。	1.2	
4. 総合計画と行政評価への市民参加	(1) 総合計画への市民参加	平均	
	0	次期総合計画(平成23年度～)策定にあわせて、総合計画策定市民会議(仮称)の設置を検討中	4.5
(2) 行政評価への市民参加	平均		
4	現在実施している行政評価(内部評価)に加え、外部の有識者や市民などで事業の評価を実施する「事業仕分け」の試行も実施した。この「事業仕分け」の導入も検討中である。	3.1	
5. 地域社会への市民参加の取り組みについて	平均		
1	平成22年度に市民活動と行政をつなぐ「まちづくりセンター」の設置に向けて検討を進めている。平成20年度は市民力によるまちづくりを支援する「市民力推進プロジェクト事業」を実施する。	1.1	

滝川市

6. ホームページの活用について	(1) ホームページは発見しやすいか？	平均
	2 トップページからは「市民参加」のページにたどり着けない。しかし、「市民参加」の情報として審議会等の会議の議事要旨を公表している。	2.3
	(2) ホームページからどんな情報が入手できるか？	
	各種ボランティア事業や各種審議会委員の募集、議事録等	

7. 貴市における市民参加を推進する上でとくに今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

- ・市と市民の情報共有が不十分である。
- ・行政と市民の求めているものに乖離がある。

8. 貴市において市民参加を考えるにあたって、参考になる、あるいは参考にしている自治体(市だけでなく町村を含めて)を挙げてください。

なし

<h1>砂川市</h1>	平均値 <b>1.5</b>	項目別平均点比較	<p>点線が平均値</p>
[担当部局] 総務部広報広聴課企画調整係			
[ホームページ] <a href="http://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/web/pd_cate.nsf/0/51051A4DB3DB59CD4925741D00195689?OpenDocument">http://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/web/pd_cate.nsf/0/51051A4DB3DB59CD4925741D00195689?OpenDocument</a>			

1 市民参加の制度化プロセスについて	(1) 市民参加を推進する条例や指針等の制定について	平均
	<input type="radio"/> 現在のところ、条例及び規定等の制定予定はない。	3.0
	(2) 制度を策定するプロセスへの市民参加の状況について	平均
<input type="radio"/> 条例及び規定等を制定していない。	2.7	
(3) 市民参加の制度化プロセスの情報提供について	平均	
<input type="radio"/> 市民検討委員会等は設置していない。	2.9	

2. 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	(1) 市民参加を推進するための庁内体制について	平均
	<input type="radio"/> 全庁的な推進体制を整備していない。	1.7
	(2) 職員の育成や能力の向上をさせる体制について	平均
<input type="radio"/> 1	庁内のWeb上に「市民の声システム」を構築し、各部署に寄せられた市民からの要望等を集約し、職員間で情報共有している。	1.5
(3) 庁内における市民参加の実践事例の共有及び活用について	平均	
<input type="radio"/> 1	企画担当係において、市民参加や協働に関する市の取り組みを取りまとめているが、公表はしていない。	1.4

# 砂川市

3. 制度を浸透させるための具体的方策について	(1) 行政情報の発信について	平均	
	3	砂川市過疎地域自立促進市町村計画や中心市街地活性化基本計画、砂川市次世代育成支援地域行動計画の策定にあたって、広報紙やホームページにおいてパブリックコメントを実施した。また、市町村合併に関しては、住民説明会における資料と議事録を広報紙やホームページにおいて情報提供した。	3.7
	(2) 市民参加手法の整備について	平均	
	3	中心市街地活性化基本計画や砂川市次世代育成支援地域行動計画の策定にあたっては協議会を設置して市民意見の反映を行い、第5期総合計画や障害者福祉計画、介護保険事業計画の策定にあたってはアンケート調査により市民の意向を把握し、市町村合併や介護保険制度、国土利用計画に関しては地域ごとの説明会を実施した。	2.7
	(3) 審議会等委員の選任方法		
	ア) 審議会等委員への公募市民の選任について	平均	
	2	砂川市附属機関等の設置等に関する取扱要綱に定める「公募枠は、委員定数の30%程度とするように努める。」としており、実際は5.1%である。	2.2
	イ) 審議会等委員への女性の登用率について	平均	
	3	砂川市附属機関等の設置等に関する取扱要綱に定める「女性及び青年の市政への参加を積極的に推進し、特に女性については委員定数の30%程度とするように努める」としており、実際は19.4%程度である。	3.3
	ウ) 審議会等委員の選考機関への市民参加について	平均	
2	砂川市附属機関等の設置等に関する取扱要綱により、審議会等委員の選考について、庁内における手続きを定めている。	0.5	
(4) 市民参加手続のふりかえりについて	平均		
0	実施していない。	1.2	
4. 総合計画と行政評価への市民参加	(1) 総合計画への市民参加	平均	
	6	砂川市総合計画審議会条例に基づき、審議会が設置され、総合的な調査及び検討が行われた。なお、21名の委員は、 (1)学識経験を有する者 8名 (2)公共的団体の代表者 8名 (3)その他市長が必要と認める者 5名 であり、(3)の5名は、全員公募により選考された。	4.5
(2) 行政評価への市民参加	平均		
3	行政評価(内部評価)を行っており、市ホームページや広報紙等で評価結果を公表し、市民意見を求めている。	3.1	

5. 地域社会への市民参加の取り組みについて		平均
<input type="radio"/>	地域協議会の設置を検討していない。	1. 1

6. ホームページの活用について	(1) ホームページは発見しやすいか？	平均
	<input type="radio"/> 「市民参加」のみをまとめたページはない。	2. 3
	(2) ホームページからどんな情報が入手できるか？	
	「市民参加」の情報がない。	

7. 貴市における市民参加を推進する上でとくに今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。
・市民参加の取り組みに全ての市民が参画することは困難かもしれないが、市民全体の意識高揚をはかるため、市民参加の領域を拡大していきたいと考えている。

8. 貴市において市民参加を考えるにあたって、参考になる、あるいは参考にしている自治体(市だけでなく町村を含めて)を挙げてください。
なし

# 深川市

<h2>深川市</h2>	平均値 <b>1.3</b>	項目別平均点比較	
[担当部局]	企画総務部企画課協働推進係		
[ホームページ]	<a href="http://www.city.fukagawa.hokkaido.jp/">http://www.city.fukagawa.hokkaido.jp/</a>		

1 市民参加の制度化プロセスについて	(1) 市民参加を推進する条例や指針等の制定について	平均
	○ 今のところ、条例及び規定等の策定予定はないが、協働のまちづくり推進市民協議会の中で意見を聞いて検討したい。	3.0
	(2) 制度を策定するプロセスへの市民参加の状況について	平均
	○ 条例及び規定等の策定がされていない。	2.7
	(3) 市民参加の制度化プロセスの情報提供について	平均
	○ 市民検討委員会等は設置されていない。	2.9

2. 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	(1) 市民参加を推進するための庁内体制について	平均
	3 関係課長職20名で組織する「協働のまちづくり推進庁内委員会」を設置して、協働のまちづくりの推進(市民参加も含む)に必要な事項や本市にふさわしい協働のあり方など、随時会議を開催し検討している。	1.7
	(2) 職員の育成や能力の向上をさせる体制について	平均
	1 平成18年2月に職員を対象に「市民と協働するまちづくり講演会」を開催した。	1.5
	(3) 庁内における市民参加の実践事例の共有及び活用について	平均
	1 協働推進係において、情報収集と情報提供に努めている。	1.4

3. 制度を浸透させるための具体的方策について	(1) 行政情報の発信について	平均	
	2	パブリックコメントは行っていないが、傍聴できる会議などは、事前に情報提供している。	3. 7
	(2) 市民参加手法の整備について	平均	
	1	市長への手紙、電話、ファクシミリ、電子メール、ホームページ上のシティメールで市民からの意見を言える窓口が設けられている。	2. 7
	(3) 審議会等委員の選任方法		
	ア) 審議会等委員への公募市民の選任について	平均	
	2	深川市協働のまちづくり推進市民協議会ほか、市の各種審議会等の委員は、公募枠を設けることとしている。協働のまちづくり推進市民協議会は、20人の委員のうち2人が公募委員である。	2. 2
	イ) 審議会等委員への女性の登用率について	平均	
	3	本市の各種審議会等への女性の登用率の目標は30%に定め、女性委員の登用促進に努めており、その登用率は23. 69%です。	3. 3
	ウ) 審議会等委員の選考機関への市民参加について	平均	
0	審議会等委員の選考機関はない。	0. 5	
(4) 市民参加手続のふりかえりについて	平均		
0	市民参加手続のふりかえりを実施していない。	1. 2	
4. 総合計画と行政評価への市民参加	(1) 総合計画への市民参加	平均	
	2	第四次総合計画策定(平成14年～23年)の際に、まちづくり市民協議会を設置して公募市民が参加した。また、市民アンケートのほか、高校生を対象に意識調査の実施、小中学生を対象にまちづくりに対する思い・意見・提言を絵画と作文で募集した。さらにまちづくりシンポジウムも開催した。	4. 5
(2) 行政評価への市民参加	平均		
3	庁内の行政評価検討委員会で内部評価を行いながら、外部評価機関の設置について検討中。	3. 1	
5. 地域社会への市民参加の取り組みについて	平均		
2	条例または要綱によらず、中学校区単位とした協働のまちづくりを推進する、市内5つの地域福祉計画推進組織が設置されており、町内会役員、団体役員などによって運営している。	1. 1	

# 深川市

6. ホームページの活用について	(1) ホームページは発見しやすいか？	平均
	 トップページの目的別に「参加する」があるが、本調査で定義をしている「市民参加」の情報はない。	2.3
	(2) ホームページからどんな情報が入手できるか？	
	「参加する」の中に、各種支援制度、協働のまちづくり活動支援事業の募集、協働のまちづくり推進市民協議会や庁内委員会の活動の様子、男女共同参画、サークル活動、ボランティア、地域活動、広聴・行政相談、高齢者の生きがいがある。	

7. 貴市における市民参加を推進する上でとくに今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

- ・職員の意識改革
- ・町内会活動への積極的な職員の参加を望む声があり、個人差があるほか、職員の自主性に任せるしか今のところ手段がない。

8. 貴市において市民参加を考えるにあたって、参考になる、あるいは参考にしている自治体(市だけでなく町村を含めて)を挙げてください。

- ・江別市、稚内市

富良野市	平均値	項目別平均点比較	
	[担当部局]		
	[ホームページ]		
総務部企画振興課広聴広報係		http://www.city.furano.hokkaido.jp/	

1 市民参加の制度化プロセスについて	(1) 市民参加を推進する条例や指針等の制定について	平均
	5 富良野市情報共有と市民参加のルール条例(平成17年7月1日)が施行されている。	3.0
	(2) 制度を策定するプロセスへの市民参加の状況について	平均
	6 まちづくり市民会議(ふらのっ子会議)、まちづくり条例市民研究会、庁内ワーキンググループがまとめた条例案(提言)を基に、行政素案としてH16.10パブリックコメントを実施し、議会提案している。	2.7
6 市民参加の制度化プロセスの情報提供について	(3) 市民参加の制度化プロセスの情報提供について	平均
	6 市民会議等の検討状況については、広報紙・ホームページで公表し、情報提供を行っている。	2.9

2. 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	(1) 市民参加を推進するための庁内体制について	平均
	4 条例策定時は庁内ワーキンググループ活動。施行後は職員対象の講習会、アンケート調査などを実施。	1.7
	(2) 職員の育成や能力の向上をさせる体制について	平均
	2 全職員に対し、市民参加の制度等に関する資料を配布し、かつ、職員研修を行った。	1.5
	(3) 庁内における市民参加の実践事例の共有及び活用について	平均
	4 市民参加に関するアイデアや事例がデータベース化されており、すべての職員が情報を入手できる状態になっている。	1.4

3. 制度を浸透させるための具体的方策について	(1) 行政情報の発信について	平均	
	6	多用な公的媒体(ホームページ・広報誌・新聞等)を活用し、審議会等の年間スケジュール、市民委員の募集、テーマごとの審議会等開催予定と議事録・資料、パブリックコメントの募集情報とその結果などの市民参加情報について市民に情報提供をしている。	3.7
	(2) 市民参加手法の整備について	平均	
	6	原則、パブリックコメント、意見交換会、審議会等で一つ以上の市民参加手続を行うこととし、広い範囲の市民に影響を及ぼす仕事については、二つ以上と定め、実施している。	2.7
	(3) 審議会等委員の選任方法		
	ア) 審議会等委員への公募市民の選任について	平均	
	2	指針の中で20%以上(原則)と定めて運用しているが、現在23審議会265名の中で公募市民は9名にとどまっている。	2.2
	イ) 審議会等委員への女性の登用率について	平均	
	3	指針の中で30%以上を目標とし、将来は50%としているが、現在23審議会265名の中で女性審議委員は59名で22%となっている。	3.3
	ウ) 審議会等委員の選考機関への市民参加について	平均	
0	審議会の設置基準、委員の選任基準等の指針を設けているが、審議会委員の選考機関はない。	0.5	
(4) 市民参加手続のふりかえりについて	平均		
6	富良野市市民参加制度調査審議会が設置され、(1) この条例の改正、廃止 (2) 市民参加手続の実施状況についての評価 (3) 前2号に掲げるもののほか、市の仕事への市民参加の推進に関し必要なこと。が審議、報告、公表されている。	1.2	
4. 総合計画と行政評価への市民参加	(1) 総合計画への市民参加	平均	
	4	一般公募による「総合計画市民委員会」からの提言、市長指名と一般公募で組織する「総合計画審議会」で市民が参加している。	4.5
(2) 行政評価への市民参加	平均		
3	平成14年度から行政評価システム(内部評価)を実施し、結果をホームページに公表している。	3.1	
5. 地域社会への市民参加の取り組みについて	平均		
0	地域協議会の設置を検討していない。	1.1	

6. ホームページの活用について	(1) ホームページは発見しやすいか？	平均
	6 トップページの「市民参加」から1クリックで該当ページが開ける。見つけやすい工夫や配慮がされている。	2.3
	(2) ホームページからどんな情報が入手できるか？	

・情報共有と市民参加のルール・市民参加手続きの方法・市民参加手続きの予定と結果・審議会等の一覧・会議開催状況・市民参加手続きの評価・地域懇談会の開催案内と会議録・行革推進状況

7. 貴市における市民参加を推進する上でとくに今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

・情報共有のための情報提供の工夫

8. 貴市において市民参加を考えるにあたって、参考になる、あるいは参考にしている自治体(市だけでなく町村を含めて)を挙げてください。

ニセコ町、石狩市、旭川市

# 登別市

<h2 style="font-size: 2em;">登別市</h2>	平均値 <div style="background-color: black; color: white; padding: 5px; font-size: 1.5em; font-weight: bold;">2.8</div>	項目別平均点比較	<p style="text-align: right;">点線が平均値</p>	
	[担当部局] 総務部 企画グループ			
	[ホームページ] <a href="http://www.city.noboribetsu.lg.jp">http://www.city.noboribetsu.lg.jp</a>			

1 市民参加の制度化プロセスについて	(1) 市民参加を推進する条例や指針等の制定について	平均	
	5	登別市まちづくり基本条例の施行が平成17年12月21日にされている。	3.0
	(2) 制度を策定するプロセスへの市民参加の状況について	平均	
6	市民26名、市職員10名等で構成される「登別市まちづくり基本条例検討委員会」を設立し、約1年間の検討を経て提言書を市長に提出した。この提言書を基に条例の素案づくりを進め条例素案への市民からの意見の募集、市民フォーラムの開催及び町内会等への説明会を行い、議会や庁内などの意見調整の後、条例を施行した。	2.7	
(3) 市民参加の制度化プロセスの情報提供について	平均		
5	ホームページで、市民自治推進委員会の開催予定、議事録等の情報を公開している。	2.9	

2. 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	(1) 市民参加を推進するための庁内体制について	平均	
	1	全庁的な推進体制について現在は整備されていないが、検討中である。	1.7
	(2) 職員の育成や能力の向上をさせる体制について	平均	
1	全庁的なネットワークの掲示板で、登別市市民自治推進委員会の結果などを随時周知している。	1.5	
(3) 庁内における市民参加の実践事例の共有及び活用について	平均		
1	道などから提供があった情報や登別市市民自治推進委員会の結果などについては、随時全庁的なネットワークの掲示板に掲載し周知している。	1.4	

3. 制度を浸透させるための具体的方策について	(1) 行政情報の発信について	平均	
	4	ホームページでは市民自治推進委員会や登別市まちづくり基本条例(素案)、共同電算システム構築・運用に係る企画提案に関する意見等を募集した。	3.7
	(2) 市民参加手法の整備について	平均	
	1	日ごろ「まちづくり」などについて、市長と直接会って話し合いたいと考えている方々と自由に話し合える機会を広げるため、年2回程度『市長室フリータイム』を開催しているほか、毎年秋に『地区懇談会』を開催し、各地区の連合町内会の方と市長や市の理事者が、登別のまちづくりをはじめ各地区の課題や問題点などについて、懇談している。	2.7
	(3) 審議会等委員の選任方法		
	ア) 審議会等委員への公募市民の選任について	平均	
	2	公募市民については、76名程度	2.2
	イ) 審議会等委員への女性の登用率について	平均	
	4	47組織、846人中女性260人(30.1%)	3.3
	ウ) 審議会等委員の選考機関への市民参加について	平均	
0	審議会等委員の選考機関はない。	0.5	
(4) 市民参加手続のふりかえりについて	平均		
2	各担当グループレベルで全庁掲示板でのふりかえりを行っている。	1.2	
4. 総合計画と行政評価への市民参加	(1) 総合計画への市民参加	平均	
	4	構想の素案策定に先立ち市民2,000人を対象としたアンケートを2回実施したほか、各種まちづくりシンポジウムの開催、「いきいき人とまち推進会議」、「のぼりべつまちづくり夢委員会21」など各種団体の提言をもらい、総合計画審議会においても検討してもらった。	4.5
(2) 行政評価への市民参加	平均		
5	登別市民自治推進委員会では、市の政策の外部評価を行っている。	3.1	
5. 地域社会への市民参加の取り組みについて	平均		
0	現在地域協議会は設置していないが、地域社会への市民参加については、今後、町内会役員などの高齢化に伴い、意識が薄れていくことが予想されるため、その設置などについて検討が必要だと考えられる。	1.1	

# 登別市

6. ホームページの活用について	(1) ホームページは発見しやすいか？	平均
	<p>3</p> <p>ホームページの全体構成として、分野別または部署別の項目から必要な情報を入手するスタイルをとっています。市民参加等に関しては、各グループのページから市民参加関係の情報を入手することができ、たとえば、企画グループのページでは、市民自治に取り組む市民組織「登別市市民自治推進委員会」の情報を入手でき、情報推進グループのページでは、地区懇談会や市長室フリータイムの情報を入手することができます。また、各グループのページから見つけることができない場合は、キーワード検索で該当する情報を入手することができます。</p>	2.3
	(2) ホームページからどんな情報が入手できるか？	
	登別市市民自治推進委員会での議論や提言作成までの内容など各部署の取り組み状況が確認できる。	

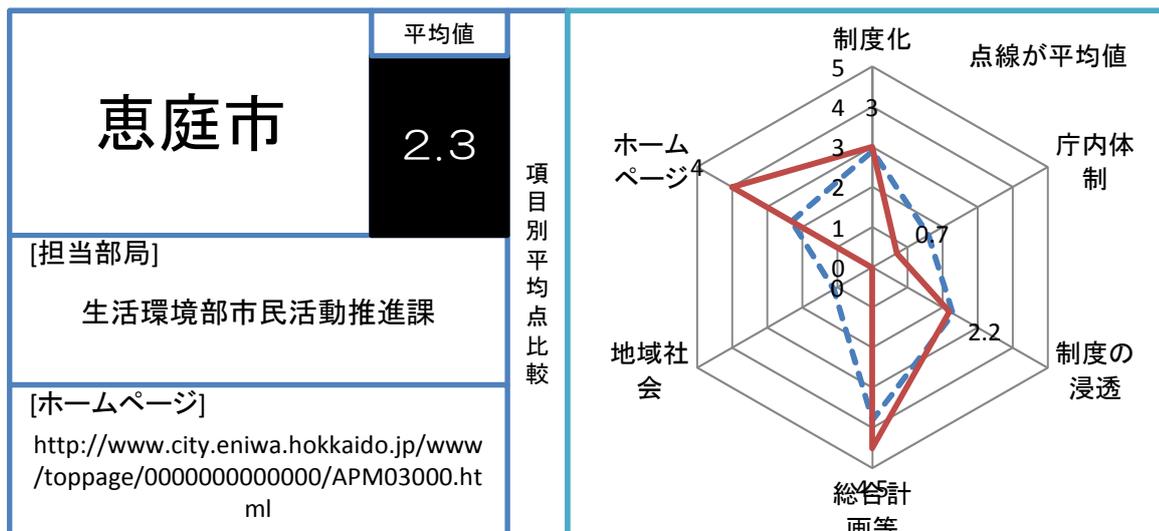
7. 貴市における市民参加を推進する上でとくに今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

町内会役員などの高齢化に伴い、町内会のイベントなど地域活動への参加の意識が希薄になり、行事の開催が困難になることが予想される一方、人口（特に若年層）が都市部に流れていくことから後継者が確保できなくなり、行事の開催が困難になってくると考えられる。

8. 貴市において市民参加を考えるにあたって、参考になる、あるいは参考にしている自治体（市だけでなく町村を含めて）を挙げてください。

特になし

# 恵庭市



1 市民参加の制度化プロセスについて	(1) 市民参加を推進する条例や指針等の制定について	平均
	<b>3</b> 「市民と行政の協働のまちづくり指針」が平成20年2月に制定され、今後、自治基本条例制定を目指す検討を行っている。	3.0
	(2) 制度を策定するプロセスへの市民参加の状況について	平均
2. 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	<b>3</b> 「市民と行政の協働のまちづくり指針」は、市民協働指針検討委員会と行政が共に意見を出し合いながら作成した。また、議会に説明しその意見も指針に反映している。	2.7
	(3) 市民参加の制度化プロセスの情報提供について	平均
	<b>3</b> ホームページにて、審議会等の決定事項と経緯の要約が公開されている。	2.9

2. 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	(1) 市民参加を推進するための庁内体制について	平均
	<b>1</b> 「市民と行政の協働のまちづくり指針」に基づき、各担当部署において協働を意識して各業務を遂行しているものと判断しているが、今後、全庁的な推進体制の整備も必要になると考えている。	1.7
	(2) 職員の育成や能力の向上をさせる体制について	平均
3. 庁内における市民参加の実践事例の共有及び活用について	<b>1</b> 市の職員ポータルシステム上に「市民と行政の協働のまちづくり指針」を掲載し職員への周知を行っている。	1.5
	(3) 庁内における市民参加の実践事例の共有及び活用について	平均
	<b>0</b> 特に庁内での共有は行われていない。	1.4

# 恵庭市

3. 制度を浸透させるための具体的方策について	(1) 行政情報の発信について	平均	
	5	市のホームページと広報誌でパブリックコメントの募集情報とその結果について市民に情報提供している。	3.7
	(2) 市民参加手法の整備について	平均	
	3	個々に、パブリックコメント制度、ワークショップ、シンポジウム、アンケート調査、地元説明会など、市民の意見を求める機会を設けている。	2.7
	(3) 審議会等委員の選任方法		
	ア) 審議会等委員への公募市民の選任について	平均	
	3	恵庭市の附属機関等の設置等に関する取扱要綱では、委員定数の2割程度を公募とすることを求めているが、実際の市民公募委員の比率は15.05%である。	2.2
	イ) 審議会等委員への女性の登用率について	平均	
	2	審議会等の設置にあたっては、積極的に女性委員が選任されている。	3.3
	ウ) 審議会等委員の選考機関への市民参加について	平均	
0	審議会等委員の選考機関はない。	0.5	
(4) 市民参加手続のふりかえりについて	平均		
0	実施していない。	1.2	

4. 総合計画と行政評価への市民参加	(1) 総合計画への市民参加	平均	
	6	第4期総合計画を策定するにあたり、「恵庭市総合計画審議会条例」に基づき、市長が指名する市民委員が13名、臨時委員8名中に公募委員が4名の参加により総合計画の策定を行っている。さらに、公募により集まった31名の市民ボランティアによる自主運営の「市民まちづくりワークショップ」からの提言書の提出を受け、策定がされた。	4.5
	(2) 行政評価への市民参加	平均	
3	行政評価制度実施要綱では「所管部署で行われた自己評価に基づき、内部で再評価を行うため、行政評価制度内部評価委員会を置く。」とあり、現状の恵庭市の行政評価制度は、現在外部機関をとおした評価は行っておらず、担当部での一次評価を行った後、内部評価委員会で再評価を行う方法となっている。	3.1	

5. 地域社会への市民参加の取り組みについて	平均
0 地域協議会の設置を検討していない。	1. 1

6. ホームページの活用について	(1) ホームページは発見しやすいか？	平均
	4 トップページの項目「市政」から2クリックで該当ページが開ける。ただし、「市民参加」を意識した分類にはなっていない。	2. 3
	(2) ホームページからどんな情報が入手できるか？	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市のプロフィール</li> <li>・市の各種計画</li> <li>・行政改革</li> <li>・パブリックコメント</li> <li>・市民協働</li> <li>・恵庭市の財政</li> <li>・まちづくり</li> <li>・会計・監査</li> <li>・附属機関等の会議の公開</li> <li>・男女共同参画について</li> <li>・選挙</li> <li>・国際交流</li> <li>・人事</li> </ul>		

7. 貴市における市民参加を推進する上でとくに今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。
<p>&lt;協働の目的の明確化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民と行政が共に意識を高めていく必要がある。</li> <li>・協働事業など、具体的な取り組みの実施(協働の場の創出)</li> <li>・市民活動の活性化</li> <li>・情報の公開など</li> </ul>

8. 貴市において市民参加を考えるにあたって、参考になる、あるいは参考にしている自治体(市だけでなく町村を含めて)を挙げてください。
<p>北海道 札幌市など近郊市 千葉県市川市</p>

# 伊達市

<h2>伊達市</h2>	平均値 <b>3.9</b>	項目別平均点比較	<p>点線が平均値</p>
[担当部局] 企画財政部企画課企画調整係			
[ホームページ] <a href="http://www.city.date.hokkaido.jp/kikakuzaisei/kikaku/index.html">http://www.city.date.hokkaido.jp/kikakuzaisei/kikaku/index.html</a>			

1 市民参加の制度化プロセスについて	(1) 市民参加を推進する条例や指針等の制定について	平均
	<b>5</b> 「伊達市市民参加条例」が平成19年4月1日に施行されている。	<b>3.0</b>
	(2) 制度を策定するプロセスへの市民参加の状況について	平均
	<b>6</b> 条例案を議会提案前の平成18年9月26日から10月25日の30日間、パブリックコメントを実施した。	<b>2.7</b>
	(3) 市民参加の制度化プロセスの情報提供について	平均
	<b>6</b> ホームページ・広報誌で、市民検討委員会等(例:市民懇話会)の開催予定・議事録・会議資料等の情報をすべて提供している。	<b>2.9</b>

2 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	(1) 市民参加を推進するための庁内体制について	平均
	<b>3</b> 条例施行前に職員を対象とした説明会(2回)を開催しており、今後も必要に応じて開催する予定である。	<b>1.7</b>
	(2) 職員の育成や能力の向上をさせる体制について	平均
	<b>3</b> 説明会の開催に合わせて、庁内各課に説明資料を配付し、職員のほとんどが上司から説明を受けた。	<b>1.5</b>
	(3) 庁内における市民参加の実践事例の共有及び活用について	平均
	<b>2</b> 毎年度当初に、当該年度における市民参加の実施予定及び前年度における市民参加の実施状況を取りまとめて公表している。(H19実施状況～現時点で未公表)	<b>1.4</b>

3. 制度を浸透させるための具体的方策について	(1) 行政情報の発信について	平均
	6 ホームページと広報誌で審議会等の年間スケジュール、市民委員の募集、会議開催予定及びパブリックコメントの募集情報とその結果を、ホームページで議事録・資料などを市民に情報提供をしている。	3.7
	(2) 市民参加手法の整備について	平均
	4 市民参加条例第15条において、市民投票について定めるも、その実施に関し必要な事項を定める条例は未整備である。一方、同条例第16条では、市民による政策提案を定めている。	2.7
	(3) 審議会等委員の選任方法	
	ア) 審議会等委員への公募市民の選任について	平均
	2 審議会等委員に公募市民が選任されているが、平成19年度におけるその比率は未調査である。	2.2
	イ) 審議会等委員への女性の登用率について	平均
	2 審議会等委員に女性が選任されているが、平成19年度におけるその比率は未調査である。	3.3
	ウ) 審議会等委員の選考機関への市民参加について	平均
0 審議会等委員の選考機関はない。	0.5	
(4) 市民参加手続のふりかえりについて	平均	
4 「市民参加推進会議」で市民参加手続のふりかえりが行われている。また、ふりかえりが行われた結果が審議され、同推進会議の会議録はホームページで公開している。	1.2	
4. 総合計画と行政評価への市民参加	(1) 総合計画への市民参加	平均
	6 伊達市総合計画審議会条例には委員は「公募による市民」が規定されている。また、実際の委員の構成は以下のとおりです。 (1) 住民自治組織及び各種団体に所属する市民 ■ 市内の各連合自治会から12名の推薦 (2) 公募による市民 ■ 審議会の年齢構成や男女比に配慮し、40代までの青年枠と女性枠を設け、6名の方を選任 (3) 学識経験者 ■ 該当者はありません (4) その他市長が必要と認める市民 ■ 2名の方を選任	4.5
(2) 行政評価への市民参加	平均	
2 次期総合計画策定の中で、行政評価(内部評価)の実施を検討している。	3.1	

5. 地域社会への市民参加の取り組みについて	平均
<b>5</b> 大滝区に地域協議会を置き、公共的団体の役職者、学識経験者のほか公募市民が参加している。※15名(うち公募委員 7名)	1. 1

(1) ホームページは発見しやすいか?	平均
<b>6</b> ホームページのトップに「市民参加」のバナーを配置している。	2. 3
(2) ホームページからどんな情報が入手できるか?	
<p>6. ホームページの活用について</p> <p>■市民参加条例 市が重要な施策を決定するときに市民の意見を聴き、それを反映させることを制度化した条例です。市民が行政に参加し、市民と市役所が情報を共有して共に考え、意見を述べ、よりよいまちづくりを進めることを目的として、平成19年4月1日に施行されました。 伊達市市民参加条例(説明付) 伊達市市民参加条例施行規則 条例制定までの取り組み</p> <p>■市民参加手続き実施予定 平成19年度の市民参加手続き実施予定はこちら</p> <p>■市民意見の公募(パブリックコメント) 意見を募集中の案件とその結果はこちら</p> <p>■審議会・その他(開催予定と結果) 各種の審議会や説明会などの開催予定とその結果はこちら</p> <p>■委員の公募(審議会委員の公募と結果) 審議会委員の公募とその結果はこちら</p> <p>■市民による政策提案 市民による政策提案についての詳細はこちら</p> <p>■まちづくり人材登録(まちづくり人材バンク) まちづくり人材登録についての詳細はこちら</p> <p>■市民参加推進会議 市民参加推進会議についての詳細はこちら</p>	

7. 貴市における市民参加を推進する上でとくに今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。
・市民参加に係る行政職員、議会議員及び地域住民の意識改革 (行政職員は常に市民参加を意識した、より分かりやすい事務事業の執行を心がける必要がある。また、市民の審議会等への参加意欲及びパブリックコメント等に対する意識の向上が課題である。)

8. 貴市において市民参加を考えるにあたって、参考になる、あるいは参考にしている自治体(市だけでなく町村を含めて)を挙げてください。
・神奈川県逗子市

# 北広島市

<h2>北広島市</h2>	平均値 <h1>3.1</h1>	項目別平均点比較	<p>点線が平均値</p>
	[担当部局] 市民部 市民協働推進課		
	[ホームページ] <a href="http://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/shimink/index.html">http://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/shimink/index.html</a>		

1	市民参加の制度化プロセスについて	(1) 市民参加を推進する条例や指針等の制定について	平均
		<b>3</b> 平成20年1月28日、北広島市市民参加条例策定市民委員会が「北広島市市民参加条例素案報告書」を市長へ提出した。その素案を基に、現在条例原案を作成中。	3.0
		(2) 制度を策定するプロセスへの市民参加の状況について	平均
		<b>3</b> 「北広島市市民参加条例素案報告書」は北広島市市民参加条例策定市民委員会が作成した。	2.7
		(3) 市民参加の制度化プロセスの情報提供について	平均
		<b>5</b> ホームページで、市民参加条例策定市民委員会の開催予定・議事録・会議資料等の情報を公開してきた。また、コミュニティ放送局(FMメイプル)会議開催予告や広報紙での検討経過内容の掲載等を行ってきた。	2.9

2	制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	(1) 市民参加を推進するための庁内体制について	平均
		<b>4</b> 庁内に、副市長・教育長・全部長職で構成する市民参加条例推進会議を定期的に行き、市民委員会での検討結果の報告等を行ってきた。現在は、条例原案の検討を行っている。また、事務局サポート、庁内啓発を目的に、主査以下(指定職員3名、公募による職員8名)で構成する市民参加条例サポート会議を随時開催してきた。	1.7
		(2) 職員の育成や能力の向上をさせる体制について	平均
		<b>2</b> 庁内の情報サイトで、市民委員会、推進会議での検討内容など、市民参加に関する情報を提供している。	1.5
		(3) 庁内における市民参加の実践事例の共有及び活用について	平均
		<b>2</b> 庁内情報サイトで、市民参加方法実態調査結果を公開している。	1.4

# 北広島市

3. 制度を浸透させるための具体的方策について	(1) 行政情報の発信について	平均	
	4	市ホームページと広報誌でパブリックコメントの募集情報とその結果について市民に情報提供するとともに、一部審議会等の開催予定と議事録・資料についても市民に情報提供をしている。	3.7
	(2) 市民参加手法の整備について	平均	
	3	パブリックコメント制度については、市民参加条例の制定を見据えて、要綱により試行という形で実施している。また、各施策等において、フォーラム、市民説明会、アンケート等を実施している。	2.7
	(3) 審議会等委員の選任方法		
	ア) 審議会等委員への公募市民の選任について	平均	
	5	8審議会等で委員に公募市民を選任している。公募市民委員の比率は38.8%である。(H18年度調)	2.2
	イ) 審議会等委員への女性の登用率について	平均	
	5	審議会等委員に女性が選任されている。(38%)	3.3
	ウ) 審議会等委員の選考機関への市民参加について	平均	
0	審議会等委員の選考機関は設置していない。	0.5	
(4) 市民参加手続のふりかえりについて	平均		
0	市民参加手続のふりかえりを実施していない。	1.2	
4. 総合計画と行政評価への市民参加	(1) 総合計画への市民参加	平均	
	4	前回の総合計画策定では、公募市民4名が参加している。	4.5
(2) 行政評価への市民参加	平均		
5	北広島市外部評価委員会設置要綱により北広島市外部評価委員を設置している。また、内部評価として事務事業評価も行っている。	3.1	
5. 地域社会への市民参加の取り組みについて	平均		
0	地域内分権としての地域協議会の設置はされていない。	1.1	

6. ホームページの活用について	(1) ホームページは発見しやすいか？	平均
	<p><b>4</b></p> <p>ホームページのトップページに「市民参加・協働」の表示があり、「市民参加」の情報はさらに、選択した「2クリック以上で該当ページが開ける」こととしている。</p>	2.3
	(2) ホームページからどんな情報が入手できるか？	
	<p>■平成20年1月28日、北広島市市民参加条例策定市民委員会が「北広島市市民参加条例素案報告書」を上野市長へ提出しました。</p> <p>◇北広島市市民参加条例素案報告書(HTML形式) ◇北広島市市民参加条例素案報告書(PDFファイル1.86MB) 報告書は、各出張所、住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館でもご覧いただけます。</p> <p>■市民委員がつくった「市民参加条例の素案内容」を公表します。(HTML)平成19年12月1日 条例に盛り込みたい内容、提案理由・趣旨の詳細がご覧になれます。</p>	

7. 貴市における市民参加を推進する上でとくに今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

市民参加方法として、有効な手段であるパブリックコメントについては、現在、全世帯のほとんどをカバーする広報紙を媒体として、案の公表及びPC結果の公表を行っている。条例制定後は、PCを行う施策等が増えることが予想される中、経費の増大や原稿締め切りの関係から募集から結果発表まで3ヶ月を要する広報紙を中心としたPC制度とするのか、市ホームページを情報媒体としていくのか検討中である。

8. 貴市において市民参加を考えるにあたって、参考になる、あるいは参考にしている自治体(市だけでなく町村を含めて)を挙げてください。

石狩市、和光市、西東京市、大和市、逗子市、富良野市

# 石狩市

<h2>石狩市</h2>	平均値 <b>4.3</b>	項目別平均点比較 
[担当部局] 企画経済部協働推進・市民の声を聴く課		
[ホームページ] <a href="http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/citizen/government/town_development_top.html">http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/citizen/government/town_development_top.html</a>		

1 市民参加の制度化プロセスについて	(1) 市民参加を推進する条例や指針等の制定について	平均	
	<b>6</b>	「石狩市市民の声を活かす条例」(市民参加条例)を平成14年4月1日より施行し、また「石狩市自治基本条例」を平成20年4月1日から施行した。	<b>3.0</b>
	(2) 制度を策定するプロセスへの市民参加の状況について	平均	
<b>6</b>	市民による石狩市自治基本条例策定組織は、公募市民による「みんなでつくる自治基本条例市民会議」と市民会議の事務を処理する市民会議会員と市職員による「運営会議」によって行われている。市民会議から「石狩市にふさわしい自治基本条例への提言」が市長に提出され、行政で素案を作成し、フォーラムで素案の公表、パブリックコメント、市民意見交換会を経て議会提案のプロセスを取っている。	<b>2.7</b>	
(3) 市民参加の制度化プロセスの情報提供について	平均		
<b>6</b>	市民参加情報並びにすべての審議会等の会議録・資料等の全情報が、広報誌・ホームページ、市役所内閲覧等多様な方法で公開されている。	<b>2.9</b>	

2 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	(1) 市民参加を推進するための庁内体制について	平均	
	<b>4</b>	各部署に市民参加推進担当者を置いてはいないが、「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例」(平成14年4月施行)により市民参加手続について定めており、市民の声を聴く課が主管課となって、定期的な説明会を全庁的に開催し、市民参加の推進を実施している。	<b>1.7</b>
	(2) 職員の育成や能力の向上をさせる体制について	平均	
<b>3</b>	担当部署において、全職員を対象とした市民参加の制度等に関する説明会を開催している。	<b>1.5</b>	
(3) 庁内における市民参加の実践事例の共有及び活用について	平均		
<b>4</b>	市民参加に関する事例がデータベース化されており、すべての職員が情報を入手できる状態になっている。	<b>1.4</b>	

3. 制度を浸透させるための具体的方策について	(1) 行政情報の発信について	平均
	6 市民はホームページや広報誌などから1ヶ月以上前に行政情報や市民参加情報が入手可能になっている。	3.7
	(2) 市民参加手法の整備について	平均
	6 審議会やパブリックコメントなど、市民参加を行なう上で2つ以上の市民参加手法を整備しているが、多くの事例においては1つの市民参加手法にて行なわれている。	2.7
	(3) 審議会等委員の選任方法	
	ア) 審議会等委員への公募市民の選任について	平均
	3 審議会等委員に公募市民が選任されている比率は17%程度である。	2.2
	イ) 審議会等委員への女性の登用率について	平均
	4 審議会等委員に女性が選任されている比率が全体の28%程度である。	3.3
	ウ) 審議会等委員の選考機関への市民参加について	平均
0 審議会等委員の選考機関はない。	0.5	
(4) 市民参加手続のふりかえりについて	平均	
6 市民参加制度調査審議会で「市民参加手続の実施及び運用の状況の評価に関する事項」が議論され「市民参加制度の実施運用状況及び改善方策に関する答申」が出されている。この答申についてはホームページで公表するとともに、全庁で共有し、次年度の市民参加推進に活用されている。	1.2	
4. 総合計画と行政評価への市民参加	(1) 総合計画への市民参加	平均
	6 同条例による「石狩市総合計画策定審議会」を組織し、一般公募により市民が委員として参加している。	4.5
	(2) 行政評価への市民参加	平均
6 1次評価、中間報告(パブリックコメントの実施)、最終評価と3段階の評価作業を行なっている。要綱により、市長が指名する学識経験者及び専門家並びに一般公募の市民による石狩市行政評価委員会を組織し、同委員会により最終評価を行なっている。	3.1	
5. 地域社会への市民参加の取り組みについて	平均	
0 設問で問われている地域協議会の設置は検討していない。	1.1	

# 石狩市

6. ホームページの活用について	(1) ホームページは発見しやすいか？	平均
	<p><b>3</b></p> <p>トップページの「市民生活」(アイコンで表示)カテゴリが記載しており、ここから類推すれば、1クリックで「市民参加」タグへたどり着ける。</p>	2.3
(2) ホームページからどんな情報が入手できるか？		
<p>○市民参加・情報公開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の声を活かす条例・重要施策の検討経過・情報公開・個人情報保護・行政手続</li> <li>・監査委員制度・パブリックコメント</li> </ul> <p>○その他審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石狩市の審議会一覧と開催状況・公募予定審議会一覧</li> </ul>		

7. 貴市における市民参加を推進する上でとくに今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

- ・地域ごとに多様化する市民ニーズの把握
- ・職員の意識向上、市民への協働社会周知並びに参加促進
- ・行政活動情報等の、市民への周知とその手法
- ・審議会の公募委員に重複が見られたり、積極的な参加者が少ない。

8. 貴市において市民参加を考えるにあたって、参考になる、あるいは参考にしている自治体(市だけでなく町村を含めて)を挙げてください。

なし

<h1>北斗市</h1>	平均値 <span style="font-size: 2em; background-color: black; color: white; padding: 5px;">1.1</span>	項目別平均点比較		
	[担当部局] 北斗市総務部企画財政課			
	[ホームページ] <a href="http://www.city.hokuto.hokkaido.jp/">http://www.city.hokuto.hokkaido.jp/</a>			

1 市民参加の制度化プロセスについて	(1) 市民参加を推進する条例や指針等の制定について	<span style="font-size: 2em; background-color: black; color: white; padding: 5px;">1</span>	市の総合計画において、「市民参加による協働のまちづくり」を掲げられている。	平均 3.0
	(2) 制度を策定するプロセスへの市民参加の状況について	<span style="font-size: 2em; background-color: black; color: white; padding: 5px;">0</span>	条例及び規定等の策定予定がない。	平均 2.7
	(3) 市民参加の制度化プロセスの情報提供について	<span style="font-size: 2em; background-color: black; color: white; padding: 5px;">0</span>	市民検討委員会等は設置されていない。	平均 2.9

2. 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて	(1) 市民参加を推進するための庁内体制について	<span style="font-size: 2em; background-color: black; color: white; padding: 5px;">1</span>	全庁的な推進体制の整備について検討中である。	平均 1.7
	(2) 職員の育成や能力の向上をさせる体制について	<span style="font-size: 2em; background-color: black; color: white; padding: 5px;">0</span>	特に何もしていない。	平均 1.5
	(3) 庁内における市民参加の実践事例の共有及び活用について	<span style="font-size: 2em; background-color: black; color: white; padding: 5px;">1</span>	市民参加担当部署においてとりまとめを行っている。	平均 1.4

北  
斗  
市

3. 制度を浸透させるための具体的方策について	(1) 行政情報の発信について	平均
	2 自治体の広報誌で市民に行政情報を提供している。	3. 7
	(2) 市民参加手法の整備について	平均
	1 市長への手紙、メールによる意見は受付後に関係課において対応している。	2. 7
	(3) 審議会等委員の選任方法	
	ア) 審議会等委員への公募市民の選任について	平均
	2 総合計画策定委員等審議会等委員に公募市民を選任されている。	2. 2
	イ) 審議会等委員への女性の登用率について	平均
	2 審議会等委員に女性が選任されている。	3. 3
	ウ) 審議会等委員の選考機関への市民参加について	平均
0 審議会等委員の選考機関はない。	0. 5	
(4) 市民参加手続のふりかえりについて	平均	
0 市民参加手続のふりかえりを実施していない。	1. 2	

4. 総合計画と行政評価への市民参加	(1) 総合計画への市民参加	平均
	4 条例に明記されていないが12人の公募委員が任命されている。	4. 5
	(2) 行政評価への市民参加	平均
0 行政評価を行っていない。	3. 1	

5. 地域社会への市民参加の取り組みについて		平均
4	地域ブロック協議会に一般市民が参加している。	1. 1

6. ホームページの活用について	(1) ホームページは発見しやすいか？	平均
	0 ホームページに「市民参加」のページがない。	2. 3
(2) ホームページからどんな情報が入手できるか？		
市民参加の情報が入手できない。		

7. 貴市における市民参加を推進する上でとくに今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。
なし

8. 貴市において市民参加を考えるにあたって、参考になる、あるいは参考にしている自治体(市だけでなく町村を含めて)を挙げてください。
なし

## あとがき

最後に、この報告書をまとめるにあたって、北海道内35市の市民参加関連部署の方にアンケート調査の依頼を送り、31市から回答をいただきました。ご多忙のところ多くの調査項目に回答をいただきましたことに感謝申し上げます。

また、調査の助成をいただきました秋山記念生命科学振興財団、さらに、本調査を行う上で、示唆に富んだお話しを教えてくださいましたIIHOE(人と組織と地球のための国際研究所)の川北秀人さん、そして、本調査の評価や分析に協力してくれた北海道大学公共政策大学院の岸素明君、石山陽大君に、心より感謝申し上げます。

# 資 料 編

市民参加を推進するための環境整備に関する調査

自治体名	市
------	---

ご記入日	2008年 月 日	
アンケート回答 対象部局（正式名称）		
ご回答確認者		
ご連絡先	電話番号	
	FAX	
参加担当部局 ホームページ		

1. 市民参加の制度化プロセスについて

(1) 市民参加を推進する条例や指針等の制定について

評価指標		
6	自治体経営の理念と条例の体系化を定めた自治基本条例と市民参加を推進するための条例（例：市民参加条例）をともに制定している。	
5	自治体経営の理念と条例の体系化を定めた自治基本条例又は市民参加を推進するための条例（例：市民参加条例）のどちらかが制定している。	
4	市民参加を推進するための具体的な事項が規則や要綱で定めている。	
3	市民参加を推進するための条例又は規則の策定に向けた検討をおこなっている。	
2	—	
1	首長の公約又は今年度の基本方針には掲げられている。	
0	今のところ、条例及び規定等の策定予定はない。	
【調査時の情報】 【自治体ホームページで収集した情報※200字程度】		調査時 点数
【自治体回答欄】		自己採点

(2) 制度を策定するプロセスへの市民参加の状況について

評価指標	
6	最終提言案をもとに行政がまとめた行政素案はパブリックコメントを実施し、議会提案した。
5	最終提言案を議会議員と意見交換し、提言案に反映した。
4	最終提言案を行政職員と意見交換し、提言案に反映した。
3	中間・最終提言案は市民検討委員会等（例：市民懇話会）の委員が作成した。
2	中間報告のとりまとめにあたり、市民説明会等市民意見を聴く機会を設けた。
1	市民検討委員会等（例：市民懇話会）に公募の市民が参加した。
0	条例等を検討するに当たり、市民参加は行われなかった。（条例及び規定等の策定がされていない）
【調査時の情報】	
【自治体ホームページで収集した情報※200字程度】	
	調査時 点数
【自治体回答欄】	
	自己採点

(注1) 市民検討委員会等（例：市民懇話会）は市長が設置し、条例等に盛り込む事項を検討・提言する機関。

(注2) 最終提言案は市民検討委員会等（例：市民懇話会）が作成したものである。市民検討委員会等（例：市民懇話会）の提言をもとに行政がまとめたものが行政素案である。

(3) 市民参加の制度化プロセスの情報提供について

評価指標	
6	多様な方法（ホームページ・広報誌・新聞・テレビ等）で、市民検討委員会等（例：市民懇話会）の開催予定・議事録・会議資料等の情報をすべて提供している。
5	ホームページで、市民検討委員会等（例：市民懇話会）の開催予定・議事録・会議資料等の情報を公開している。
4	ホームページ・広報誌で、市民検討委員会等（例：市民懇話会）の決定事項と経緯の概要を公開している。

3	ホームページで、市民検討委員会等（例：市民懇話会）の決定事項と経緯の概要を公開している。	
2	ホームページで、市民検討委員会等（例：市民懇話会）の開催日時等は公開している。	
1	—	
0	市民検討委員会等（例：市民懇話会）の情報は全く公開していない。（市民検討委員会等は設置されていない）	
【調査時の情報】 【自治体ホームページで収集した情報※200字程度】		調査時 点数
【自治体回答欄】		自己採点

## 2. 制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて

### (1) 市民参加を推進するための庁内体制について

評価指標		
6	各部署に市民参加推進担当者を置き、市民参加案件を検討するための調整会議等が定期的で開催されている。	
5	各部署に市民参加推進担当者を置き、市民参加案件を検討するための調整会議等が随時開催されている。	
4	市民参加を推進するための全庁的な会議または学習会を定期的で開催している。	
3	市民参加を推進するための全庁的な会議または学習会を随時開催している。	
2	市民参加を推進するための手引き（ガイドライン）を作成している。	
1	全庁的な推進体制の整備について検討中または準備中である。	
0	全庁的な推進体制の整備については全く考えていない。	
【調査時の情報】 【自治体ホームページで収集した情報※200字程度】		調査時 点数
【自治体回答欄】		自己採点

--	--

(2) 職員の育成や能力の向上をさせる体制について

評価指標	
6	*全職員が、毎年1回以上、市民参加の制度等に関する研修を受けた。
5	—
4	*全職員が、過去2年以内に、1回以上、市民参加の制度等に関する研修を受けた。
3	*職員のほとんどが上司または担当部署から、市民参加の制度等に関する説明を受けた。
2	*全職員に対し、市民参加の制度等に関する資料を配布し、かつ、職員研修を行った。
1	*全職員に、市民参加の制度等に関する資料を配布した。
0	特に何もしていない。
【調査時の情報】	
【自治体ホームページで収集した情報※200字程度】	
	調査時 点数
【自治体回答欄】	
	自己採点

(3) 庁内における市民参加の実践事例の共有及び活用について

評価指標	
6	市民参加のアイデア事例集（他自治体の事例も含め）を教材として、庁内で定例の学習会が開催されている。
5	市民参加のアイデア事例集（他自治体の事例も含め）を教材として、庁内で随時の学習会が開催されている。
4	市民参加に関するアイデアや事例がデータベース化されており、すべての職員が情報を入手できる状態になっている。

3	市民参加に関する事例等について毎年度とりまとめを行い、全職員に配布されている。	
2	市民参加に関する取り組みのリストを作成し、公表している。	
1	市民参加担当部署においてとりまとめを行っている。	
0	特に何もしていない。	
【調査時の情報】 【自治体ホームページで収集した情報※200字程度】		調査時 点数
【自治体回答欄】		自己採点

### 3. 制度を浸透させるための具体的方策について

#### (1) 行政情報の発信について

評価指標		
6	多様な公的媒体（ホームページ・広報誌・新聞等）を活用し、審議会等の年間スケジュール、市民委員の募集、テーマごとの審議会等開催予定と議事録・資料、パブリックコメントの募集情報とその結果などの市民参加情報について市民に情報提供をしている。	
5	自治体のホームページと広報誌でパブリックコメントの募集情報とその結果について市民に情報提供をしている。さらに、審議会等の開催予定と議事録・資料について市民に情報提供をしている。	
4	自治体のホームページと広報誌でパブリックコメントの募集情報とその結果について市民に情報提供をしている。	
3	自治体のホームページでパブリックコメントの募集情報とその結果について市民に情報提供をしている。	
2	自治体の広報誌で市民に行政情報を提供している。	
1	—	
0	市民参加に関する情報の提供は行っていない。	
【調査時の情報】 【自治体ホームページで収集した情報※200字程度】		調査時 点数

<b>【自治体回答欄】</b>	<b>自己採点</b>

(2) 市民参加手法の整備について

評価指標		
6	2つ以上の市民参加手法を組み合わせる市民参加を行っている。(例：市民説明会とパブリックコメント等の組み合わせ)	
5	住民投票の制度を条例で定めている。	
4	市民による政策提案の制度を条例又は要綱で定めている。	
3	意見交換会（ワークショップ）、シンポジウム、アンケート調査、説明会、公聴会といった市民の意見を求める市民参加を条例又は要綱で定め、行っている。	
2	パブリックコメント制度が条例又は要綱で定められている。	
1	首長への手紙等市民からの意見を言える窓口が設けられている。	
0	市民参加手法を講じていない。	
<b>【調査時の情報】</b>		<b>調査時</b>
<b>【自治体ウェブサイトにて収集した情報※200字程度】</b>		<b>点数</b>
<b>【自治体回答欄】</b>		<b>自己採点</b>

(3) 審議会等委員の選任方法

ア) 審議会等委員への公募市民の選任について（比率は全審議会の平均値とします）

評価指標		
6	審議会等委員に公募市民が選任されている比率が50%以上である。	
5	審議会等委員に公募市民が選任されている比率が40%程度である。	
4	審議会等委員に公募市民が選任されている比率が30%程度である。	
3	審議会等委員に公募市民が選任されている比率が20%程度である。	
2	審議会等委員に公募市民を選任されている。（公募市民が一部の審議会にはいる程度）	
1	—	
0	審議会等委員への公募は行っていない。	
【調査時の情報】 【自治体ホームページで収集した情報※200字程度】		調査時 点数
【自治体回答欄】		自己採点

（注）審議会は市長が設置する機関をいいます。

イ) 審議会等委員への女性の登用率について（比率は全審議会の平均値とします）

評価指標		
6	審議会等委員に女性が選任されている比率が全体の50%以上である。	
5	審議会等委員に女性が選任されている比率が全体の40%程度である。	
4	審議会等委員に女性が選任されている比率が全体の30%程度である。	
3	審議会等委員に女性が選任されている比率が全体の20%程度である。	
2	審議会等委員に女性が選任されている。（女性が一部の審議会にはいる程度）	
1	審議会等委員に女性を登用するためのガイドラインを検討している。	
0	審議会等委員への女性の登用は行っていない。	
【調査時の情報】 【自治体ホームページで収集した情報※200字程度】		調査時 点数

<b>【自治体回答欄】</b>	<b>自己採点</b>

ウ) 審議会等委員の選考機関への市民参加について

評価指標		
6	審議会等委員の選考機関（条例・規則）に、公募の市民が5割以上参加している。	
5	審議会等委員の選考機関（条例・規則）に、公募の市民が参加している。	
4	審議会等委員の選考機関（条例・規則）に、公募ではないが市民が参加している。	
3	審議会等委員の選考機関（条例・規則）の制度がある。	
2	審議会等委員の選考機関が庁内にある。	
1	—	
0	審議会等委員の選考機関はない。	
<b>【調査時の情報】</b>		<b>調査時</b>
<b>【自治体ホームページで収集した情報※200字程度】</b>		<b>点数</b>
<b>【自治体回答欄】</b>		<b>自己採点</b>

(4) 市民参加手続のふりかえりについて

評価指標	
6	審議会で全庁での市民参加手続のふりかえり結果を報告書等にまとめられ、報告書はホームページに公開されている。報告書は全庁で共有、研修が行われ、次年度の市民参加事業に活用されている。
5	—
4	公募市民などが入る審議会で、全庁で市民参加手続のふりかえりが行われた結果が審議され、審議会の評価結果を全庁で共有されている。
3	各担当課で市民参加手続のふりかえりが行われ、全庁で市民参加手続のふりかえり結果を文書レベルで共有している。
2	各担当課で市民参加手続のふりかえりが行われている。
1	—
0	市民参加手続のふりかえりを実施していない。
【調査時の情報】	
【自治体ホームページで収集した情報※200字程度】	
	調査時 点数
【自治体回答欄】	
	自己採点

#### 4. 総合計画と行政評価への市民参加

##### (1) 総合計画への市民参加

評価指標		
6	総合計画審議会条例によって、公募市民が参加して総合計画の推進に関する総合的な調査及び検討を行っている。	
5	総合計画審議会要綱によって、公募市民が参加して総合計画の策定をしている。	
4	総合計画審議会に市が公募する市民が参加している。	
3	総合計画審議会に市長が指名する市民が委員として参加している。	
2	総合計画の策定に市民アンケート等で間接的参加の機会を設けている。	
1	—	
0	総合計画の策定に市民参加の機会を設けていない。(庁内のみで策定)	
【調査時の情報】		調査時
【自治体ホームページで収集した情報※200字程度】		点数
【自治体回答欄】		自己採点

(2) 行政評価への市民参加

評価指標		
6	条例により、市長が指名する学識経験者及び専門家並びに公募の市民によるが行政評価（外部評価）を行っている。	
5	要綱により、市長が指名する学識経験者及び専門家によるが行政評価（外部評価）を行っている。	
4	行政評価（外部評価）の実施を検討している。	
3	行政評価（内部評価）を行っている。	
2	行政評価（内部評価）の実施を検討している。	
1	—	
0	行政評価を行っていない。	
【調査時の情報】 【自治体ホームページで収集した情報※200字程度】		調査時 点数
【自治体回答欄】		自己採点

(注) 行政評価とは事務事業・施策・政策の総称である。

5. 地域社会への市民参加の取り組みについて

評価指標	
6	地域協議会が設置され、すべて公募市民によって運営されている。
5	地域協議会が設置され、町内会役員のほか、公募市民が参加している。
4	地域協議会が設置され、町内会役員のほか、公募ではないが市民が参加している。
3	条例または要綱によって、小・中学校区単位の地域協議会が設置され、町内会役員によって運営している。
2	条例または要綱によらず、小・中学校区単位の地域協議会が設置されている。
1	地域協議会制度の検討を首長の公約又は今年度の基本方針には掲げられている。
0	地域協議会の設置を検討していない。

【調査時の情報】 【自治体ホームページで収集した情報※200字程度】	調査時 点数
【自治体回答欄】	自己採点

(注) 地域協議会とは、市の条例または要綱によって、小・中学校区単位に地域社会の課題を検討する協議機関である。

## 6. ホームページの活用について

### (1) ホームページは発見しやすいか？

評価指標		
6	「市民参加」などのキーワードでトップページから1クリックで該当ページが開ける。見つけやすい工夫や配慮がされている。	
5	「市民参加」などのキーワードでトップページから1クリックで該当ページが開ける。	
4	「市民参加」などのキーワードでトップページから2クリック以上で該当ページが開ける。	
3	トップページの部局名やメニューから類推すれば、「市民参加」にたどり着ける。	
2	トップページからは「市民参加」のページにたどり着けない。（「市民参加」の情報がある）	
1	—	
0	ホームページに「市民参加」のページがない。（「市民参加」の情報がない）または作成中である。	
【調査時の情報】 【自治体ホームページで収集した情報※200字程度】		調査時 点数
【自治体回答欄】		自己採点

--	--

(2) ホームページからどんな情報が入手できるか？

<b>【調査時の情報】</b> 【自治体ホームページで収集した情報を箇条書きで記入】
<b>【自治体回答欄】</b>

7. 貴市における市民参加を推進する上でとくに今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

<b>【自治体回答欄】</b>

8. 貴市において市民参加を考えるにあたって、参考になる、あるいは参考にしている自治体（市だけでなく町村を含めて）を挙げてください。

<b>【自治体回答欄】</b>



「市民参加を推進するための環境整備に関する調査」報告書  
特定非営利活動法人 公共政策研究所  
〒003-0021 北海道札幌市白石区栄通12丁目4-5-401  
TEL:011-836-4315 FAX:011-836-4315  
e-mail [koukyou-seisaku@mail.goo.ne.jp](mailto:koukyou-seisaku@mail.goo.ne.jp)  
<http://www.community.sapporocdc.jp/comsup/koukyou-seisaku/>

この報告書は秋山記念生命科学振興財団の助成により作成しました。